史跡女堀保存活用計画書

平成31年3月 前橋市教育委員会



平成三十一年三月

女堀は、前橋市上泉町から伊勢崎市田部井町(旧佐波郡東村西国定)までの全長約13kmに わたる農業灌漑遺構であり、中世初期の農業史や農業土木史、荘園史を知ることができる重要 な遺跡です。昭和58年に国の史跡に指定され、市内では4地区6地点が指定を受けています。

前橋市では、史跡女堀を適切に保存し、その価値を確実に未来へと受け継ぐことを目的として、その指針となる保存活用計画を策定いたしました。今後本計画に基づいた保存管理を継続するとともに、史跡の活用や整備を進めてまいります。

最後になりますが、本計画策定にあたって貴重なご意見やご指導をいただいた史跡女堀整備 検討委員、文化庁、群馬県教育委員会の皆様をはじめ、日頃より史跡の保存管理にご尽力いた だいている地域の方々に深く感謝申し上げます。

平成31年3月

前橋市教育委員会 教育長 塩 崎 政 江

例 言

- 1 本書は、群馬県前橋市富田町から東大室町に所在する史跡女堀の保存活用計画書である。 本史跡は伊勢崎市にまたがっており、伊勢崎市分の保存管理計画は平成16年に策定済みである (赤堀町・赤堀町教育委員会(2004)『史跡「女堀」保存管理計画書』)。
- 2 本事業は、前橋市教育委員会が主体となり、平成29・30年度の2か年で、国庫補助事業として実施した。
- 3 本事業にあたっては、「史跡女堀整備検討委員会」を設置し、文化庁文化財第二課、群馬 県教育委員会文化財保護課の指導・助言を受けて実施した。「史跡女堀整備検討委員会」の 委員については、第1章第3節に記載している。
- 4 本計画書に掲載した図及び写真のうち、下記のものはそれぞれの機関より提供いただいた。 表紙写真、写真 $2-1\sim6$ 、資料編現況図其 $9\sim18$:群馬県教育委員会

図2-4、写真2-7:伊勢崎市教育委員会

- 5 東大室地区下神沢地点から赤堀地区周辺の現況図作成に関しては、伊勢崎市教育委員会が 作成した現況図をご提供いただき、これを修正して図化した。
- 6 本計画策定に係る事務局の体制は以下のとおりである。

教育長 塩﨑政江 文化財保護課長 田中隆夫 教育次長 橋本誠次(平成29年度) 文化財保護係長 登山伸一

根岸隆夫(平成30年度) 文化財保護係副主幹 小川卓也

指導担当次長 林 恭祐 文化財保護係主任 横山知美(平成30年度)

	目		次	
第1章	計画策定の沿革・目的		第3節	保存管理の方法63
第1節	計画策定の沿革		第4節	現状変更等の内容と許可、届出63
第2節	計画策定の目的		第5節	現状変更等や土木工事等の取扱基準65
第3節	委員会の設置・経緯		第6節	範囲内容確認などの調査について68
第4節	他計画との関係		第7節	史跡の追加指定68
第5節	計画の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		第8節	史跡の公有化69
	史跡女堀の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		第9節	植生管理69
第1節	史跡の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		第10節	周辺環境の保全・・・・・・69
第2節 第3節	各地区の名称について		第7章 第1節	活 用71 活用の方針71
第4節	指定の状況		第2節	活用の方式
第5節	史跡の周辺環境23		第3節	活用促進のための短期的整備······73
	史跡の本質的価値4		第4節	伊勢崎市との連携73
第1節	史跡の本質的価値41			整 備
第2節	史跡の構成要素44	Į	第1節	整備の方針75
第4章	現状と課題52	2	第2節	整備の方法75
第1節	土地利用などの状況52	2	第9章	運営・体制の整備78
第2節	関連する諸法令52	2	第1節	運営・体制の方針78
第3節	諸 課 題		第2節	運営・体制の方法78
	大綱・基本方針6] 保存管理62		第10章	行動計画の策定・実施79 経過観察80
第6章 第1節	 保存管理の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		第11章 ; 第1節	_{経週観祭}
第2節	保存管理の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		第2節	経過観察の方法80
Na G I	が11日至り位力	•	41 2 EK	胜週晚录》为14
	図 片	反	目次	
図 2-1	浅間Bテフラと浅間粕川テフラの分布 8		図 2-14	主な遺跡の分布36
図 2-2	女堀と荘園・御厨・郷 ······ { 女堀の掘削工程模式図 ······ {		図 2-15 図 3-1	史跡周辺の歴史文化遺産と文化・観光施設…40 各地区の構成要素 (富田地区)45
図 2-3 図 2-4	女堀の掘削工程模式図		図 3-1 図 3-2	各地区の構成要素(富田地区)43 各地区の構成要素(二之宮地区峰下地点)…46
図 2 - 5	女堀の底面の勾配		図3-3	各地区の構成要素(二之宮地区東山畑地点)…48
図 2-6	各地区・地点の名称		図3-4	各地区の構成要素 (飯土井地区)49
図 2-7	各地区の指定年度17		図3-5	各地区の構成要素 (東大室地区西神沢地点) …50
図 2-8	各地区の公有化状況2		図3-6	各地区の構成要素(東大室地区下神沢地点)…51
図 2-9	史跡周辺の地質と主な水系24		図4-1	前橋市都市計画図 (部分)53
図 2-10	月ごとの平均気温と最大風速(2018年)25		図4-2	各地区の現況地目55
図 2-11	史跡周辺の環境と代表種22		図 6-1	各ゾーンの区分図62
図 2-12	植生図(二之宮地区峰下地点)・・・・・・・・29		図 9-1	目指す体制 78 経過観察の方法 80
図 2-13	植生図(飯土井地区)・・・・・・・・3	-	図11-1	栓適観祭の万法80
	写直	刘比	反目次	,
			MUV	
写真 1-1			写真 2-7	
写真 1-2			写真 4-1	
写真 1-3			写真 4-2	
写真 1-4			写真 4-3	
写真 1-5 写真 1-6		5	写真 4-4 写真 7-1	
与 具 1 − 0 写真 2 − 1			与具 7 − 1 写真 7 − 2	
写真 2-2			写真 8-1	7
写真 2-3			写真 8-2	
写真 2-4)	写真8-3	仮設盛土による遺構復元の例(史跡女堀)…77
写真2-5	短期排土下の畠と作業道(東大室地区)…20)	写真8-4	VR による遺構復元の例(「総社資料館ナビ」) …77
写真 2-6				
	± :	П	\h_	
	表	H	次	
表 2-1	植生状況調査結果28	3		
表 3-1	史跡の構成要素4	Į		
表 6-1	ゾーン区分ごとの保存管理の方法70)		
表10-1	事業計画79)		

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

女堀は、昭和50年代に群馬県教育委員会が実施した発掘調査により、全長約13kmにおよぶ中世の農業灌漑遺構であることが判明した。発掘調査の成果を受け、「長さ、巾、深さのいずれの点においても当時としてはきわめて大規模であり、当時の人々が大量の労働力を投入して水田開発を推進しようとしていたことを物語る巨大な記念物である」として、昭和58年に富田地区・二之宮地区(東山畑地点)・飯土井地区・東大室地区西神沢地点(旧前橋工業団地地区)・東大室地区下神沢地点(旧東大室地区)の4地区5地点と、旧赤堀町1地区が国指定史跡に指定された。その後、平成6・9・28年に追加指定が行われている(第2章第4節参照)。

史跡指定後は順次公有化を進め、前橋市所在の史跡公有化率は94.2%におよび、現在も継続的に公有化を進めている。このことから、平成23年度に策定された『前橋市史跡整備提言書』において、前橋市に所在する史跡の中でも整備に向けた環境が最も整った史跡との評価を受けている。また、除草などの日常管理のほか、点在する全ての地区において、標柱や説明板の設置を行って見学者の利便性の向上に努めている。

しかしながら、史跡を適切に保存し、その価値を未来へと受け継ぐための基本方針が未策定であることから、国庫および県費の補助を受けて、平成29・30年度に「史跡女堀保存活用計画」の策定を行った。

第2節 計画策定の目的

上述のとおり現在史跡指定地の公有化や、除草・樹木伐採などの日常管理を行っているものの、台風などの災害による掘削排土の崩落や堀法面のき損、樹木の生長による遺構面の破損など、史跡を保存する上での課題を抱えている。また、遊歩道やベンチといった便益設備も未設置であり、植物の繁茂する時期には史跡の見学に支障をきたすなど、活用面での課題も多く残されている。

本計画は、史跡女堀の歴史や現状を整理して、史跡の本質的価値や構成要素を明示し、保存管理や活用、整備、運営・体制の整備にかかる方向性や方法を示して、史跡を適切に保存し、その価値を未来へと受け継ぐことを目的とする。また、史跡女堀は前橋市および隣接する伊勢崎市にまたがっている。伊勢崎市では、平成16年に保存管理計画を定め、現在整備基本計画を策定していることから、各地に点在する地区ごとの特徴や性格を生かしつつ、伊勢崎市で策定した計画や方針との協調を図りながら、史跡としての一体性を損なわないものとする。

第3節 委員会の設置・経緯

本計画の策定に当たっては、平成29年度に前橋市教育委員会を事務局とし、有識者による 「史跡女堀整備検討委員会」を設置し、文化庁文化財第二課・群馬県教育委員会事務局文化財 保護課の指導のもと、検討と協議を行い、平成31年3月に保存活用計画を策定した。設置要綱や委員の構成、協議内容は次のとおりである。

(1) 史跡女堀整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡女堀の保存と整備の方策を立てることに関し、史跡女堀整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、前橋市教育委員会の求めに応じて、史跡女堀の保存・整備の基本計画の策定及び事業の円滑な実施に関する専門的な事項を審議する。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる者につき、教育長が委嘱する委員若干名をもって組織する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 教育長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)
- 第6条 委員会の会議は、教育長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又 は必要な資料の提出を求めることができる。

(顧問)

- 第8条 委員会には顧問を置くことができる。
- 2 顧問は委員を補佐し、適切な助言を行うものとする。

(オブザーバー)

- 第9条 委員会にはオブザーバーを置く。
- 2 オブザーバーは、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 オブザーバーは、委員を補佐し、委員会に関する事務を掌握する。

(庶務)

- 第10条 委員会に関する庶務は、事務局において処理する。
- 2 事務局は、前橋市教育委員会事務局文化財保護課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月10日から施行する。

(別表)

	文化庁文化財部記念物課文化財調査官
 オブザーバー	群馬県教育委員会事務局文化財保護課
	伊勢崎市教育委員会文化財保護課
	その他学識経験を有する者

(2) 史跡女堀整備検討委員名簿

役	職	氏 名	職名
委	員	能登 健(委員長)	前橋市文化財調査委員
		右島 和夫	群馬県立歴史博物館長(伊勢崎市史跡女堀調査整備委員)
		田中 哲雄	元東北芸術工科大学教授
		野口 華世	共愛学園前橋国際大学准教授
顧	問	峰岸 純夫	東京都立大学名誉教授(伊勢崎市史跡女堀調査整備委員)

(3) 協議経過

平成29年度第1回委員会(平成29年9月1日) 史跡の現況と保存活用計画の策定方法について 平成30年度第1回委員会(平成30年8月1日) 保存活用計画の条件・現状・課題整理 植生状況図化業務について

平成30年度第2回委員会(平成30年12月14日) 保存管理・活用・整備ほかの方針・方向性について 植生状況図化業務について





写真1-1・2 委員委嘱式および平成29年度第1回委員会





写真1-3·4 平成30年度第1回委員会





写真1-5・6 平成30年度第2回委員会

第4節 他計画との関係

(1) 上位計画

①第七次前橋市総合計画(平成30年3月策定)

前橋市では、これまで第六次総合計画(平成20~29年度)にて将来都市像「生命都市いきいき前橋」を掲げ、積極的なまちづくりを進めてきた。しかしながら、この間社会経済環境は大きく変化している。少子高齢化社会の進展や経済環境の複雑化・高度化、東日本大震災などの大規模災害や多様な犯罪の増加に伴う安全・安心・健康への意識の高まり、地域課題の多様化・複雑化に伴うNPOなどの市民活動の必要性の高まり、独自財源の確保と行財政改革の必要性など、行政に課される使命が大きくなりつつある。このような低成長時代を前提とした自治体経営が求められる中、「市民一人ひとりが個性と能力を生かし、個々に輝くことにより新しい前橋らしさを創造するまち」として、『新しい価値の創造都市・前橋』を将来都市像に掲げ、「前橋らしさ」を発揮しながらも持続可能なまちづくりの推進を目指している。本計画は、市のすべての行政分野における計画の最上位計画と位置づけられ、相互補完することにより各分野の取組みの効果の促進を図る。

総合計画は、わかりやすく、実効性のある計画を目指して、長期的な視点に立った地域全体の基本理念やまちのあり方を示す「基本構想」と、基本構想のもとで中長期的な重点テーマや施策を示す「推進計画」の2層構成となっている。

女堀に関しては、重点施策のうち「第1章人をはぐくむまちづくり」の中で、「ふるさとを 愛し、未来へ繋げる人づくり」を重点施策とし、文化財の保存管理と活用の促進が示されてい る。

②前橋市教育振興基本計画

教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第1項において、教育基本法に示した教育理念の実現に向けた計画の策定を規定しており、併せて地方公共団体でも同様の計画策定に努めるよう規定されている。このような国の方針に基づき、教育基本法などの国の施策や前橋市の総合計画との整合性を図って、第1期「前橋市教育振興基本方針」を策定した。平成25~29年度の5か年度を計画期間とし、前橋市の教育行政全般における基本理念を定めた。また、各分野の具体施策については各年度に定める「教育行政方針」に反映させ、基本計画の実現を図ってきた。そして、平成30年2月には平成30~34年度を計画期間とする、第2期「前橋市教育振興基本計画」を定めた。

女堀に関しては、社会教育分野の目指すべき方向性として、「地域の文化財・伝統文化・行事・芸能などを継承していくことの意義を学ぶことにより、皆で支え合う環境づくりを図」ることを掲げ、「文化財等の保護と活用」を施策の柱としている。また、教育施設整備分野の目指すべき方向性として、「教育施設の整備に当たっては、所在する地域の歴史・文化・伝統などの特色を生かした整備を目指」すことを掲げ、教育施設の整備を施策の柱とし、文化財施設の適切な維持管理と、活用の促進を図るための計画的な施設整備を施策の目標としている。

(2) 関連計画

①前橋市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく、地方公共団体の都市計画の基本方針であり、前橋市では平成21年に策定した。その後、市域の拡大や社会経済環境の変化、総合計画の改定などを受け、平成27年に改訂した。第六次総合計画で策定された将来都市像「生命都市いきいき前橋」を実現するための政策テーマ別構想の一つとして、「③自然と調和し魅力を創出する『美しい景観のまちづくり』」を掲げ、「②歴史に育まれた文化を育てる」ことを基本方針の一つとしている。また、分野別構想の一つ「3水と緑の整備・保全の方針」として、「歴史と風土を伝える前橋らしい水と緑を守り活かす」としている。

女堀の所在する城南地区では、「交通利便性が活かされた自然や歴史と共生したまち」を将来像とし、基本方針の一つとして「自然や歴史を保全し、これらと共生できる住居環境を形成」することとしている。

②前橋市景観計画

前橋市では「前橋市都市景観条例」の制定(平成5年)、「前橋市景観形成基本計画の策定(平成8年)を行ってきたが、平成17年の景観法の施行や市町村合併による市域の拡大、中核市への移行を受けて、平成21年に「前橋市景観計画」を策定し、併せて「前橋市景観条例」を制定した。「振り返りたくなる風景がある」を計画のテーマとして、赤城山を背景とした眺望の保全を中心とした景観形成方針を定めた。また、大型建築物に対する景観配慮を求めた景観形成基準や景観形成重要建造物の指定基準などを定めている。

女堀が所在する城南地区の地域別課題として、田園風景が失われつつあることや、歴史資産が豊富に残されているものの地域住民にとっては歴史的資源としての認識が低いことが挙げられている。

③前橋市環境基本計画

前橋市環境基本計画は、前橋市環境基本条例の基本方針に基づいて、良好な環境の保全と創造を目的として平成12年に策定された。その後の社会経済情勢や環境政策を取り巻く環境の変化、市町村合併による市域の拡大、中核市への移行、第六次総合計画後期計画の策定により、平成17年と平成25年に改訂している。本計画は、前橋市総合計画を上位計画とするとともに、まちづくりと連動して環境保全を行う必要があることから、「前橋市都市計画マスタープラン」および「前橋市景観計画」と併せて対策を行っている。

本計画では「良好な環境の確保と継承」、「循環型社会構築のための責務」、「地球環境保全の 推進」の3つを基本理念としている。

女堀の所在する城南地区の地区別環境配慮指針には、地区内に所在する大室公園とその周辺の樹林の保護や農地の保全、また河川や溜池などの水辺空間が多いことから河川環境の保全が挙げられている。そして、多くの史跡が残され、前橋総合運動公園などのレクリエーション施設を有する本地区では、史跡・施設と周辺農地を有機的に結合し、活用することを提案している。

第5節 計画の実施

本保存活用計画は、平成31年(2019) 4月1日より発効する。

第2章 史跡女堀の概要

第1節 史跡の概要

女堀は、明確な史料が存在しないことから長らく謎の中世遺構とされ、「推古天皇や北条政子の時代に掘られた堀」や「戦国時代に女がかんざしで掘った堀」といった伝承のみが伝えられていた。その後、昭和50年代に群馬県教育委員会による発掘調査によって、桃ノ木川または藤沢川(前橋市上泉町)を取水口とし、伊勢崎市田部井町(旧佐波郡東村西国定)を終点とする全長約13km、堀幅15~30m、深さ3~4mの中世の農業灌漑遺構であることが明らかになった。全線で堀の痕跡が確認され、途中分水の構造が認められないことから、一斉に工事に着手して安定した水量を確保し、終点である大間々扇状地へ供給することを目的とした農業用水路遺構と考えられている。

堀の掘削工法としては三段階の「段掘工法」がとられ、断面逆台形に掘削し、中央部に通水 溝を設ける。また、工区境とみられる箇所が確認されたことから、小工区・中工区・大工区な どが置かれたと想定されている。しかしながら、掘削深度の測量ミスなどの技術上の問題や、 開削組織の組織的問題、河川の氾濫などの自然災害など諸説あるが、掘削が中断・放棄され、 未完成に終わったと考えられる。

掘削排土の下面からは、天仁元年(1108) 噴火の浅間Bテフラや浅間粕川テフラが検出されている。この浅間粕川テフラの噴出年代は、大治3年(1128) または大治4年(1129) とする考えがある。赤堀地区の調査の結果、浅間粕川テフラの上位に旧表土の堆積が確認されており、噴出後一定時間が経過したのちに開削が始まったと考えられ、東大室町や飯土井町で出土した杭などが11~13世紀代とするC-14年代測定結果を考え合わせると、開削年代は12世紀中葉と想定される。

火山災害により壊滅的な被害を受けた上野国では、12世紀代盛んに荒地の再開発が行われ、赤城山南麓地域でも相次いで荘園や御厨が成立した。淵名荘は、佐位郡一円に立荘された大規模荘園で、鳥羽上皇の妻后待賢門院璋子が大治5年(1130)に造営した仁和寺の一院である法金剛院の所領である。淵名荘の成立時期は不明ながら、法金剛院が御願寺として造営後の近い時期に立荘されたと推定される。そして、女堀の受益地域である佐位郡を支配していたのは秀郷流藤原氏の淵名氏である。立荘論に立てば、御願主である待賢門院璋子が、淵名氏を開発領主として淵名荘を形成し、立荘後荘園開発のために計画されたのが女堀であると理解することができる。そして、女堀の路線周辺は大胡郷や大室荘など淵名氏と同じく秀郷流藤原氏が領主として経営する地域であり、女堀は地域経営のために同族集団が一丸となって開削に当たった壮大な共同プロジェクトであったと考えられる。

これまで蓄積された調査成果の再検証に伴い、開削年代や堀の起点や終点についても新たな 見解が提示されている。また、近年の発掘調査によって新知見や課題が得られ、解明すべき多 くの課題や疑問をはらんでいる。今後女堀の調査や研究の深化に伴って、史跡としての新しい 価値の発見を期待できよう。

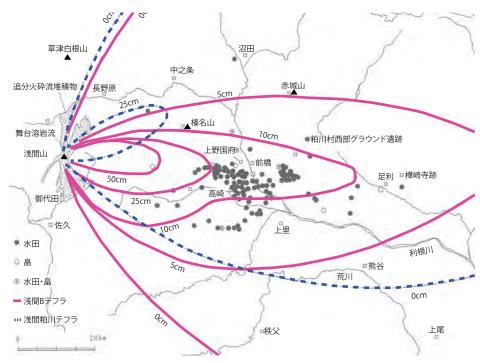


図 2-1 浅間 B テフラと浅間粕川テフラの分布(早田(2004)より。一部改変)

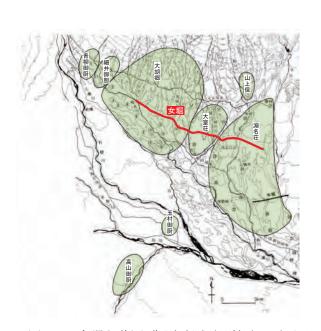
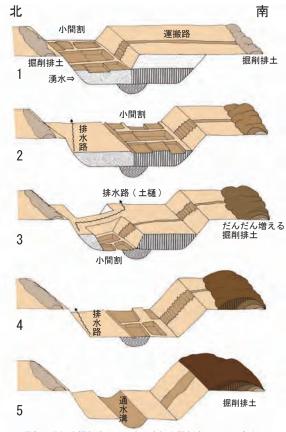
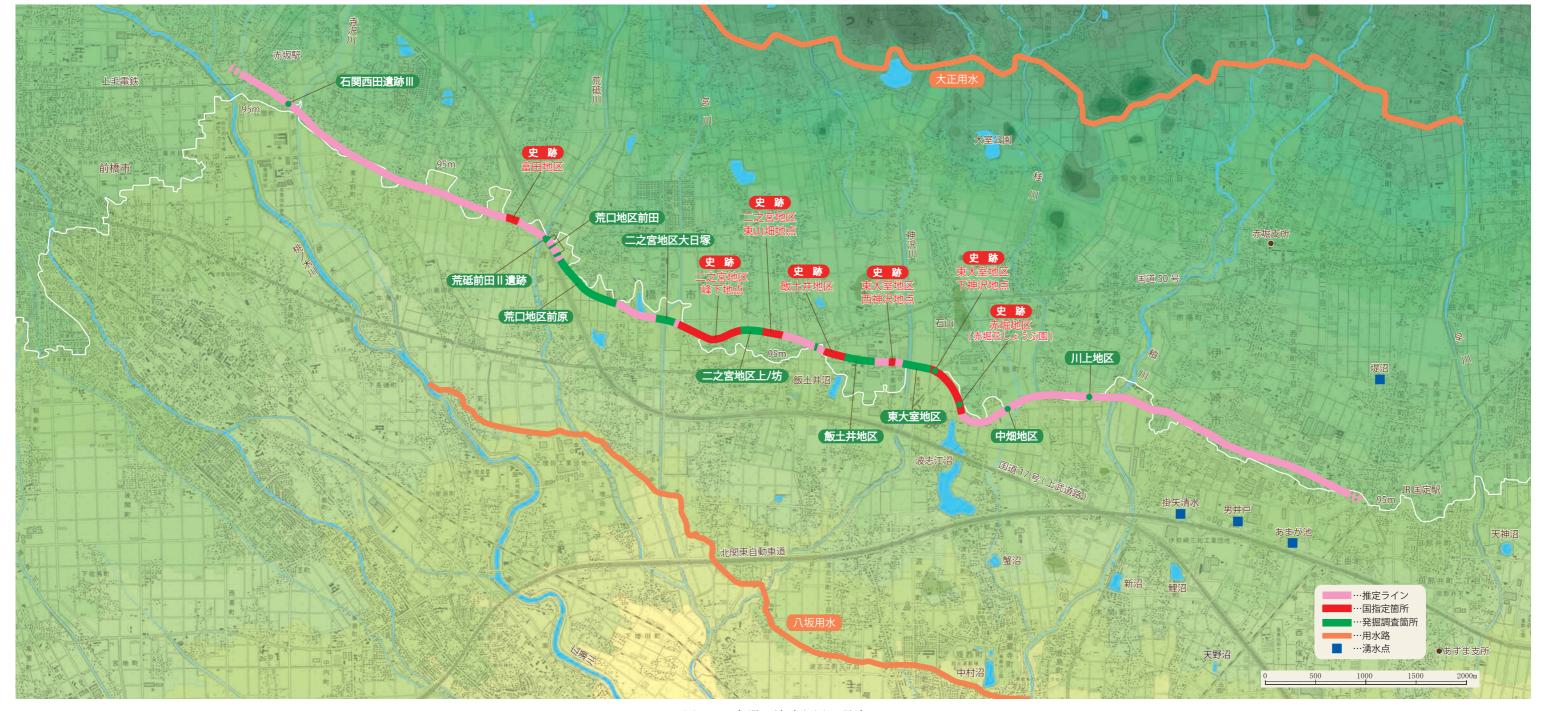


図 2-2 女堀と荘園·御厨·郷(平凡社 (1989) より。 一部改変)



1 最初に北側を掘削する \to 2 次に南側を掘削する \to 3 工事中に は湧水処理のための土樋を設けた排水路を造る \to 4 残土は南側 に運ばれる \to 5 通水溝をつけて完成する

図 2-3 女堀の掘削工程模式図 (平凡社 (1989) より。一部改変)



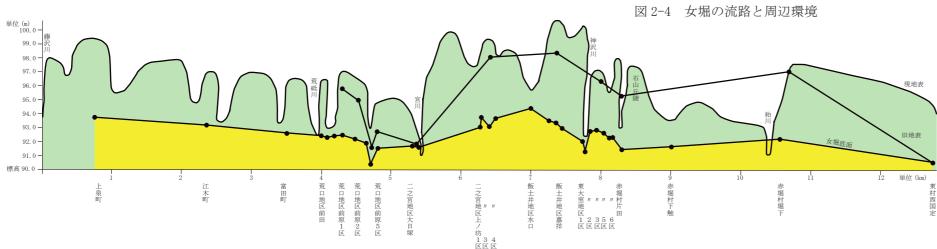


図 2-5 女堀の底面の勾配 (群馬県埋蔵文化財調査事業団 (1985) より作成)

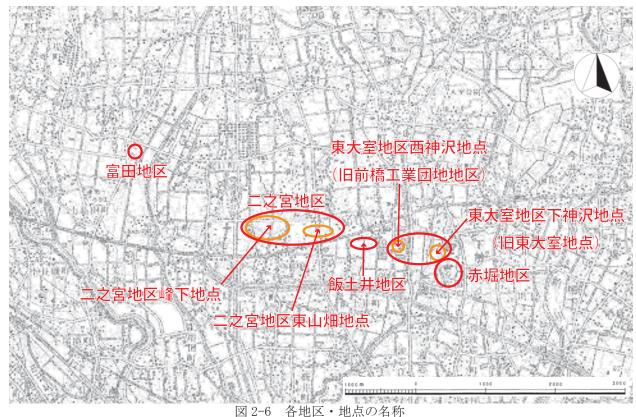
第2節 各地区の名称について

女堀は、その長大な遺構のうち、遺存状態が良好な場所を史跡指定しており、指定地は点在 している。指定箇所を特定するため、指定された地区の名称は町名を付し、複数の町にまたが る場所については代表町名を付して呼称してきたが、「前橋工業団地地区」のみ当時実施して いた工業団地造成事業の名称を地区名としてきた。また、二之宮地区は同一地区内の離れた2 地点を指定しており、同一地区ながら遺構の保存状態などが大きく異なる。名称の設定方法の 不統一や、今後の史跡の追加指定に支障をきたすおそれがあるため、本計画にて地区の呼称方 法を統一し、追加指定などを行う場合には下記により設定することとする。

①地区名称は原則町名を地区名称とし、複数の町にまたがる場合は代表町名を地区名称とする。 ②同一町内に複数の地点が存在する場合は、「町名」を地区名、「小字名」を地点名として呼称 し、「○○地区▲▲地点」とする。

なお、すでに付された名称は可能な限り生かすものとし、上記①・②に沿わないものについ ては名称を変更し、以下のとおり整理する。

【旧地区名】		【新地区名】		
富田地区	\Rightarrow	富田地区		
二之宮地区	\Rightarrow	二之宮地区峰下地点・二之宮地区東山畑地点		
飯土井地区	\Rightarrow	飯土井地区		
前橋工業団地地区	\Rightarrow	東大室地区西神沢地点		
東大室地区	\Rightarrow	東大室地区下神沢地点		



第3節 指定に至る経緯

女堀は、長らく謎の中世遺構とされてきたが、群馬県教育委員会による昭和50年代の発掘調査により、全長約13kmにおよぶ中世の農業灌漑遺構であることが明らかになった。この調査成果から、昭和58年には前橋市内の富田地区・二之宮地区(峰下地点・東山畑地点)・飯土井地区・東大室地区西神沢地点(旧前橋工業団地地区)・東大室地区下神沢地点(旧東大室地区)の4地区6地点と、旧赤堀町1地区が国指定史跡に指定された。その後、平成6年には二之宮地区および飯土井地区、平成9年には赤堀地区、平成28年には二之宮地区峰下地点、東大室地区下神沢地点および赤堀地区にて追加指定を行い、史跡の指定面積は9.4万㎡におよぶ。

第4節 指定の状況

(1) 指定履歴

官報告示 昭和58年10月27日付 文部省告示第126号(史跡指定)

平成6年8月15日付 文部省告示第126号(追加指定)

平成9年9月11日付 文部省告示第165号(追加指定)

平成28年10月3日付 文部科学省告示第145号(追加指定)

(2) 所在地

【富田地区】前橋市富田町

【二之宮地区】前橋市二之宮町、同二之宮町字峰下、同二之宮町宮後、

同二之宮町字東山畑、同荒子町元屋敷、同荒子町字葭沼

【飯土井地区】前橋市飯土井町嘉祥、同西大室町字下蛭沼、同西大室町

【東大室地区】前橋市東大室町字西神沢、同東大室町下神沢

【赤堀地区】伊勢崎市下触町

(3) 指定面積

指定面積 前橋市分 62,395.27m²

伊勢崎市分 32,092.13m²

合 計 94,487.40m²

(4) 指定の概要

1 史跡指定

名 称:女堀

種 別:史跡

指定年月日:昭和58年10月27日

指定基準:6 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関

する遺跡

【富田地区】

群馬県前橋市富田町字宮下

720番

【二之宮地区(東山畑地点)】

451番

群馬県前橋市二之宮町字上ノ坊 同 二之宮町字東山畑

484番の1、484番の2、485番

同 荒子町字元屋敷 633番、639番、640番の1、647番、648番

同 荒子町字諏訪前

652番、653番

右の地域内に介在する道路敷(県道大胡・伊勢崎線に係る部分を除 く。) を含む。

【飯土井地区】

群馬県前橋市飯土井町字嘉祥

543番、559番、560番の6、560番の7、560番の8

西大室町字下蛭沼

1225番の3、1226番の2、1243番の3 右の地域内に介在する道路敷及び水路敷を含む。

【東大室地区(西神沢地点)】

群馬県前橋市東大室町字西神沢

243番の1のうち実測282.25㎡、

243番の2のうち実測623.89㎡、

243番の5のうち実測371.42m²、

243番の6のうち実測212.49㎡、243番の7、

244番のうち実測410.77㎡、245番のうち実測871.92㎡、

246番の1のうち実測33.30㎡

同 飯土井町一ノ堰 1356番の1のうち実測23.70㎡、

1369番の2のうち実測337.21㎡、

1369番の3のうち実測47.47㎡、

1369番地の4のうち実測20.28㎡、

1369番の17のうち実測118.32㎡、1377番

右の地域内に介在する道路敷(東大室町字西神沢244番の西側に接す

る道路敷のうち実測69.65㎡を含む。)を含む。

【東大室地区(下神沢地点)】

群馬県前橋市

県営ほ場整備事業荒砥南部地区における仮換地第六工区 289番、同290番、同314番の1、同314番の2、同315番の2

【赤堀地区】

群馬県佐波郡赤堀町大字下触字牛伏 213番、214番の1、214番の2、215番、216番、217番、乙217番の1、乙217 番の2、乙217番の3、乙217番の4、丙217番、218番、219番の1、219番の 2、219番の3、220番、221番、222番、223番、234番、235番、甲236番の1、 甲238番の1、238番の4、238番の6、238番の7、239番、244番の1 右の地域内に介在する道路敷および水路敷並びに右の地域に接する水 路敷を含む。

明:赤城南麓の台地上に、延長約12キロ、幅およそ20~25mに亘って残存する巨大な用水遺構を女堀 と呼んでいる。

起点は旧利根川河道に近接する前橋市上泉、終点は佐波郡東村西国定であり、上泉の標高 97.5m、西国定の標高90m、わずか7.5mの落差しかないが、12キロに亘って堀と土手が連続的に確 認でき、その規模の大きさにおいて他に例を見ないものである。

昭和54年から群馬県教育委員会・前橋市教育委員会によって発掘調査が実施されているが、その 結果、女堀は幅20~25mに亘って深さもおおむね4m前後、地表より深く広く掘削されていること が確認され、また特に中央部をさらに深く掘り通水溝を設けた部分もあることが判明した。つまり 女堀は通水可能なレベルまで掘削されていることが明らかとなった。しかし通水そのものの痕跡は 確認されず、最終的には全線の通水には成功しなかったものと判断される。女堀は全線に亘り大規 模な掘削が行われたものの、現実には完成寸前に放棄されたものであろう。

女堀の開削にかかわる文献は残されていない。発掘の結果、堀の部分に浅間山B火山灰層、即ち 天仁元年(1108)浅間山噴火により堆積したと推定される火山灰層は検出されず、一方女堀掘削の 排土の下に浅間B層が検出されたことから、その上限は12世紀とすることができる。下限について は、取水口である利根川が現水路に移動する以前、つまり現桃木川が利根川本流であったときに工 事が行われたものとして、14~15世紀よりは下らないとする考え方がある。

女堀の開削主体については諸説がある。つまり平安時代末期女堀流末に存在した淵名荘の開発を 目的に、在地領主藤原氏(秀郷流)が、あるいは鎌倉期、淵名荘(当時は守護領)の開発を目的に 守護(安達氏または北条氏得宗)が、あるいは平安末期、新田荘開発を目的に新田氏が、あるいは 南北朝期、室町時代の守護上杉氏ないし宇都宮氏が、それぞれ開削したとする諸説である。

女堀は、長さ、幅の広さ、深さのいずれの点においても、当時としてはきわめて大規模であり、また台地上を等高線に殆ど平行に掘られている点でも、技術史的に注目すべきものがある。台地に刻まれた女堀は、当時の支配層及び農民が、その持てる技術の限界に挑みつつ、大量の労働力を投入して水田開発を推進しようとしたことを雄弁に物語る巨大な記念物である。今回は遺構の保存状態の良好な、前橋市内富田、二之宮、飯土井、東大室、赤堀村下触の五ヶ所を史跡に指定し、保存を図るものである。

(『月刊文化財』昭和58年1月号より。一部修正。)

2 追加指定

①指定年月日:平成6年8月15日

【二之宮地区(峰下地点・東山畑地点)】

群馬県前橋市二之宮町字峰下 228番の1、245番の1のうち実測743.98㎡

同 二之宮町字峯下 257番の1、257番の2のうち80.48㎡、

257番の3のうち実測126.94㎡、258番、

259番の1のうち実測52.45㎡

同 二之宮町字宮後 289番の1のうち実測39.06㎡、290番の1、

290番の2のうち実測69.72㎡、

291番のうち実測610.41㎡、292番、300番、301番、

302番のうち実測1943.78㎡、304番の1のうち実測13.03㎡、

305番の1、306番のうち実測125.33㎡

同 二之宮町 321番の1

同二之宮町字宮後350番の1のうち実測110.14㎡、353番のうち実測1079.78㎡同荒子町字元屋敷638番の南側に接する水路敷実測73.48㎡を含む。

同 荒子町字葭沼 乙527番の4、乙527番の5、乙527番の6

【飯土井地区】

群馬県前橋市飯土井町 445番の1、445番の2

同 飯土井町字嘉祥 560番の3、560番の4、560番の5、560番の15、560番の16

右の地域内に介在する道路敷(560番の8の南側に接する道路敷実測

79.76㎡含む。) 及び水路敷を含む。

(解除)【二之宮地区(東山畑地点)】

群馬県前橋市荒子町字元屋敷 633番

説 明:女堀は、古代末期に赤城山麓に開削された未完成の用水遺構で、上泉(桃木川を取水口と考えた場合)を起点とすれば全長12キロメートル強となる。現在このうち保存状況の良好な5か所、全長およそ1.5キロメートルが指定されている。今回左記の3か所(4地点)を追加指定するとともに1か所を解除する。

①女堀沼全体と土手の一部。全長約800メートルあり、遺構の保存はきわめて良好で堀部分は養魚場、土手部分は山林となっている。②二之宮地区の土手部分③飯土井地区の土手、堀の部分(2か所)

以上はいずれも58年指定時地権者の指定についての了承が得られなかった部分である。また、二 之宮地区の1か所(一筆)は、旧状をとどめていないため解除する。

(『月刊文化財』平成5年6月号より。)

②指定年月日:平成9年9月11日

【赤堀地区】

群馬県佐波郡赤堀町大字下触字牛伏 224番、225番、228番の1、238番の5、238番の8、238番の9、

238番の10、240番の1、241番の1、乙241番、244番の2、

226番の2に南接する道路敷

次に掲げる地域に接する道路敷及び水路敷

224番、225番、228番の1、240番の1、241番の1、乙241番、

244番の2

説 明:女堀は、古代末期に赤城山麓に開削された未完成の用水遺構である。全長は前橋市上泉を起点と し、佐波郡東村西国定にいたる12kmに及び、古代末期の東国領主層による大規模な土地開発の状況 を示す貴重な遺跡として、保存状態の良好な5か所、延長1.5kmについて史跡に指定し、その保存 を図っている。

今回は、このうち一部である赤堀町下触地区について地域を追加して指定し、既指定地を一体と してその保存を図るものである。

③指定年月日:平成28年10月3日

【二之宮地区(峰下地点)】

群馬県前橋市二之宮町峰下

227番1、229番1、244番2、245番2のうち実測58.85㎡

220番のうち実測1773.24㎡、423番4のうち実測113.37㎡

【東大室地区(下神沢地点)】

同 前橋市東大室町

同 伊勢崎市下触町

【赤堀地点】

233番のうち実測328.23㎡、236番 2 、236番 3

群馬県伊勢崎市下触町228番 1 と同233番に挟まれる道路敷のうち実測 49.44 m²、同236番 2 と同238番87に挟まれる道路敷のうち実測18.03 m² を含む。

説 明:群馬県赤城南麓の台地上に延長約13km、幅およそ15~30mにわたって残存する巨大な用水遺構を「女堀」と呼んでいる。

その起点は旧利根川河道に近接する前橋市上泉町、終点は伊勢崎市田部井町であり、上泉の標高が97.5m、田部井の標高が90mで、わずか7.5mの落差しかないが、13kmにわたって堀と土手が断続的に確認でき、その規模の大きさにおいてほかに例を見ないものである。

昭和54年から群馬県教育委員会、前橋市教育委員会によって発掘調査が行われ、その結果、先述の規模のほか、深さおおむね4m前後にわたって掘削されていること、掘削途中を示す小間割が残されていること、通水そのものの痕跡がないことが確認された。このように、長さ、幅の広さ、深さなどいずれの点においても大規模であり、台地上を等高線にほとんど掘られている点でも土木工学的に注目すべきことであることから、遺構の保存状態が良好な部分である、前橋市富田、二之宮、飯土井、東大室、赤堀村(現伊勢崎市)下触の各地区が昭和58年に史跡に指定され、その後、平成6年には二之宮、飯土井、平成9年には赤堀の各地区の一部がそれぞれ追加指定された。

開削の時期についての文献は残されておらず、指定前の発掘調査の結果、堀の部分に天仁元年 (1108) に浅間山の噴火により堆積した浅間山Bテフラが検出されず、女堀の堀掘削排土の下に浅間山Bテフラが検出されたことから、12世紀以降と考えられていたが、平成12~15年に行われた前橋市荒砥前田Ⅱ遺跡や平成23年に行われた伊勢崎市赤堀地区発掘調査において、女堀掘削排土下の浅間

山Bテフラの上位に浅間粕川テフラが確認されたことにより12世紀中頃から後半と考えられている。 女堀の終末地点である伊勢崎市田部井町はこのころに仁和寺法金剛院領である淵名荘の範囲内で あったと考えられ、女堀の開削もこの荘園の開発と関係があったと推定されている。また、近年の 伊勢崎市教育委員会による発掘調査の結果、小間割が残されており未完成であったことが再確認で き、堀の両側に置かれた排土の範囲も順次確認されてきている。

今回は、前橋市の二之宮地区、東大室地区、伊勢崎市の赤堀地区の条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(『月刊文化財』平成28年9月号より。一部修正)



(5) 指定にいたる調査成果

昭和50年代に圃場整備事業に伴って群馬県教育委員会が発掘調査を実施し、遺跡解明の端緒となった。昭和54~57年にかけて前橋市域の6地点で女堀の発掘調査が行われ、以下のような事柄が明らかとなった。

- ①前橋市上泉町の桃ノ木川または藤沢川を取水口とし、伊勢崎市田部井町(旧佐波郡東村西 国定)を終点とする全長約13kmにおよぶ農業用水路遺構であること。
- ②掘削排土の下位から浅間Bテフラを含む畠が検出されたことから、その開削時期は12世紀中頃と想定されること。
- ③工法としては断面逆台形に掘削し、中段中央部に通水溝を通すものであること。
- ④調査の結果工区境とみられる箇所が確認されたため、工事は大・中・小の工区を設定した 分担が想定されること。
- ⑤開削者は淵名荘の領主である淵名氏とし、火山災害によって荒廃した水田の再開発である こと。
- ⑥全線で掘削が行われたものの測量技術上の問題や内政問題、自然災害などにより中断・放棄されたこと。

また、前橋市でも昭和56年に圃場整備に伴う富田地区での発掘調査が実施され、女堀とその掘削排土が確認された。

その後平成12~15年にかけての荒砥前田II遺跡の発掘調査や、平成23年からの伊勢崎市教育委員会による女堀の範囲内容確認調査において、掘削排土下の浅間Bテフラの上位に間層を挟んで浅間粕川テフラが検出されたことにより、女堀の開削時期に新たな検討材料が加えられることとなった。また、平成18年に発掘調査を実施した石関西田遺跡では、排水処理溝や小間割が確認されている。

平成23年度から伊勢崎市教育委員会により実施されている範囲内容確認調査では、新たに排 土範囲が確認されるなど、史跡の新たな知見と課題が浮き彫りにされている。



写真2-1 女堀航空写真(二之宮地区峰下地点)



写真2-2 女堀航空写真(飯土井地区より東を望む)





写真 2-3 工事が完成している工区 (飯土井地区嘉祥) 写真 2-4 工事が中断された工区 (二之宮地区上ノ坊)



写真2-5 掘削排土下の畠と作業道(東大室地区)



写真 2-6 大小の小間割(東大室地区)



写真2-7 掘削排土の土層断面(伊勢崎市赤堀地区)

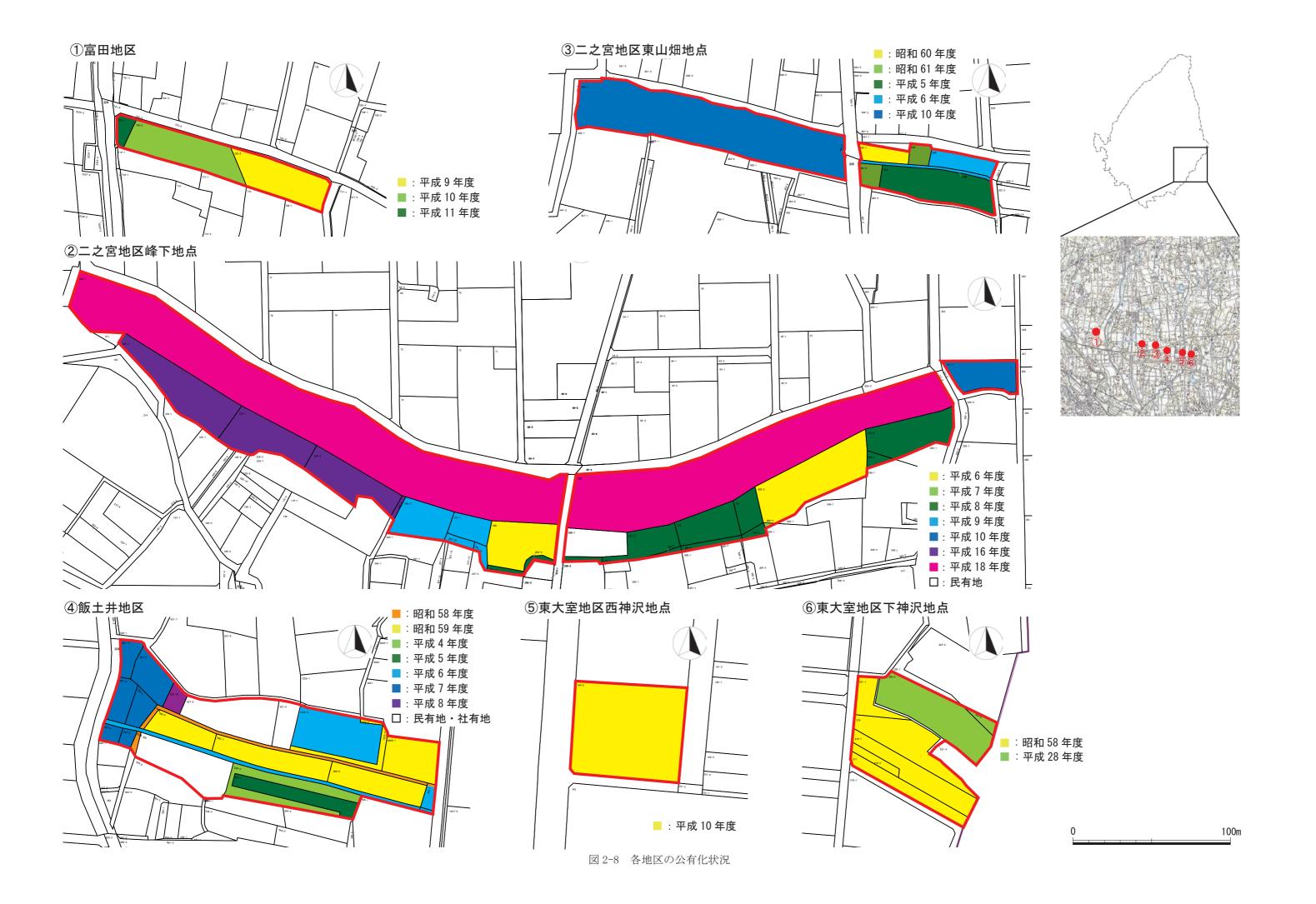
(6) 指定地の状況

前橋市では、史跡指定後の昭和58年より順次公有化を進め、公有化率は94.2%におよぶ。現在も継続的に公有化を進めている。

指定面積 62,395.27m² (前橋市分)

(内訳) 市有地 58,784.27m²

民有地 3,611m²



第5節 史跡の周辺環境

(1) 前橋市の地勢

1 地形・地質

前橋市は、群馬県の中央部よりやや南に位置し、東京から北西約100kmの地点にある。市域は、東西約20km、南北約27kmで、面積は311.59kmにおよぶ。地形・地質の特徴から、前橋市の地域を大別すると、北部の赤城火山斜面および火山麓扇状地(赤城山麓)と、南西部の洪積台地面(前橋台地)、これらにはさまれて北西~南東方向に地溝状に広がる沖積低地(広瀬川低地帯)、そして市を東西に分断して南流する現利根川の氾濫原の4地域に区分される。

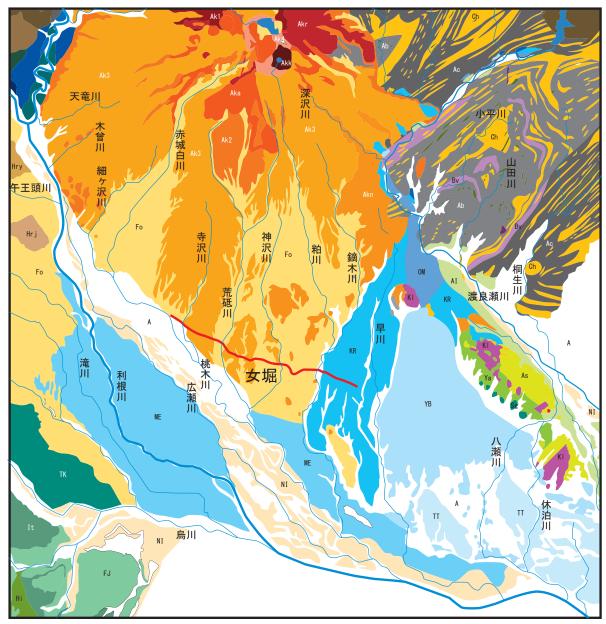
県中央部に位置し雄大な裾野を持つ赤城山頂までを市域とし、前橋市の最高標高は黒檜山南面の1,828mにおよぶ。赤城山南麓に形成された赤城火山斜面および火山麓扇状地に沿って北から南に向かって緩やかな傾斜となり、市の中央部から南部にかけては、標高100m前後の関東平野が広がり、最低標高は下阿内町の64mとなる。

女堀が所在する赤城山南麓は、藤沢川や荒砥川、神沢川、粕川といった中小河川の流下に よって樹枝状に解析され、微視的には台地と沖積地が複雑に入り組んだ起伏に富んだ地形と なっている。

女堀は、赤城山南麓の裾野にあたる前橋市上泉町から伊勢崎市田部井町(旧佐波郡東村西国定)にかけての全長約13kmにおよぶ。取水源は前橋市上泉町地点の桃ノ木川や藤沢川が想定され、樹枝状の解析谷と、泥流堆積物層の原形面が残る地形を、ほぼ標高95mの等高線に沿った形でその流路を東に取る。さらに、赤城山火山麓扇状地の東に広がった、旧渡良瀬川により形成された大間々扇状地へと至り、乏水地域である大間々扇状地の扇央部にあたる桐原面にある伊勢崎市田部井町(旧佐波郡東村西国定)まで連続して遺構が確認されている。

2 気 候

北西に連なる赤城、上信越の山々に囲まれ、やや内陸性を帯びて降雨量は少ない。気象庁発表の過去30年の気象データ(1981~2010年)でみると、年間の平均気温は14.6℃であるが、1月の平均気温が3.5℃に対し、8月の平均気温は26.4℃となり、寒暖差が大きく四季の変化に富んでいるのが特徴である。例年11月から翌年4月にかけて晴天が多く、北西の季節風が吹き、特に冬期は「赤城おろし」と呼ばれる強い風が吹く。6月から8月にかけては南東の風が吹き、気温も高く、激しい雷が起こる。また、近年夏季を中心に狭い地域で大量に降る集中豪雨も発生し、台風などとともに史跡にき損をおよぼす事態も発生している。



■■■■■■: 赤城山噴出物 (Akk Ak4 Ak3 AKa Ak2 Akr Ak1 Akn)、■■: 榛名山噴出物 (Hry Hrj)、■: 山麓堆積物 (Fo)、■: 大間々面 (OM)、■: 桐原面 (KR)、■: 相生面 (AI)、■: 藪塚面 (YB)、■: 館林・邑楽台地 (TT)、■: 前橋台地 (ME)、■: 高崎台地 (TK)、■: 藤岡台地 (FJ)、■: 自然提坊堆積物 (NI)、□: 沖積 (A)、■■■: 足尾群層 (Ab AS Ac)、■: 藪塚層 (Ya)、■: 板花層 (It)、■: 原市層 (Hi)、■: 菅塩礫層 (Sg)、■■: 異地性岩体 (Ch Bv)、■: 金山流紋岩類

図 2-9 史跡周辺の地質と主な水系 (群馬県地質図作成委員会 (1999) より作成)

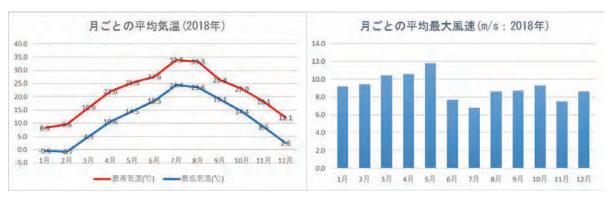


図 2-10 月ごとの平均気温と最大風速 (2018年)

3 動植物相

①概 要

史跡女堀が所在する城南地区は前橋市の南東部に位置し、その大部分が農地となっている。 樹林としては、社寺林や屋敷林など小面積のものが地区内に点在しているほか、前橋市西大室 町にある大室公園や乾谷沼、荒口町にある前橋総合運動公園の周辺に広葉樹林やアカマツ林が 一定面積分布しており、外来種や用材種の樹木も多いながら重要な景観資源を形成している。

地区内には桃ノ木川や寺沢川、荒砥川、神沢川、粕川といった多くの中小河川が流下するほか、乾谷沼や五料沼などの溜池が点在しており、豊かな自然環境に支えられて生物相の種類も豊富である。特に大室公園周辺では、鳥類44種、小動物10種、昆虫162種、植物268種、魚類5種、水生生物10種が確認されており、オオタカやイタチ、トウキョウダルマガエル、ウキゴリなど絶滅のおそれのある貴重種も多く確認されている。大室公園よりやや西側に位置する荒砥川流域では、鳥類34種、小動物14種、昆虫212種、植物199種、魚類7種、水生生物22種が確認され、大室公園付近同様生物相の種類が豊富であり、豊かな自然環境を裏付ける。

②植 生

これまで史跡指定地内の植生調査が未実施であり、植生管理のための基礎データの収集を目的として、本計画策定にあたり樹木の植生状況調査を行った。調査地は、指定地内に樹木が繁茂している二之宮地区峰下地点および飯土井地区の2地点とした。調査対象は胸高直径10cm以上の樹木とし、調査項目は樹種・樹高・胸高直径とし、分布図の作成を行った。分布図の作成にあたっては、樹種を4大別の上色分けしてプロットした。

①外来種:ニワウルシ、ハリエンジュなど。

②人工林:スギ、ヒノキなど。

③自然林:群馬県『群馬県植物誌 改訂版』(1987) にて産量が「普通」「やや普通」とされたもの。ムクノキ、コナラ、エノキなど。

④その他:群馬県『群馬県植物誌 改訂版』(1987) にて産量が「まれ」「ややまれ」とされたもの。シロダモ、キハダなど。

【二之宮地区峰下地点】

調査の結果本地点では38種857本が確認された。調査地点の樹木全体に占める割合としては、ムクノキやコナラなどの「自然林」が64.9%、シロダモ、キハダなどの「その他」が2.9%と、両者合計で全体の約7割を占め、良好な自然環境が維持されているといえる。一方、ハリエンジュなどの「外来種」は23.9%、スギやヒノキなどの「人工林」は8.1%を占めている。ニワウルシなどの外来種は非常に繁殖力が高く、特にハリエンジュは地下茎を張って周囲に分布するため、撤去しない場合には本数の増加のみならず自然林の生育にも影響を与え、全体の割合の増加が予測される。

次にそれぞれの分布をみると、「自然林」は南北の掘削排土部分全体に分布し、これに混じるような形で「その他」がまばらに分布している。「人工林」は南側掘削排土東部と中央部に密集して分布しており、掘削排土南側の住宅の防風林として植栽されていたと考えられる。「外来種」も南北の掘削排土部分全体に分布するが、特に北側の分布が密で、堀法面にも生育している。ハリエンジュやニワウルシなどの外来種は非常に大きく成長するため、倒木などが発生した場合史跡をき損するおそれが大きい。

【飯土井地区】

調査の結果本地点では12種85本が確認された。調査地点の樹木全体に占める割合としては、ムクノキやエノキなどの「自然林」が69.4%と全体の約7割を占める。南北の掘削排土部分全体に分布しており、二之宮地区峰下地点同様良好な自然環境が維持されていると言える。一方、「人工林」としたマグワは北側掘削排土の西端に密集して分布し、樹木全体の29.4%を占める。養蚕のために植えられていたものが野生化したと考えられる。「外来種」としては南側掘削排土部分にて二ワウルシが1本のみ確認されたものの、その繁殖力から今後増加するおそれがある。

今回の調査の結果、両地点とも「自然林」および「その他」の合計が約7割近くを占め、里山の良好な自然環境を維持していることが確認された一方、「外来種」も一定量分布していることが明らかになった。特に二之宮地区峰下地点では全体の1/4を占め、堀法面や掘削廃土斜面に生育しているものも多く、倒木により史跡のき損が生じるなど、伐採除去が喫緊の課題といえる。なお、今回草本類の調査を行うことができなかったため、今後実施して適切な植生管理を図る必要がある。

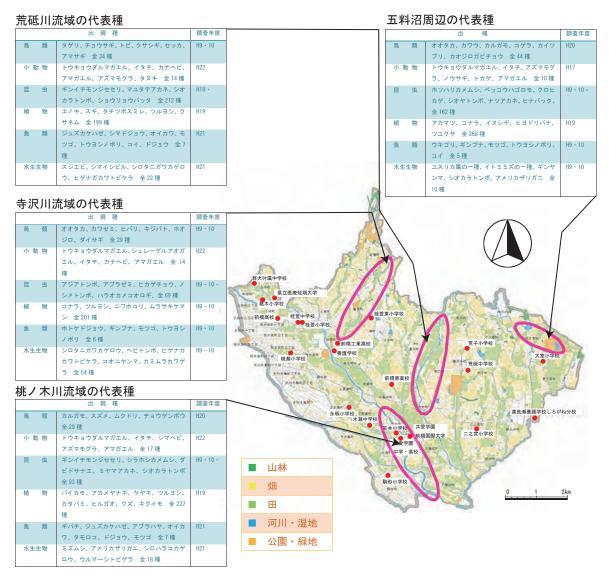


図 2-11 史跡周辺の環境と代表種 (「前橋市環境基本計画 (H25)」・前橋市 HP 「いきものギャラリー」より作成)

二之宮地区峰下地点

二乙宮地区峰下地点						
No.	分類	樹種	本数	小計(割合)		
1		シュロ	24			
2	外来種	ニワウルシ	94	205(23.9%)		
3	八八任	ハリエンジュ	86	200(20:070)		
4		モクレン	1			
5	人工林	スギ	59	70(8.1%)		
6	八工小	ヒノキ	11	70(0.170)		
7		アカメガシワ	21			
8		エゴノキ	22			
9		エノキ	48			
10		オニグルミ	1			
11		カキノキ	9			
12		カジカエデ	2			
13		クヌギ	12			
14		クリ	2			
15		ケヤキ	14			
16		コナラ	103			
17		シラカシ	90			
18	自然林	ヌルデ	8	557(64.9%)		
19		ネコヤナギ	2			
20		ネズミモチ	1			
21		ネムノキ	1			
22		ハリギリ	5			
23		フジ	10			
24		マルバヤナギ	3			
25		ミズキ	2			
26		ムクノキ	181			
27		ヤブツバキ	7			
28		ヤマザクラ	8			
29		ヤマネコヤナギ	5			
30		オノエヤナギ	1			
31		カジノキ	2			
32		キハダ	3			
33	その他	コゴメヤナギ	1			
34		シロダモ	6	25(2.9%)		
35		シロヤナギ	2			
36		センダン	2			
37		タブノキ	3			
38		レサカキ	5			

飯土井地点

No.	分類	樹種	本数	小計(割合)
1	外来種	ニワウルシ	1	1(1.1%)
2	人工林	マグワ	25	25(29.4%)
3		エノキ	17	
4		クヌギ	4	
5		クリ	3	
6		コナラ	2	
7	自然林	サンショウ	1	59(69.4%)
8	日然你	シラカシ	1	33(03.470)
9		ツルウメモドキ	1	
10		ヌルデ	2	
11		ネムノキ	3	
12		ムクノキ	25	
	<u>e</u>	85	85	

二之宮地区峰下地点



表 2-1 植生状況調査結果

857

857

合

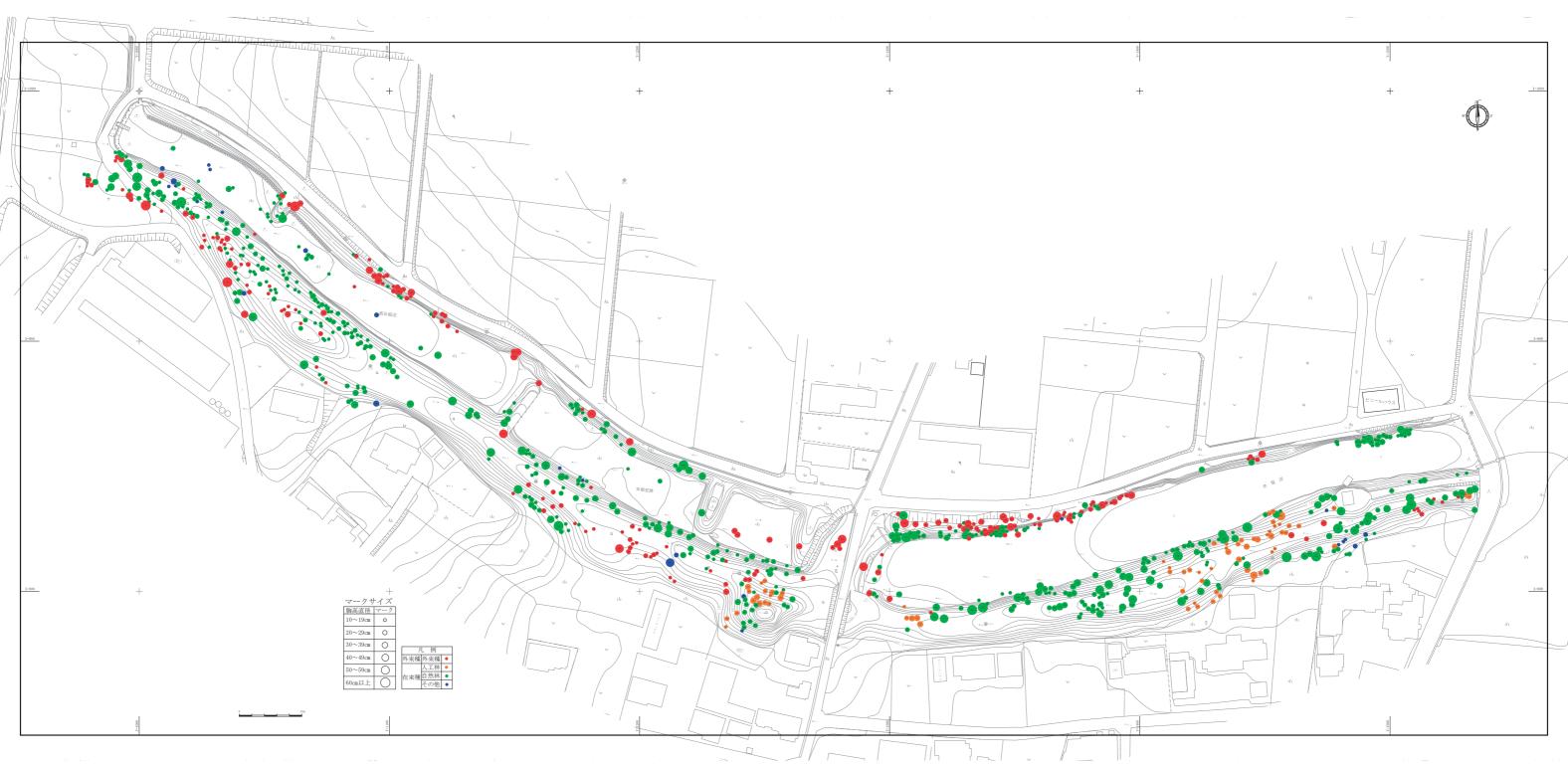
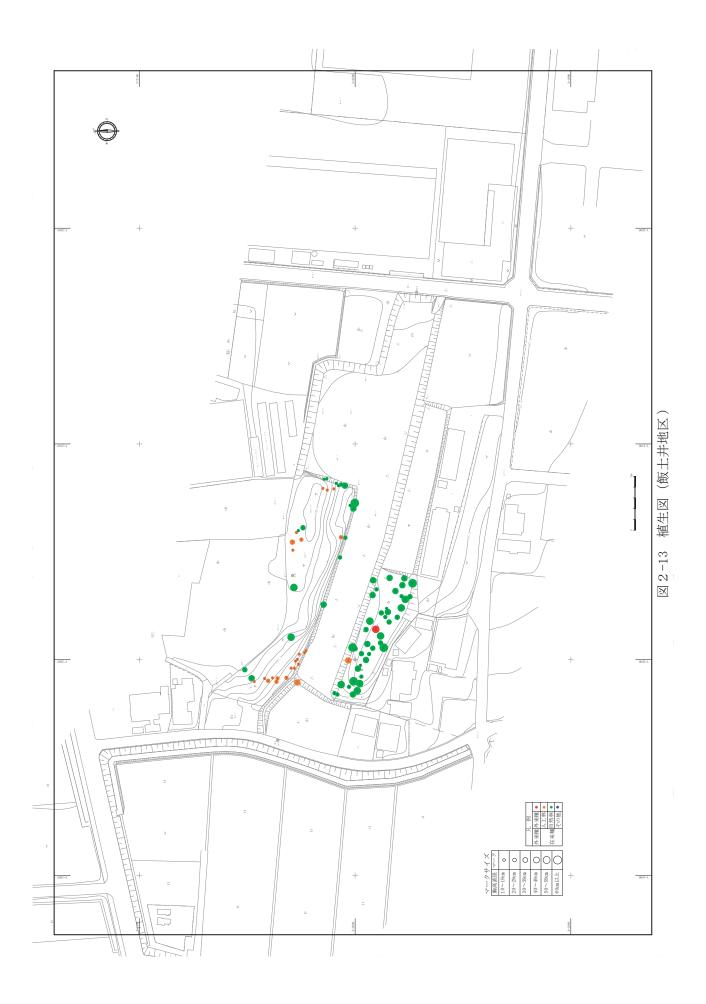


図 2-12 植生図 (二之宮地区峰下地点)



(2) 歴史的環境

前橋市では旧石器時代から近世にかけての数多くの歴史遺産が存在し、往時の様子を今に伝える。ここでは女堀周辺地域の歴史的環境について、主に発掘調査が実施された遺跡の様相から概観する。

【旧石器時代~弥生時代】

赤城山南麓地域~大間々扇状地では旧石器時代の遺跡の検出例が非常に多く、いわゆる「暗色帯」に出土層位を持つ県内最古の群馬 I 期から、浅間大窪沢テフラ~浅間板鼻黄色テフラに出土層位を持つ旧石器時代最終末の群馬 V 期まで枚挙にいとまがない。環状ブロック群が検出され、該期の集落研究の画期をもたらした下触牛伏遺跡(1)や、槍先形尖頭器製作の大規模拠点である武井遺跡(2)、湧別技法による細石刃製作を行い、荒屋型彫器が伴う頭無遺跡(3)など研究上重要な遺跡も多い。赤城山の南麓一帯は、中小河川や湧水点も多く多様な自然環境に恵まれており、平野部と山間部を結ぶ地理上の結節点であったことから、多くの遺跡が残されたものと考えられる。

続く縄文時代も、時期によって増減はあるものの引き続き遺跡数は非常に多く、小河川流域の台地縁辺部や開析谷の谷頭周辺に多い傾向がある。微隆起線文土器や局部磨製石斧など草創期の遺物を出土した小島田八日市遺跡(4)や、県内でも出土事例が少ない早期中葉~後葉にかけての良好な土器群を出土した頭無遺跡(3)、中期後半の大規模集落である上ノ山遺跡(5)、後期初頭~前葉の敷石住居が出土した荒砥二之堰遺跡(6)、後期中葉の住居や配石遺構が検出された横俵大道遺跡(7)などがある。

縄文時代後期以降遺跡数は逓減し、弥生時代に至っても比較的少ない。中期後半の遺跡としては荒砥北三木堂遺跡(8)や荒砥島原遺跡(9)、後期の遺跡としては富田宮下遺跡(10)や荒砥前田 II 遺跡(11)などで住居跡が検出されているがその数は少なく、集落規模も小さいものであったと考えられる。

【古墳時代】

古墳時代に入ると遺跡数は急激に増加し、谷頭周辺や小河川周辺の台地縁辺部に集落が築かれる。集落跡としては富田宮下遺跡(10)や柳久保遺跡群(12)などがあり、居住域に隣接して周溝墓などの墓域も確認されている。また、二之宮千足遺跡(13)では前期~中期にかけての浅間Cテフラ~榛名二ツ岳テフラの上下面で5面の水田が検出され、荒砥天之宮遺跡(14)では浅間Cテフラを鋤込んだ畠が確認された。中期になると、前期から継続する集落と新たに形成される集落が作られるようになる。前者の遺跡には荒砥前田Ⅱ遺跡(11)や柳久保遺跡群(12)があり、後者の遺跡には荒砥天之宮遺跡(14)などがある。荒砥天之宮遺跡では溜井が確認されており、新たな灌漑技術の導入によって生産域を拡大させ、集落を展開したと推定されている。女堀周辺では古墳時代前期にさかのぼる古墳は確認されておらず、中期後半になって赤堀茶臼山古墳(15)や今井神社古墳(16)などの大型前方後円墳が出現し、白藤古墳群(17)などの初期群集墳が作られるようになる。後期では、中期までに成立した集落がさらに拡大し、柳久保遺跡群(12)などで大規模な集落が確認されている。安定した生産基盤に支えられ、前二子古墳・中二子古墳・後二子古墳を中

心とした大室古墳群(18)が赤城山南麓地域に継起的に築かれた。

【古 代】

現在の群馬県域は、律令制下の上野国に相当し、女堀の路線は勢多郡から佐位郡にかけての地域にあたると考えられる。上西原遺跡(19)は、方形区画内に基壇建物や掘立柱建物などが整然と配置され、「勢」印を持つ瓦や飾金具、塑像、瓦塔など特殊遺物が出土しており、寺院や勢多郡衙の一部と推定される。また、三軒屋遺跡(20)では礎石建物や掘立柱建物が多く検出され、総柱式の八角建物は「上野国交替実録帳」記載の「八面甲倉」と一致することから、佐位郡正倉跡として史跡指定されている。

高崎市山名町に所在する特別史跡山上碑は、681年に放光寺の僧である長利が母の黒売力自のために建てた追善供養碑であるが、母方の系譜に「新川臣」や「大児臣」など赤城山南麓の地名を持つ氏族の名が見える。また、茂木山神 II 遺跡(21)では「大兒万歳口」と墨書された坏が出土していることから、赤城山南麓における「大兒(大胡)」の地名や地名を有する氏族の存在は古代以前にさかのぼると考えられる。

集落跡は、古墳時代から継続するものが多いが、新たに住居域とする集落も見られ、集落規模や密度も増加傾向にある。これは、古墳時代に開拓された水田のみならず、奈良時代から平安時代にかけて新たに水田として開拓された結果と考えられる。すでに沖積地の多くが開発され、荒砥諏訪西遺跡(22)では微高地上まで開田するなど生産域が拡大している。荒砥前田遺跡(23)や荒砥宮田遺跡(24)では、『類聚国史』に記載された弘仁9年(818)の地震により引き起こされたとみられる洪水堆積物で埋没した水田が確認されている。また、天仁元年(1108)に噴出した浅間Bテフラにより被覆した水田は広く検出されており、富田宮下遺跡(10)、荒砥大日塚遺跡(25)、二之宮谷地遺跡(26)、荒砥天之宮遺跡(14)などがある。荒砥前田遺跡(23)では、用水路が破壊されて維持できなくなった水田の上面から、火山噴出物を鋤込んでつくられた畠が検出され、女堀でも掘削排土下で浅間Bテフラ降下後まもなく作られた畠が検出されている。

【中世】

天仁元年(1108)の浅間山の噴火を契機として、上野国内では荘園開発が活発化し、赤城山南麓地域でも相次いで荘園が成立する。淵名荘は、佐位郡一帯に広がる大規模荘園で、大治5年(1130)に造営された仁和寺の一院で、鳥羽上皇の妻后である待賢門院璋子の御願寺である法金剛院の所領である。現地の開発領主は淵名氏とされ、女堀は立荘に伴う大規模開発の様子を雄弁に物語る。その後淵名氏は源平内乱の過程で没落し、淵名荘には「淵名季時」を称する中原季時が入り、淵名荘を所領としていたと考えられる。季時は元久2年(1205)には京都守護として上洛しているが、その後の様子は定かではない。

淵名荘の東に隣接する新田荘は、新田郡一円に立荘された大規模荘園で、保元2年(1157) に鳥羽上皇が金剛心院の御願寺領として荘園化し、新田氏が開発領主となった。新田荘は、総 持寺や東照宮・生品神社などの寺社境内や、反町館・江田館などの館跡、重殿水源・矢太神水 源といった湧水地など11遺跡から構成される「新田荘遺跡」(27)が往時の様子を伝える。

大室荘や大胡郷も、淵名荘と同様に11世紀後半以降に赤城山南麓地域に留まり所領形成を

行った秀郷流藤原氏によって成立したと考えられる。開発領主である大室氏や大胡氏は当初同 じ藤原姓の足利忠綱とともに平家方に従軍していたが、12世紀後半の治承・寿永内乱期に藤原 姓足利氏が滅亡すると、大室氏や大胡氏らの藤姓一族は頼朝に帰属したとみられる。大胡隆義 は在京中に法然に帰依して帰国し、子の実秀とともに念仏の信者となった。法然から大胡氏に 与えられた手紙は、後に大胡消息と呼ばれ、浄土宗の教義上重要な文献となっている。山上僧 の行仙が残した『念仏往生伝』には、「赤堀の紀内男」や「大胡小四郎秀村」、「細井尼」など 赤城山南麓地域の地名を持つ人々の往生の様子が記載され、念仏信仰が根を下ろしていた様子 を伝える。

その後鎌倉幕府滅亡の際大胡氏や赤堀氏は幕府方に与同したため所領を没収されたが、観応の擾乱には尊氏方として参戦し、那波合戦の際には尊氏派として侵攻してきた宇都宮氏綱軍に加わって直義方の軍勢を破り、所領を安堵されている。以降両氏は戦国期まで活動の様子が見られる。赤堀城は赤堀氏の居城と伝えられ、南北350m、東西170mの規模を持つ。中世の城跡としては、大室城(28)や、伊勢崎城の前身とされる赤石城(29)、天幕城(30)などがある。このほか二之宮町内では、二之宮環濠遺跡群として複数の館跡が確認されており、二宮赤城神社(31)では堀や土塁が良好に遺存しており館跡であったと考えられる。また、二之宮宮下西遺跡(32)は中世~近世の建物跡や堀、庭園などが検出されている。

墓域としては、東原遺跡(33)で59基もの中世墓が検出され、荒砥川沿いの斜面をテラス状に造成した場所に火葬墓群を形成している。五輪塔や板碑、骨臓器などが出土しており、板碑には徳治3年(1308)、元亨元年(1321)など14世紀代の年号が刻まれたものが出土している。また、鶴ヶ谷遺跡(34)では20基の墓が検出され、板碑や骨臓器を伴うものや、素掘りの墓壙が確認されている。

【近世以降】

天正18年(1590)徳川家康の関東入国に際して、上野国は江戸城の防衛拠点として重視され、家康の側近の家臣が数多く配置された。前橋城(35)には甲府城代であった平岩親吉を配し、前橋藩が成立した。その後慶長6年(1601)には譜代筆頭の酒井重忠が前橋城に入り、二代藩主の忠世は老中に就任して幕政の確立期に活躍し、四代藩主の忠清は大老に昇進して権勢を極めた。寛延2年(1749)九代忠恭の時に播磨国姫路城に移り、代わって入封したのは松平朝矩である。松平家は家康の次男結城秀康を祖とする名門であったが、利根川の浸食により城を維持することができず、明和4年(1767)武蔵国川越城に移った。以降前橋には陣屋が置かれたが、商人たちを中心とした地元住民の努力により慶応3年(1867)に城が再築され、藩主直克が戻った。その後直方が跡を継ぎ廃藩置県を迎えた。

伊勢崎藩は、関ケ原の戦いの後に加増されて1万石を領した稲垣長茂によって成立し、その後稲垣茂綱が越後国に転封されて、旧領は酒井忠世に与えられた。寛永14年(1637)前橋藩主酒井忠行が没すると、子の忠能が22,500石を分封されて伊勢崎藩が再興された。その後寛文2年(1662)忠能が信濃国小諸に移封されると再び前橋藩領となったが、延宝9年(1681)に酒井忠清の子忠弘に2万石が分与されて三度伊勢崎藩が成立し、以降明治初年まで酒井氏が支配

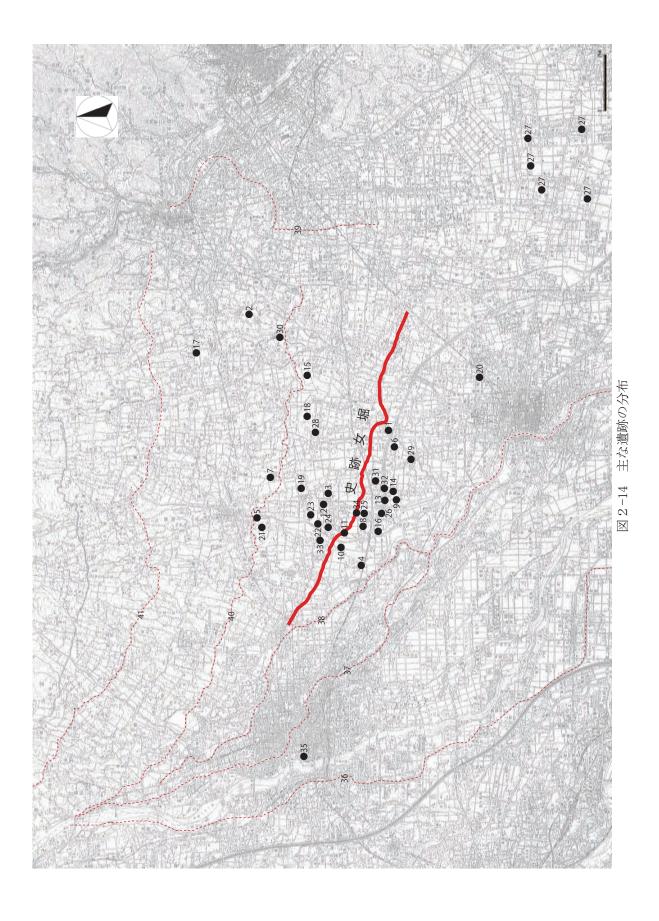
した。

近世に入ると治水灌漑技術の発達により大規模な灌漑工事が行われるようになった。特に江 戸時代前期は全国的に盛んに新田開発が行われ、大幅な農業生産の向上が図られた「大開拓時 代」とされる時代であった。

慶長9年(1605)には総社藩主秋元長朝により利根川より取水した天狗岩用水(36)開削され、同15年(1611)には幕府代官頭の伊那備前守忠次が用水路を那波郡沼之上村まで延伸し、現在用水全長は35kmにおよぶ。広瀬川(37)と桃木川(38)の用水利用は、整備された年代は判然としないが、貞享元年(1684)の『前橋風土記』には記述がみられることから、江戸時代前期にさかのぼると考えられる。それぞれ前橋市関根町、渋川市北橋町真壁を取水口とし、一部人工水路を付設しつつ旧利根川跡をその流路としており、農民にとっては重要な用水であった。

岡上用水(39)は、幕府代官である岡上景能が開削した用水路である。大間々扇状地の開発を企図して、みどり市大間々町付近の渡良瀬川から取水する用水路の開削を行い、寛文12年 (1672) に完成した。その後取水制限などにより一時荒廃するものの、明治6年 (1873) にはすべての整備が整って再興された。

上述の河川灌漑以外にも、古墳時代からの溜井灌漑も広く行われていた。現在ため池は群馬県内でも500か所以上が残されているが、分布の中心は赤城山南麓地域と鏑川流域である。農業用水の確保が難しい地域にとって重要な灌漑技術であった。史跡女堀飯土井地区も沼として利用されていたことが「飯土井村絵図」(天保14年(1843))により知られる。また、史跡女堀二之宮地区峰下地点では現在も一部水をたたえており、ため池や養魚場として利用されていた。現代にいたっても赤城山南麓地域の用水不足は解消されなかったことから、大正7年(1918)に前橋市田口町から伊勢崎市赤堀町にいたる全長24kmに大正用水(40)の建設が計画され、昭和27年(1952)に完成した。また、昭和47年(1972)には群馬用水(41)が完成し、沼田市岩本町から取水して、赤城山の中腹をほぼ等高線に沿う赤城幹線は約33kmを流れ、桐生市新里町へといたる。両用水路は赤城山南麓地域の用水不足を大きく改善し、台地上でも水田開発が可能になるなど農業生産を大きく向上させた。なお、大正用水の開削計画の段階で、女堀の再利用案があったが、受益地が少なすぎることから廃案となっている。



(3) 史跡周辺地域の歴史文化遺産と観光施設

1 主な史跡・文化財

現在前橋市には、国指定文化財19件(重要文化財6件、史跡11件、天然記念物2件)、国登録文化財25件(有形文化財24件、有形民俗文化財1件)、国認定重要美術品8件、県指定文化財56件(重要文化財38件、史跡12件、無形民俗文化財2件、天然記念物3件、名勝1件)、市指定文化財243件(重要文化財140件、史跡45件、有形民俗文化財24件、無形民俗文化財21件、天然記念物13件)がある。ここでは、史跡女堀が所在する城南地区の文化財を中心に主な指定文化財や史跡などを概観する。

①古墳・城館跡

古墳時代中期になると、赤城山南麓地域に古墳が築かれるようになり、多田山丘陵北端の小丘上部を整地して構築した帆立貝形の前方後円墳である赤堀茶臼山古墳(1 前方後円墳:59m/伊勢崎市史跡/伊勢崎市赤堀今井町)や、凝灰岩製の組合式石棺をもつ今井神社古墳(2 前方後円墳:70m/前橋市史跡/前橋市今井町)などがある。赤堀茶臼山古墳の後円部墳頂部には家形埴輪8棟を「コ」字状に配置し、埋葬施設は後円部に2基の木炭郭が設置され、神獣鏡や内行花文鏡、鉄剣、鉄斧、石製模造品などが出土している。

古墳時代後期には赤城山南麓地域の古墳数も増大し、大型前方後円墳も多く造られる。三代にわたって大型前方後円墳がつくられた前橋市西大室町に所在する大室古墳群(3 前二子古墳(前方後円墳:94m/国史跡)・中二子古墳(4 前方後円墳:111m/国史跡)・後二子古墳(5 前方後円墳:85m/国史跡)・小二子古墳(6 前方後円墳:38m/国史跡))は赤城山南麓の代表的な古墳群である。

終末期にいたっても多くの古墳が残されており、一部切石を用いた石室を持つ荒砥富士山古墳 (7 円墳:36m/県史跡/前橋市西大室町)や荒子杉山古墳 (8 円墳:30m/前橋市史跡/前橋市荒子町)などがある。

城館跡としては、大室神社を本丸とし、三方を河川に囲まれた大室城跡(9 前橋市西大室町)があり、中世には白井長尾氏の家臣牧弾正が、江戸時代には酒井家家臣石川氏が居城とした。赤堀城跡(10 伊勢崎市史跡/伊勢崎市赤堀今井町)は、藤原秀郷の後裔とされる赤堀氏の居城で、南北350m、東西170mの規模がある。城中央にある一辺80mほどの本丸は、周囲に高さ4mほどの土塁が残る。毒島城跡(11 伊勢崎市史跡/伊勢崎市赤堀今井町)は、東西150mほどで、本郭とこれを取り囲む腰郭からなり、南西部中央に虎口を持つ。天幕城跡(12 伊勢崎市史跡/伊勢崎市磯町)は、南北400m、東西120mの規模を持ち、三方を河川に囲まれている。本丸の北・西面には現在も高さ4mほどの土塁が残り、城の構造には軍事的な要素が顕著である。

②仏像·石造物

市内には多くの名刹・古刹があり、美術的・仏教史的に重要な仏像が安置されている。無量 寿寺の十一面観音立像(13 前橋市重要文化財/前橋市二之宮町)は、桂材の一木造りで、平 安時代の作品である。寺院創建の際に本山の護国院よりもたらされたとされ、観音信仰の隆盛

を今に伝える。このほかにも寄せ木造りで鎌倉期の作とされる地蔵菩薩立像(14 前橋市重要 文化財) がある。 慈照院の千手観音坐像(15 前橋市重要文化財/前橋市二之宮町) は鎌倉時 代の作と推定され、二宮赤城神社の本地仏であったという。小島田の供養碑(16 前橋市重要 文化財/前橋市小島田町)は、阿弥陀如来坐像が浮き彫りされ、仁治元年(1240)に橘清重 が亡くなった子供を弔うために立てたことが記されている。同じく小島田の阿弥陀如来坐像 (17 前橋市重要文化財/前橋市小島田町)は、光背裏面に延徳5年(1493)の銘が刻まれた 石仏である。岡屋敷の阿弥陀三尊石仏(18 伊勢崎市重要文化財/伊勢崎市波志江町)は凝灰 岩製の石仏で中央に如来坐像、両側面に脇士を配す。鎌倉時代末期の造立と推定される。香林 の石造観音菩薩坐像(19 伊勢崎市重要文化財/伊勢崎市香林町)も凝灰岩製の石仏で、南北 朝期の作と考えられる。普蔵寺供養塔(20 前橋市重要文化財/前橋市東大室町)は康正元年 (1455) に造られた石碑で、現在は最善寺に安置されている。赤城山南麓に多く分布する「赤 城塔」は本地区でも数多く残されており、中世天台宗の布教活動との関連が考えられる。富田 の宝塔(21 前橋市重要文化財/前橋市富田町)はほぼ完形で、室町時代初期の特徴をよく示 す。江木の宝塔(22 前橋市重要文化財/前橋市江木町)もほぼ完形で、応永年間のものと考 えられる。観昌寺の宝塔(23 前橋市重要文化財/前橋市西大室町)は安山岩製で南北朝期の 作と考えられる。二宮赤城神社の宝塔(24 前橋市重要文化財/前橋市二之宮町)も南北朝期 の造立で、全面に漆を塗った痕跡が見られる。

③神 社

二之宮町に所在する赤城神社は延喜式内社として上野国十二社の一つと目されており、神道集では上野国二宮に列せられている。赤城山山頂の大洞、中腹の三夜沢、麓の二之宮に神社が置かれ、毎年4月と12月には二宮赤城神社の神が三夜沢赤城神社へと渡御する神事である二宮赤城神社御神幸(25 前橋市無形民俗文化財)が行われている。二宮赤城神社社地(26 前橋市史跡/前橋市二之宮町)は、東西220m・南北160mの社域周囲を堀と土塁がめぐり、社殿東には鎌倉時代に頭白上人が勧請した三重塔の塔跡が残るなど、中世の社地の形態を良好に残している。神社の境内には上述の宝塔のほか、二宮赤城神社絵馬(27 前橋市重要文化財)、二宮赤城神社梵鐘(28 前橋市重要文化財)、納曽利面(29 県重要文化財)など数多くの文化財が残る。また、明治時代に書き写された式三番叟伝授書(30 前橋市有形民俗文化財)が残され、毎年4月に式三番叟および太々神楽(31 前橋市無形民俗文化財)が奉納される。

前橋市下大島町に鎮座する産泰神社は、安産・養蚕の守護神として広く信仰を集めてきた。 境内の本殿をはじめ、幣殿、拝殿、神門、境内地が県指定重要文化財(32)に指定されている。江 戸時代後期建立の本殿は、前橋藩主酒井氏の崇敬が厚かったことから、前橋城を守護するため 西向きに建てられている。産泰神社が所蔵する平安時代制作の八稜鏡(33 前橋市重要文化 財)は一対の鳳凰が鋳出されている。産泰神社太々神楽(34 前橋市無形民俗文化財)は出雲 神社の系譜を引き、毎年4月に奉納される。明和元年(1764)の奉納額が残されていることか ら、これ以前より奉納されていたと推定される。

④そのほか

関根家住宅(35 前橋市重要文化財/前橋市西大室町)は、飯土井町にあった古民家を大室 公園内に移築復元したもので、かつてこの地域に多く見られた養蚕農家住宅である。天井裏で の養蚕のための採光と通気を目的として、屋根の正面中央が切り落とされている。

泉沢の獅子舞(36 前橋市無形民俗文化財)は二人立ちの獅子舞で、毎年4月1日の早朝から泉沢の全戸をまわる。稲荷藤節(37 前橋市無形民俗文化財/前橋市泉沢町)は、八木節より古い盆踊唄で、上増田町の久川藤太郎氏によって編み出された。

西大室町公民館のオハツキイチョウ (38 前橋市天然記念物) は樹高25mを測り、銀杏がイチョウの葉の縁辺に付く奇態を持つ。井出上神社のシイ (39 前橋市天然記念物/前橋市飯土井町) は樹高16mで、樹齢200~300年と推定される。

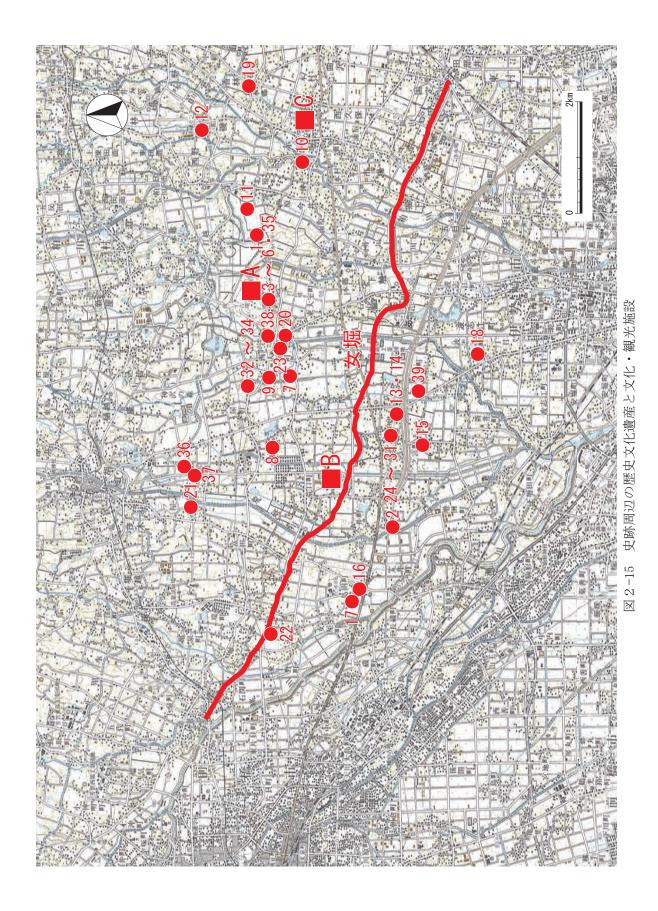
2 主な文化・観光施設

女堀が所在する城南地区周辺の、主な文化・観光施設には次のものがある。

大室公園(A)は、赤城山の眺望に優れて自然豊かな場所で、上述の大室古墳群をはじめとした史跡が多く残されていることから、自然や歴史環境を活かして市民の憩いの場所として整備した総合公園である。園内には、石の風鈴が置かれた「風のわたる丘」や、親水ゾーンなどのほか、前・中・後二子古墳などの史跡エリア、関根家住宅などの昔の暮らしを体感できる大室民家園などが整備されている。民家園には土蔵を活用した「大室はにわ館」が置かれ、古墳整備の際に出土した出土品や市民ボランティアの手による復元制作品などが見学できる。自然豊かで、秋にはコスモス畑が一面に広がるなど、一年を通して家族連れや観光客で賑わう。

前橋市荒口町にある前橋総合運動公園(B)は、市民のスポーツによる交流を目的として昭和55年より整備を行った公園である。園内には陸上競技場や球場、プールなどの各種スポーツ施設が整備されたほか、芝生広場や釣り堀などもあり、緑豊かな場所でスポーツなどを楽しめる総合施設として、市民に広く親しまれている。

伊勢崎市西久保町にある赤堀歴史民俗資料館(C)は、伊勢崎市内の考古資料や養蚕をはじめとした民俗資料を主に展示している。伊勢崎市重要文化財の蛇塚古墳出土馬形埴輪や高山1号墳出土鞆形埴輪をはじめとして、佐位郡正倉跡出土品や上植木廃寺出土瓦など重要資料が展示されている。



第3章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値

これまでの調査から、女堀は様々な事柄が明らかになり、史跡の持つ価値は多岐にわたる。 史跡の本質的価値は下記のとおりとし、主要な価値を(1)~(4)に整理したい。

史跡の本質的価値

中世初期の農業史、農業土木史、荘園史を知ることができる重要な遺跡である。

(1) 大規模な農業用水路遺構であり、自然災害で疲弊した地域の再開発を目的として大量の 労働力を投入したことを示す遺構である。

これまでの調査から、女堀は、起点と想定される前橋市上泉町から終点の伊勢崎市田部井町 (旧佐波郡東村西国定) にかけて開削されており、長さ約13km、堀幅15~30m、深さ3~4m の規模を有することが明らかになっている。女堀の掘削排土下で浅間山から噴出した火山堆積 物 (浅間Bテフラ・浅間粕川テフラ) が堆積していたことから、女堀の開削は12世紀中葉であると考えられる。

女堀は、その起点から終点にかけて全体的に痕跡が確認されていることと、在来河川や沖積 地への途中分水を示す遺構はこれまで確認されていないことなどから、全線で一斉に工事が着 手され、上泉町で取水した安定した水量を終点へと送水して、大間々扇状地を流れる早川へと 供給することを目的とした長大な農業用水路遺構であると結論付けられている。

赤城山南麓地域や大間々扇状地では、浅間山噴火の火山堆積物に覆われた水田の復旧を断念して、新たに台地上での畠作に転換していることが明らかになっている。女堀掘削排土下では浅間Bテフラ降下後まもなく作られた畠が検出され、水田から畠作への転換は火山災害からの復旧方法の一側面を今に伝えるものである。女堀は、その畠を壊してまでの開削計画であり、大間々扇状地を荘園として大規模に再開発することを目的としていたものと考えられている。また、開削には多大な人手を要し、のべ88.5万人もの労働力が動員されたと試算されている。

(2) 用水路として完成直前に中断されたことにより、掘削工法や開削組織の様子を詳しく知ることができる。

発掘調査の結果、用水路として通水前に工事が中断され、放置されていたことが分かった。 そのことは、通水による浸食で工事痕跡が失われずに残されていたことになり、当時の掘削工 法やその過程、また掘削作業をどのように分担したのかなどの詳細な情報を把握することが可 能になった。

女堀の掘削は三段階の「段掘工法」がとられた。赤城山麓からの湧水処理のために常に堀北側より掘削し、次に南側へと掘削を行う。その後土樋を設けるなどして湧水を逃がしつつ二・

三段目も北側から南側へと掘り進め、最後に中央部に通水溝を設ける。掘削排土は一段目の排土を最も奥に置き、二・三段目の排土をそれぞれ中間と手前の堀側に置いて作業効率を高めている。排土置場下の畠では排土搬出作業の作業道が検出され、堀法面には堀外への作業階段が確認されている。掘削工具は、堀底面の掘削痕跡から先端の丸い幅15cmほどの鋤が用いられていたことが判明し、排土の搬出には「もっこ」の使用が想定される。

また、路線内には堀幅や走行方向、底面レベルの食い違う箇所が見られ、工区境を示すものと考えられる。これによると、全線が工区割りされ、一工区は300mほどと想定された。そして、各工区内は大小の小間割によって分割して掘削されている。この工区を小工区とすると、その上位には中工区や大工区が置かれたと推定される。

女堀は、古代末~中世初期の大規模灌漑における土木技術のあり方を詳細に検討することができ、さらには開削組織についても示唆に富む遺跡であり、農業土木史を考える上で大きな価値を有すると考えられる。

(3) 古代的土地制度から中世的土地制度への変遷過程を表す遺構である。

平安時代末期各地で律令的な秩序は大きく崩れ、平将門や平忠常の乱、盗賊の横行などで上野国は荒廃していた。この時期上野国はしばしば「亡弊の国」と称され、『上野国交替実録帳』には出挙本稲が無実と記載されるなど、律令的な収奪がすでに破綻していたことが知られる。そこに12世紀前葉に起こった浅間山の2回の噴火により国中の生産地は壊滅的なダメージを受け、上野国の荒廃は決定的となった。

女堀が開削されたと推定される12世紀代は、全国各地で大規模な再開発が行われて荘園や御厨が次々と成立する大開発時代とされる。中央では白河法皇による院政が始まり、貴族や武士たちには経済的基盤を地方に求め、他方、地方領主にとって荒地の再開発は、荘園としての所領を大きく拡大するチャンスであった。

女堀の終点で、用水路の受益地である伊勢崎市田部井町(旧佐波郡東村西国定)周辺は、平将門の乱を平定した俵藤太(藤原秀郷)の流れをくむ淵名氏の所領であり、女堀の開削主体者であったと考えられる。淵名荘は佐位郡一円に立荘された大規模荘園で、鳥羽上皇の妻后待賢門院璋子が大治5年(1130)に造営した仁和寺の一院である法金剛院の所領である。成立時期は不明だが、法金剛院が御願寺として造営された時期に立荘されたと推定される。女堀の路線周辺は、大胡郷や大室荘など淵名氏と同じく秀郷流藤原氏が地方領主として経営する地域であり、上述のとおり女堀の掘削には工区を区分して同時に着手していることから、統一した意志のもとで開削が行われたことを示している。女堀開削は、同族集団の壮大な共同プロジェクトであったと位置づけられる。

女堀は、律令的な土地制度から中世的な土地所有制度へと大きく転換する中、自然災害を直接的な契機として活発に地域の大規模再開発が行われたことを示しており、当地域の土地制度の発展過程を知るうえで不可欠の遺構と言えよう。

(4) 古代から中世への転換期を象徴する遺構である。

調査の結果、これまで女堀で通水した痕跡は確認されておらず、全線で掘削されながら未完 のまま放置されていたと推定されている。多大な労働力を動員しながら完成直前に中断された 要因として想定されるのは以下の3点である。

- ①技術的要因:女堀全線の通過地点を観察すると、技術的側面や政治的側面により難航したことがうかがえる。起点から終点までの標高差がわずか4mで、その勾配は1/3,300であることから、極めて低落差であることが分かっている。このため、通水には堀底の掘削深度を綿密に測量する必要があるにもかかわらず、数か所で掘削深度が不足している地点が確認されており、測量ミスに見られるような技術的な失敗の要因があげられる。また、路線内には堀幅や走行方向、底面レベルの食い違う箇所が見られ、施工方法や工事の進捗などの調整が不十分であったことが考えられる。その結果、組織的な工事も有効に機能せず、統括組織も指導力を発揮できなかったと推測される。
- ②自然的要因:赤城山南麓地域を横断する路線をとっていることから、路線内を南流する河川を横断する必要があったが、堀が河川からの氾濫物で埋没している場所も確認されており、台風などの自然災害により工事を断念したことも推定される。
- ③政治的要因:終末点送水を目的とした用水路は受益地である淵名荘のみに恩恵をもたらすが、路線周辺地域の領主層や民衆にとっては耕地を搾取されるだけで利益をもたらさず、開削に動員された民衆も消極的にさせたと推測される。また、開削にあたった領主層が内乱のさなかで滅亡させられてしまったことも想定される。12世紀は律令国家という古代的権力に替わって中世的な領主層が台頭する時期にあたり、保元元年(1156)の保元の乱や寿永2年(1183)の野木宮合戦がこれにあたるとする考えがある。

女堀が未完に終わったことは、新しい領主層の権力が徹底されたものではなかったことを示しており、女堀は古代から中世へ転換する過渡期の状況を象徴した記念碑的な遺構と言える。

第2節 史跡の構成要素

保存活用の方法を示すため、史跡を構成する諸要素の分類を行う。諸要素は、本質的価値を構成する要素のほか、指定地内外において本質的価値と直接または間接的に関わる要素で構成される。史跡の本質的価値を構成する要素としては、各地区に良好に残されている掘削排土や堀跡などがあり、視認できないものの通水溝や堀掘削の際の小間割なども含まれる。また、女堀以外の要素としては、二之宮峰下地区をため池として利用されていたことを物語る堤や圦、各地区に残された薪炭林として有用な樹木などが挙げられる。また、史跡の周辺環境を構成する要素には、赤城山への眺望を挙げることができる。

分類	大顔的無はな様式す	本質的価値	直を構成する諸要素と昇	異なる要素	史跡の周辺環境を構 成する要素
	本質的価値を構成す る要素 	女堀以外の遺構・遺 物などの要素	史跡の保護に有効な 要素	史跡の保存管理上調 整の必要な要素	
富田地区	掘削排土・堀跡	_	標柱·説明板	_	周辺住宅・道路・農 地・電柱
二之宮地区峰下地点	掘削排土·堀跡	堤(西沼)・圦(西沼)・ 災害復旧記念碑(西 沼)・稲荷(東沼)・薪 炭林として有用な樹 木	標柱·説明板·史跡表 示看板·蛇篭	給水口・排水升・U字 溝・暗渠・コンクリー ト擁壁・養鯉施設・プ レハブ小屋・プレハ ブ小屋への進入路・ ガードレール	赤城山への眺望・周 辺住宅・道路・農地・ 電柱
二之宮地区東山畑地点	掘削排土・堀跡	_	標柱·説明板	U字溝・擁壁ブロッ ク	赤城山への眺望・南 側掘削排土上の祠・ 植栽・周辺住宅・道 路・農地・企業看板・ 電柱
飯土井地区	掘削排土·堀跡	薪炭林として有用な 樹木	標柱·説明板	U字溝・素掘溝・コ ンクリートブロッ ク・フェンス・コンク リート擁壁	赤城山への眺望・周 辺住宅・道路・農地・ 電柱・太陽光パネル
東大室地区西神沢地点	掘削排土・堀跡(既往 調査内容が不明のた め、地下に埋蔵され ている要素は不明)	_	標柱・説明板・植栽・ ベンチ	縁石・車止め	赤城山への眺望・植 栽・周辺工場・城南工 業団地公園および園 内便益施設・道路・電 柱・U字溝
東大室地区下神沢地点	(地上) 掘削排土・堀跡 (地下) 通水溝・作業工程 を示す小間割	_	標柱・説明板・土留柵	U字溝・枡・導水施 設・北側掘削排土部 分東端部のコンク リート擁壁・植栽	赤城山への眺望・植 栽・周辺住宅・道路・ 農地・電柱・指定地南 側畑への進入路

表 3-1 史跡の構成要素

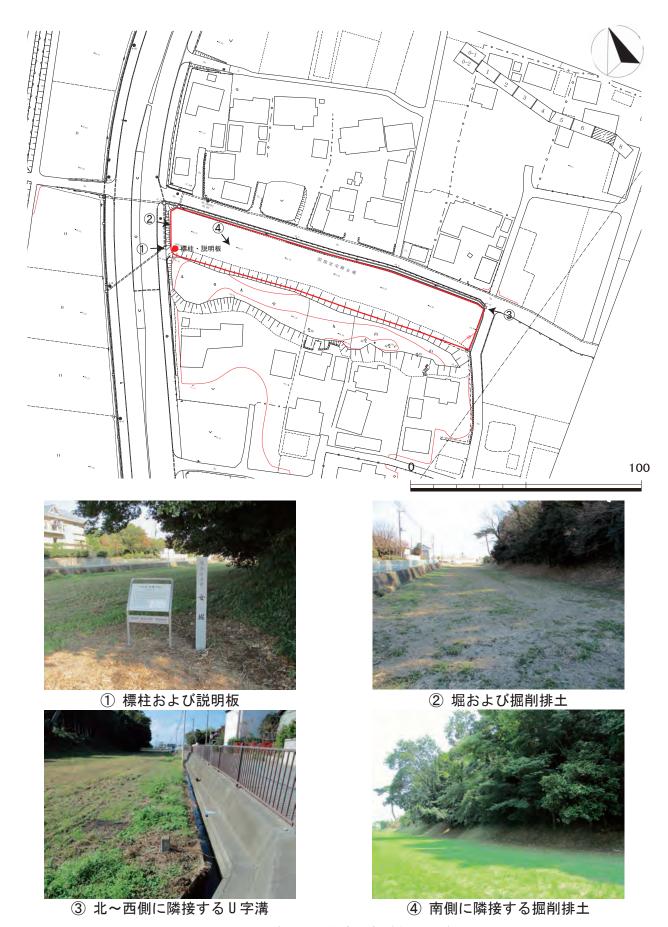
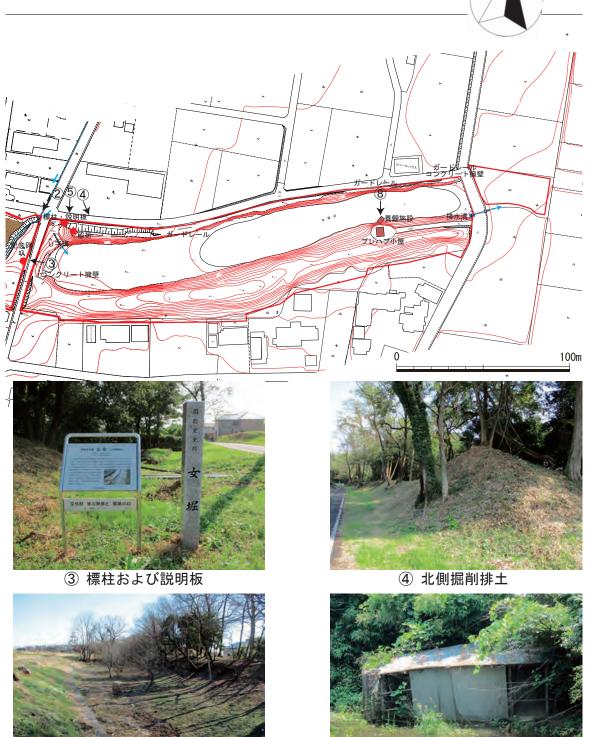


図3-1 各地区の構成要素(富田地区)



図3-2 各地区の構成要素 (二之宮地区峰下地点)





⑦ 堀および掘削排土

⑧ 養鯉施設

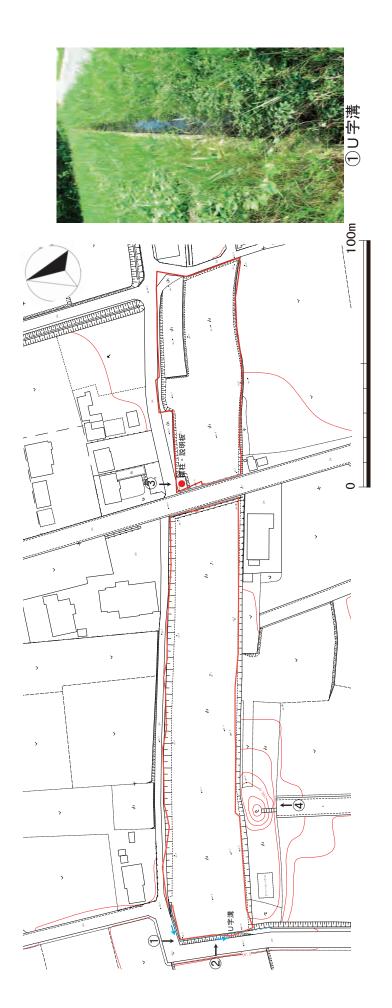










図3-3 各地区の構成要素 (二之宮地区東山畑地点)

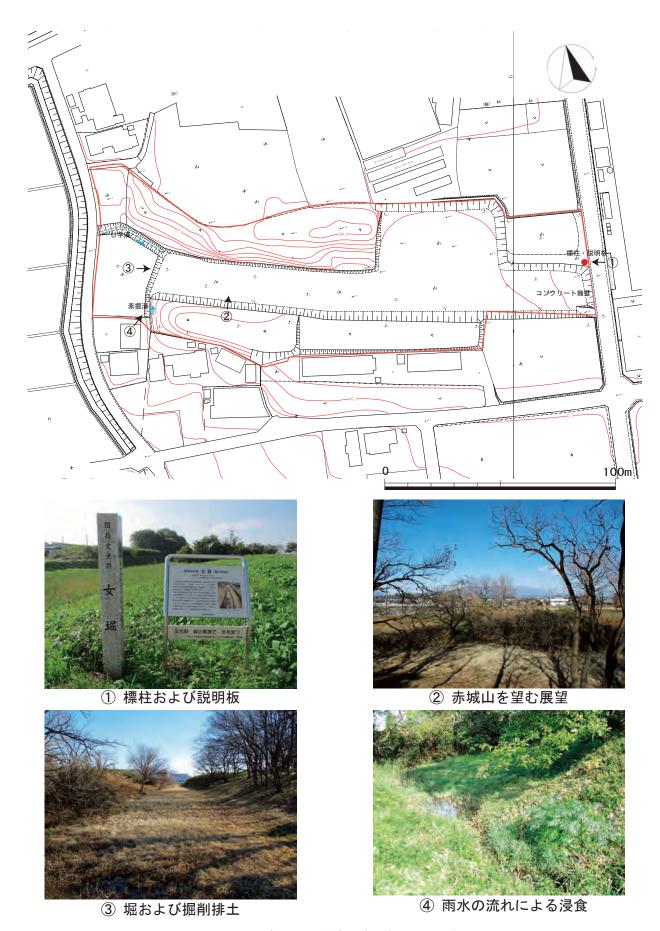
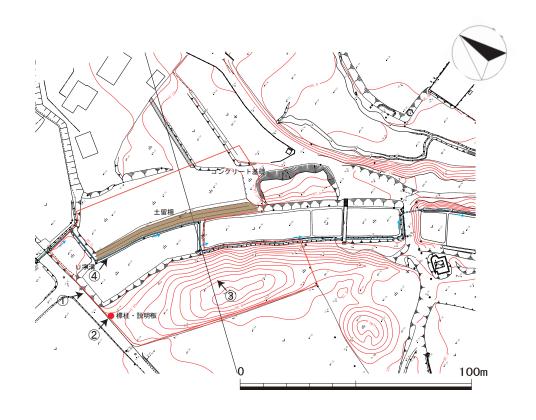


図3-4 各地区の構成要素 (飯土井地区)



図3-5 各地区の構成要素(東大室地区西神沢地点)





① 堀および掘削排土



③ 赤城山を望む眺望



② 標柱および説明板



④ 土留柵・U 字溝

図3-6 各地区の構成要素 (東大室地区下神沢地点)

第4章 現状と課題

ここでは各地区の土地利用の状況や関連法令を整理し、保存管理や活用、整備、運営・体制 上の課題を抽出する。

第1節 土地利用などの状況

【富田地区】

地目は全て田であり、堀部分は周辺道路から1m前後低い位置にある。

【二之宮地区峰下地点】

地目は畑や山林、宅地、雑種地、ため池などがあり、掘削排土部分は畑や山林が主体である。堀部分はため池および雑種地で、堀部分東側のため池はかつて養鯉場として利用されていた。現在も満々と水をたたえており、堀部分西側の雑種地となっている箇所もかつてはため池として利用されていた。また、堀部分は前橋市が譲与を受ける以前は国有地であった。

【二之宮地区東山畑地点】

堀部分が指定となっている本地点では、地目は田、宅地、ため池があり、指定地の西半分は 地目がため池となっている。周辺道路からは数十cmほど低い位置にある。

【飯土井地区】

地目は畑や田、山林、宅地、雑種地などがあり、堀部分は田、すでに削平されている北側の 掘削排土部分は畑となっている。南側の掘削排土部分は、西側は山林や雑種地、かつて鶏舎が あった東南側排土部分は宅地となっている。

【東大室地区西神沢地点】

後述のとおり、本地点は都市計画法上の工業専用地域内にあり、現況も公園用地となっている。 【東大室地区下神沢地点】

堀部分・掘削排土部分ともに地目は畑となっている。

第2節 関連する諸法令

①文化財保護法

史跡指定地内では、土地や建造物など現状を変更する行為を行う場合は、文化財保護法に基づく現状変更等の許可申請が必要になる(法第125条)。史跡周辺にも周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しており、土地の掘削や盛土などを行う場合には、事前に事業者より届出・通知を行う必要がある(法第93・94条)。

②都市計画法

史跡の所在する場所の大半が都市計画上の市街化調整区域に所在し、原則開発行為はなされないが(法第34条)、小規模な造成や建造物の設置計画が生じる可能性がある。史跡整備の際には関連部署との事前協議が必要となる。また、東大室西神沢地区は、関係者間の協議の結果工業団地造成計画地のうち一部を緑地公園として保存したものであり、公園に隣接した場所に

一部遺構復元がなされている。工業専用 地域内であり、周囲には工場が広がって おり、今後史跡の再整備を実施する場合 には関連部署との事前協議が必要となる。

③農地法

史跡地内および周辺地域には農地があ り、史跡整備などに伴って農地以外に使 用する場合には農地転用の手続きが必要 になる (法第4・5条)。

④農業振興地域の整備に関する法律 史跡指定地の一部には、農業振興地域 の整備に関する法律による農用地区域と なっている。このため、史跡整備などに 伴って農地以外に使用する場合には、農



図4-1 前橋市都市計画図(部分)

振除外の手続きを行ったうえで農地転用許可を受ける必要がある(法第7条、法第13条第1・ 2項)。

⑤景観法

前橋市は、景観法に基づく景観行政団体となっており、全市域が景観形成区域に指定されて いる。また平成22年に「前橋市景観条例」が制定されているため、景観形成重点地区を除く景 観計画区域における開発行為は、景観行政団体の長に届出が必要となる(法第16条第1・5 項、条例第10条の2)。

【届出を要する大規模な行為】

	規模	行為	
建築物	高さ13m、又は延べ床面積が1,000㎡を 超えるもの	新築、増築、改築、移転、大規模な修 繕若しくは模様替え又は外観の変更	
工 作 物	高さが10m、又は建造面積が、1000㎡を超えるもの。建築物と一体のときは、高さが5mを超え、かつ建築物との高さの合計が10mを超えるもの	新設、増設、改造、移転又は外観の変更	
屋外広告物	高さが10m又は表示面積の合計が50㎡を超えるもの。建築物と一体のときは、高さが5mを超え、かつ建築物との高さの合計が13mを超えるもの	表示、設置、改造、移転又は表示内容若しくは外観の変更	
土地の区画・形質の変更	変更にかかる土地(宅地分譲を目的と しない)の面積が1,000㎡を超えるもの		
法面・擁壁の設置	高さが5mかつ長さが10mを超えるもの	土地の区画形質の変更によって生じる もの	

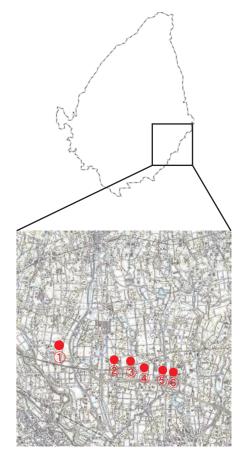
⑥屋外広告物法

景観行政団体は、条例の定めるところにより文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物指定 地域での広告物の表示または掲出物件の設置を禁止することができる(法第3条)。しかし、 国指定史跡のうち、禁止地域に指定されているのは大室公園内の大室古墳群のみであり、史跡 女堀は指定されていない。今後関係部局に働きかけて適切な広告物規制を行う必要がある。



③二之宮地区東山畑地点





②二之宮地区峰下地点



④飯土井地区



⑤東大室地区西神沢地点



図4-2 各地区の現況地目

⑥東大室地区下神沢地点



地目



- ■: 畑
- ■: 山林
- ■: ため池 ■: 公衆用道路
- ■:雑種地
- ■: 宅地
- ■: 公園用地



第3節 諸課題

(1) 保存管理

1 全体的な課題

上述のとおり、当初指定時以降の継続的な史跡の公有化によって、史跡女堀の公有化率は94.2%と非常に高く、開発行為による史跡の破壊を免れることができている。指定地周辺でも大規模開発などは行われておらず、史跡の景観を損ねる行為は行われていない。また、史跡地内は定期的に除草を実施して環境整備に努めている。しかしながら、飯土井地区では近年史跡北側の隣接地に太陽光パネルが設置され、二之宮峰下地区でも指定地北側に住宅や倉庫が建設されており、史跡周辺の道路の拡幅なども懸念される。今後開発の進展により史跡の景観を保護する上で課題が生じるおそれがある。

史跡女堀は遺構の保存状態が良好で、地権者の同意が得られた場所を指定し、その後も当初 指定地と連続性のある場所を追加指定して保存を図ってきた。しかしながら、遺構痕跡が残る ものの調査などは行われておらず、埋蔵文化財包蔵地としての認識にとどまっている場所も多 く、今後追加指定をすべき場所の検討も必要である。

2 各地区の課題

【富田地区】

定期的に地元自治会が除草を実施しており、史跡の環境は良好に保存されている。南側掘削排土はその途中までが指定地であり、指定地以南は南側に隣接する住宅の屋敷林となっている。屋敷林内は樹木が繁茂しているものの、指定地である排土斜面~堀法面のうち、下半部が雨水などにより少しずつ崩落してきており、斜面保護の方策を検討する必要がある。また、指定地の東西は市道および県道が設置されているが、道路と指定地に間に側溝を持たないため、道路からの雨水が指定



写真4-1 掘削排土および堀法面の崩落 (富田地区)

地内に流入しており、掘削排土崩落の要因の一つと考えられる。

【二之宮地区峰下地点】

平成23年度より実施した5か年間の環境整備事業により、指定地内に立ち入れないほど繁茂していた竹や篠竹を伐開し、指定地内の環境は大きく改善されてきている。しかしながら、本格的な整備には至っておらず、本地区の面積も広いことも相まって保存管理上の課題も多い。

西沼の堀底面付近は雨水などに洗われ、南北の堀法面の下半が抉れが見られる。同様な状況は南側掘削排土南面の道路との境でも生じ、その下半に抉れが生じている。東沼では常時満水

状態であり、確認できないものの掘削排土や堀法面が崩落している可能性が考えられる。平成 27年度には、西沼の堀北側の底面付近に蛇篭を設置して崩落を防いでいるが、周囲でも同様な 状態に至るおそれがあり、保護の方策を検討する必要がある。

西沼と東沼の間を走る市道脇に設置された側溝は、U字溝を伝って部分的に雨水を指定地内に流入させる構造となっている。また、指定地北側の市道には側溝が設置されていないため、雨水が指定地内に流入しており、掘削排土や堀法面崩落の要因の一つと考えられる。

南側掘削排土および南北の堀斜面には樹木が 過剰に繁茂して史跡の視認を妨げるだけでな く、平成30年9月に発生した台風24号により根 から倒壊して史跡をき損するなど、保存管理上 にも支障をきたしている。今後間伐や剪定など による適切な樹木管理が必要と考えられる。



写真 4-2 蛇篭の設置状況 (二之宮地区峰下地点)

【二之宮地区東山畑地点】

西端部を除き、指定地の周囲には側溝が設置されておらず、指定地内に雨水が流入しており、堀法面の保護に影響を与えていると考えられる。

【飯土井地区】

他地区同様、雨水などの影響により堀法面の下半の一部が崩落しており、掘削排土裾や堀法面の崩落が懸念される。本地区西側道路より堀に向かって指定地内にU字溝が敷設されて雨水が流れ込んでおり、排土や堀法面保護の上で課題となっている。また、南北の掘削排土から堀斜面に樹木が繁茂しており、史跡見学の支障となっている。

【東大室地区西神沢地点】

本地区は掘削排土も復元され、北に公園が 隣接するなど、史跡見学の環境は比較的良好



写真 4-3 掘削排土および堀法面の崩落 (飯土井地区)

に整備されている。しかし、西側・南側に道路が走り、道路との境界部分では少しずつ排土が 崩れている状況も見られ、今後の対策が必要である。

【東大室地区下神沢地点】

本地区も掘削排土および堀法面の保護が課題となっている。平成23年9月に発生した台風12号の影響により、本地区から隣接する赤堀地区にかけて堀法面の崩落が生じている。本地区では、法面崩落が生じた堀北側法面に土留柵を設置して保護を行っているが、南側の掘削排土や

法面についてもき損が懸念される。また、平成28年度に追加指定を行った堀北側の土地より、隣接地権者の敷地に史跡見学者が迷い込むことが度々起こっているとの苦情が寄せられており、史跡見学者を適切に誘導するための措置が必要となっている。

(2) 活 用

各地区には標柱および説明板を設置し、史跡見学者へ 情報提供を行っている。また、史跡パンフレット・城南 地区の史跡散策地図の配布や、市ホームページへの掲載 など、史跡情報の提供に努めている。このほか、当課主 催の文化財めぐりに組み込んで、史跡の説明を行ってい る。



写真 4-4 土留柵 (東大室地区下神沢地点)

しかしながら、地域住民をはじめとして市民に史跡の

価値が十分浸透しているとは言い難く、「前橋市景観計画」にて、城南地区の景観形成にかかる課題として、歴史資産が豊富に残されているものの地域住民にとっては歴史的資源としての認識が低いことが指摘されている。また、近世の農業用水路遺構である天狗岩用水は小学校の副読本にも取り上げられ、毎年多くの小学校が見学に訪れている。一方、女堀は発掘調査によってその構造が明らかになった農業灌漑遺構であり、開削当時の様相を十分に知ることができる。また、大規模な労働力が投入されたにもかかわらず、未完となったことは大規模開発の未完成事例としても良好な情報を有していると考えられる。

今後いかに史跡の価値を広く周知して、史跡に愛着を持たせるとともに、地域住民と連携して史跡の活用方法について検討・実践することが必要となる。富田地区では地元自治会に除草を委託して、地域住民が史跡にふれあうことのできる機会となっているが、今後このような取り組みを他地区へと広げることも重要である。また、学校教育現場への情報提供を行い、教材としても十分に価値が高いことを周知する必要がある。

(3) 整 備

史跡女堀は、指定地の9割以上が公有化されており、前橋市所在の史跡の中でも整備に向けた条件が最も整った史跡の一つである。現在のところ整備はほとんど行われておらず、二之宮地区峰下地点で篠の伐採などの環境整備を行ったほかは、各地区に標柱・説明板を設置して史跡見学者への情報提供を行うにとどまっている。

周辺地域での調査は行われているものの、二之宮地区峰下地点などこれまで範囲内容確認調査が未実施の箇所も多く、整備を実施するにあたっての基礎データが不足している。

便益施設についてもほとんど整備されておらず、東大室地区西神沢地点の堀内に設置した木 製ベンチなども破損している。掘削排土や堀が良好に残っていながらも指定地内には遊歩道な どが設置されておらず、これを体感できる見学ルートがない。また、駐車場がなく、それぞれ の地点をつなぐ案内看板も設置されていないことから、指定地間を自家用車や自転車などで周 遊することが難しく、長大な農業灌漑遺構であることを認識しにくくなっている。

史跡指定前の土砂採取によって掘削排土や堀法面を失っている箇所も多く、排土の復原など についても今後の課題となる。

女堀は、当時としては類を見ないほど大規模な記念物であり、大量の労働力を投入して災害 復旧や水田開発の推進を図ったものである。このため、史跡のスケール感を十分に体感するこ とのできる整備が必要である。また、このような大規模な事業を実施することのできる有力な 勢力がかつてこの地域に存在し、火山災害によって壊滅した地域の復旧のみならず、乏水地域 であった大間々扇状地を、小河川や湧水の利用ではなし得なかった再開発を行うことのできる 地域力を有していたことを感じさせることも必要である。また、ガイダンス施設の設置につい ても検討が必要である。

今後整備の方向性を定め、長期的な整備計画のみならず、短期~中期的な整備計画を設定して、段階的な整備を行っていくことが必要である。

(4) 運営・体制の整備

指定地の9割以上が公有化されていることから、史跡の日常管理や活用は前橋市教育委員会事務局文化財保護課が対応している。しかし、専門職員・事務に携わる職員とも配置が十分とは言えず、史跡の保存や活用、整備に向けた適切な体制づくりが必要である。また、学校教育のみならず、まちづくりや景観、環境、観光といった、史跡を多方面に活用するための関係部署や関連団体との連携も不十分であり、緊密な連携を図って連絡・協力体制の整備が必要である。

女堀は、前橋市から伊勢崎市にまたがる大規模な農業灌漑遺構であり、活用や整備にあたっては一体性を損なうことがないよう協調を図る必要がある。

地域住民との連携体制づくりも未着手である。また、史跡の解説ボランティア団体も、史跡の価値を広く周知する上で有効であることから、今後の団体の設立や育成について検討する必要がある。

第5章 大綱·基本方針

史跡の保存活用にあたり最も重要なことは、国民共有の財産である史跡を確実に保護し、次世代へと継承することである。史跡女堀は、大規模な農業用水路遺構であり、中世初期の農業史、農業土木史、荘園史を知ることができる重要な史跡である。市民が史跡の価値を共有し、史跡への愛着心を醸成するとともに、市民と行政が一体となって保存や活用に取り組むことを目的とする。史跡の保存と活用を通して、「第七次前橋市総合計画」の重点施策の一つである「ふるさとを愛し、未来へ繋げる人づくり」の実現を目指す。

地域住民にとっても史跡女堀の価値が浸透しているとは言えず、学校教育などでの活用も進んでいない。今後ともさまざまな媒体による情報発信を行って、史跡の価値を広く周知して史跡を身近に感じてもらい、学校教育や観光など多分野での活用を促進する必要がある。

史跡女堀は指定地が点在しており、遺構の遺存状況も地区ごとに異なっている。このため、各地区の特徴を生かした整備方針の策定が求められる。そして、各地区を周遊して、大規模な農業灌漑遺構であることを認識できる仕掛けづくりが必要である。史跡を身近に感じ、その価値を共有するには、地域住民や史跡見学者にとって憩いの場であるとともに交流の場となる必要がある。範囲内容確認調査が未実施の地区もあり、今後新たな価値の発見も期待される現状では、早期の整備は困難である。このため、整備計画策定にあたっては、長期的な計画のみならず、短期的な整備計画を設定して、段階的な整備が必要である。

女堀は、前橋市から伊勢崎市にまたがる大規模な遺構である。また、史跡の適切な保存や活用、整備には、地域住民をはじめとした市民との協働が不可欠である。このため、隣接する伊勢崎市をはじめ、地域住民や関連団体、関連部署との緊密な連携を図り、連絡・協力体制の整備が必要である。

これらのことから、史跡女堀の保存活用にかかる基本方針を以下のとおりとする。

- ○史跡を確実に保護して次世代へと継承する。
- ○史跡の情報を広く発信することにより、その価値を共有して身近に感じ、様々な分野での活用を目指す。
- 〇各地区の特徴を生かし、これらを周遊することにより、大規模な農業灌漑遺構で あることを体感できる活用・整備を目指す。
- ○地域住民や史跡見学者にとって、憩いや交流の場となるような活用・整備を目指す。
- ○隣接する伊勢崎市との連携を図るとともに、地域住民や関連団体、関連部署との 連絡・協力体制を構築する。

第6章 保存管理

第1節 保存管理の方針

史跡の確実な保護と次世代への継承を目的として、史跡指定地およびその周辺地域について、保存管理のための地域をゾーンとして区分し、それぞれ保存管理の方法や現状変更等の取扱い基準を定める。女堀は長大な遺構であり、指定地外にも遺構が存在していると考えられる。このため、史跡指定地のみならず指定地外も対象とする。

第2節 保存管理の区分

史跡女堀は、全長約13kmにおよぶ長大な遺構の中で、保存状態が良好で条件の整った箇所を指定しており、未指定の場所にも遺構が存在していると考えられる。このため、区分には指定地(ゾーンII)と、遺構の存在が想定される地域(ゾーンII)に区分する。

ゾーン I: 堀や掘削排土が良好に遺存し、史跡指定された地域である。 9割以上の土地が公 有化されているものの民有地も残る。

ゾーンⅡ:遺構の存在が想定される周知の埋蔵文化財包蔵地である。現在堀部分を中心に包蔵地として把握されている。富田地区の南側掘削排土部分などゾーンⅠに隣接して、遺構の遺存状態が良好な地域も含まれる。

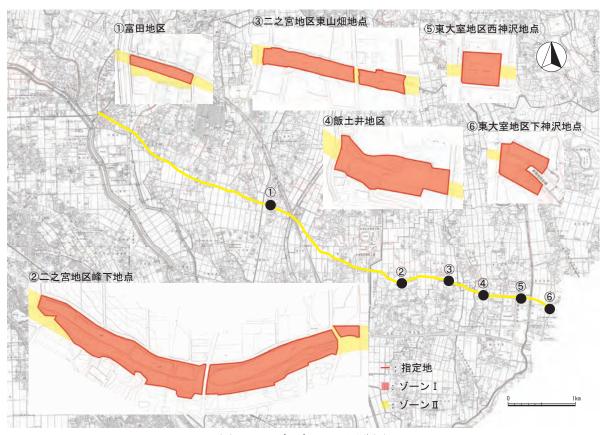


図 6-1 各ゾーンの区分図

第3節 保存管理の方法

第2節で示した区分により、保存管理にかかる現状変更等の取扱い基準や発掘調査、追加指 定、公有化の進め方を定める。

(1) ゾーン I

堀や掘削排土など遺構を構成する主要な部位が良好に保存されており、遺構を確実に保存する。現状変更等については、原則史跡の調査研究や保存活用に資する行為以外は認めない。ただし、遺構に影響のない範囲での既設構造物などの軽微な補修については認めることとし、前橋市教育委員会との十分な協議を経て、現状変更等の許可申請書を提出する。既設構造物の中で史跡の保存管理上調整を要するものについては、許可申請手続きを経たうえで遺構に影響を及ぼさない方法での除却を進める。

ゾーン内の民有地については、将来的に公有化を目指す。

今後史跡の価値を正確に把握するための範囲内容確認調査を実施し、整備を行うにあたって の基礎データの収集を図る。

(2) ゾーン II

遺構の存在が想定され、周知の埋蔵文化財包蔵地として把握されている地域である。富田地区南側隣接地のように遺構の遺存状態が良好な場所も含み、文化財保護法に定める手続きにより取り扱うこととする。堀部分を中心に包蔵地として把握されており、周囲には掘削排土の存在が想定されることから、建築や土木工事が行われる場合には前橋市教育委員会との事前協議を求める。遺構の広がりが確認された場合には、包蔵地の範囲を拡大し、文化財保護法に定める手続きをとる。また、遺構の遺存状態が良好であることが確認された場合や重要な遺構が確認された場合には、史跡の追加指定を含めた適切な保護措置を講じる。

第4節 現状変更等の内容と許可、届出

前節でゾーン I とした史跡指定地やゾーン II とした埋蔵文化財包蔵地における現状変更等の制限や、土木工事等の届出や通知について整理する。

(1) 史跡指定地の現状変更等について

史跡指定地内において現状変更またはその保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官の許可が必要となる。また、文化財保護法168条の規定に基づき、国の機関による現状変更等については文化庁長官の同意を求める必要がある。なお、現状変更等のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、前橋市教育委員会がその事務を行う。

①許可できない現状変更の行為

・史跡の適切な保存活用などのために策定された「保存活用計画」(本書)に定められ た保存の基準に反する場合

- ・史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ・史跡の景観又は価値を著しく損なうと認められる場合
- ②文化庁長官の許可申請が必要な行為
 - ・土地の形状の変更を伴う行為
 - ・建築物の新設・建替・増改築・除却(③の範囲を超えるもの)
 - ・工作物の新築・改修・除却(③の範囲を超えるもの)
 - ・木竹の植栽・移植・抜根(③の範囲を超えるもの)
 - ・史跡の発掘調査及び保存整備工事
 - ・その他史跡の保存に影響を及ぼす行為
- ③前橋市教育委員会に許可申請が必要な行為
 - ・小規模建築物(階数が2以下、建築面積が120m以下など)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築・増築・改築
 - ・工作物(建築物を除く)の設置もしくは改修(設置の日から50年を経過していない工作物)
 - ・道路の舗装もしくは修繕(土地の形状の変更を伴わないものに限る)
 - ・史跡の管理に必要な施設の設置または改修
 - ・埋設されている電柱・電線・ガス管・水管・下水道管の設置または改修
 - ・建築物などの除却(建築または設置の日から50年を経過していない建築物などに限る)
 - ・木竹の伐採
- ④現状変更の許可を必要としない行為
 - ・維持の措置
 - ○史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に 影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定 後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原 状)に復するとき。
 - ○史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又 は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
 - ○史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
 - (特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条)
 - ・非常災害のために必要な応急措置
 - ・保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの
- ⑤現状変更等に該当しない日常的な維持管理
 - ・既存建築物・工作物の維持管理、掘削を伴わない屋根・外壁・内装・開口部・設備の 修繕、基礎の改修を伴わない門・塀などの工作物の改修

- ・既存道路・水路の維持管理、清掃など
- ・日常生活・生業:耕作地における地下遺構に影響を及ぼさない通常の営農行為

:家庭菜園などで遺構に影響を及ぼさない程度の掘削

: 果樹・庭木・生垣などの剪定や枝払い

: 住宅地内における簡易工作物(物干し台など)の設置・撤去に伴う

遺構に影響を及ぼさない程度の掘削

- ・史跡の維持管理:施設の保守点検・除草・清掃など
- ・その他上記に準ずる程度の日常生活や生業上必要なもの

(2) 埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について

ゾーンⅡは周知の埋蔵文化財包蔵地であり、建築や土木工事等土地の掘削を伴う行為を行う場合、文化財保護法第93条または94条の規定により、事業者は事前に前橋市教育委員会事務局文化財保護課に届出または通知を行う必要がある。そして、前橋市教育委員会教育長は、埋蔵文化財の保護上必要があると認めるときは、土木工事等を行う前に埋蔵文化財の記録作成のための発掘調査の実施などを指示することができる。

なお、掘削を伴わない日常的な維持管理における軽微な行為は、土木工事等に該当しないため、届出や通知の義務は生じない。

第5節 現状変更等や土木工事等の取扱基準

史跡女堀の適切な保存管理のため、史跡やその周囲の埋蔵文化財包蔵地について、本章第2 節で区分したゾーンごとに現状変更等や土木工事等の具体的な取扱基準を定める。

(1) ゾーン I

堀や掘削排土が良好に遺存し、史跡指定された地域であり、原則として史跡の調査研究や保存活用に資する行為以外認めない。現状変更等の際には、事前に前橋市教育委員会と協議を行った上で許可申請書を提出し、文化庁長官または前橋市教育委員会教育長の許可が必要となる。既設構造物のうち、遺跡の価値を構成しないものは除却を目指す。

掘削を伴わず、史跡の保存や活用に影響を及ぼさない範囲での日常的な維持管理については、許可手続きを要しないものの、判断が難しい場合には事前に前橋市教育委員会に確認を求めるものとする。

①建築物

- ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、建築物の新設や増改築は原則として 認めない。やむを得ない場合、事前の協議や許可申請を行い、発掘調査などを実施し て遺構に影響を及ぼさないよう十分配慮する。
- ・整備事業などにおいて、史跡の保存活用のための施設などを設ける場合には、遺構を 傷めることがないよう十分配慮する。

②道 路

- ・ 史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、道路の新設や拡幅は原則として認めない。
- ・整備事業などにおいて、史跡管理のための道路を設ける場合には、遺構を傷つけることがないよう十分配慮する。
- ・周囲の既設道路は、史跡の保存活用の必要に応じ、将来的に移設・廃道を目指す。

③水 路

- ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、水路の新設や拡幅は原則として認めない。
- ・遺構の保存や史跡の活用に影響がない範囲で、維持管理のための軽微な行為としての 既設水路の改修及び補修については、事前に協議及び申請が義務付けられており、許 可手続きを経た上で行う必要がある。必要に応じて発掘調査を行う。
- ・整備事業などにおいて、史跡管理のための水路を設ける場合には、遺構を傷めること がないよう十分配慮する。
- ・既設水路については、史跡の保存活用の必要に応じ、将来的に移設を検討する。

④工作物

- ・工作物には、蛇篭、土留柵、堤、圦、記念碑、稲荷、養鯉施設、プレハブ小屋、ガードレール、コンクリート擁壁などがある。
- ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、工作物の新設は原則として認めない。
- ・遺構の保存や史跡の活用に影響がない範囲で、維持管理のための軽微な行為としての 工作物の改修及び補修については、事前の協議及び申請が義務付けられており、許可 手続きを経た上で行う必要がある。必要に応じて発掘調査を行う。
- ・整備事業などにおいて、史跡の保存活用のための工作物を設置する場合には、遺構を 傷めることがないよう十分配慮する。
- ・史跡の価値に関係しない既設の工作物は、史跡の保存活用の必要に応じ、将来的に除 却を目指す。除却にあたっては、事前の協議及び申請が義務付けられており、許可手 続きを経た上で行う必要がある。
- ・土地の掘削を伴わず、2か年以内に撤去する小規模建築物・仮設工作物については、 設置に際して事前に前橋市教育委員会に許可手続きをとる必要がある。

⑤樹 木

- ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、新規の植栽・移植は原則として認めない。
- ・樹木の植栽・移植は、事前の協議及び申請が義務付けられており、許可手続きを経た上で行う必要がある。植栽・移植にあたっては、防根シートを敷設するなどの保護措置を講じ、遺構の保存や史跡の活用に影響を及ぼさないよう十分配慮する。
- ・既存の樹木で、遺構の保存や史跡の活用に支障を生じる可能性がある場合伐採する。

- ・遺構に影響がないと判断される抜根は、事前の協議及び申請を行い、許可手続きを経 た上で行う必要があり、必要に応じて前橋市教育委員会職員が立会などを行う。
- ・整備事業などにおいて、史跡の保存活用のための樹木の植栽・移植にあたっては、遺 構を傷めることがないよう十分配慮する。
- ・既存樹木の剪定や枝払いなど、遺構の保存や史跡の活用に影響のない日常的な維持管理は、現状変更等に該当しないため許可手続きは不要である。

⑥埋設物

- ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、埋設物(上下水道管、ガス管、電線管、灌漑用水管など)の新設は原則として認めない。
- ・遺構の保存や史跡の活用に影響がない範囲で、維持管理のための軽微な行為としての 既存埋設物の改修及び補修については、事前の協議及び申請が義務付けられており、 許可手続きを経た上で行う必要がある。必要に応じて発掘調査を行う。
- ・整備事業などにおいて、史跡の保存活用のための埋設物を設置する場合には、遺構を 傷めることがないよう十分配慮する。
- ・史跡の価値に関係しない既設の埋設物は、史跡の保存活用の必要に応じ、将来的に除 却を目指す。除却にあたっては、事前の協議及び申請が義務付けられており、許可手 続きを経た上で行う必要がある。

(7)地 形

- ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、掘削や盛土、舗装などによる地形の 改変は原則として認めない。
- ・整備事業などにおいて、史跡の保存活用のための造成工事を行う場合には、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。

⑧軽微な変更

・既存の建築物・道路・水路・工作物・樹木・埋設物について、土地の改変や掘削を伴わず、かつ遺構の保存や史跡の活用に影響を及ぼさない軽微な変更については、現状変更等に該当しないため許可手続きは不要である。

(2) ゾーン II

遺構の存在が想定される周知の埋蔵文化財包蔵地である。現在堀部分を中心に包蔵地として 把握されており、富田地区の南側掘削排土部分のように遺構の遺存状態が良好な地域を含む。 建築や土木工事等土地の掘削を伴う行為を行う場合、前橋市教育委員会との事前協議や届出・ 通知を行う必要がある。遺構の保存について調整を図り、やむを得ず土木工事等を行う場合に は、必要に応じて発掘調査などを行う。遺構の良好な遺存状態が確認された場合や重要な遺構 が確認された場合には、遺構の保存について協議し、追加指定を含めた適切な保護措置を講じ る。開発中止の協力が得られない場合にも、計画変更などにより遺構に影響を及ぼさないよう 協力を求める。

①建築物

- ・建築物の新築や増改築を行う場合には、前橋市教育委員会との事前協議や届出・通知 が必要となる。必要に応じて発掘調査などを行い、遺構の保存に影響を及ぼさないよ う協力を求める。
- ・建築物の新築や増改築にあたっては、前橋市景観計画に基づいたものとして、史跡の 活用や周辺の景観に影響を及ぼさないような配慮を求める。

②道路・水路

- ・群馬県や前橋市などの関連部署に遺構の保存や史跡の活用について周知し、理解と協力を求める。
- ・道水路の新設・拡幅や、既設道水路の改修・補修を行う際、掘削を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。

③工作物

・工作物の新設や増設、除却を行う際、掘削を伴う場合には、事前協議や届出・通知が 必要であり、必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。

④樹木・埋設物・地形

・掘削を伴う行為を行う場合には、事前協議や届出・通知が必要である。必要に応じて 発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。

⑤軽微な変更

・既存の建築物・道路・水路・工作物・樹木・埋設物について、土地の改変や掘削を伴わず、かつ遺構の保存や史跡の活用に影響を及ぼさない軽微な変更については、届出や通知の義務はない。ただし、史跡の活用に支障をきたさないよう協力を求める。

第6節 範囲内容確認などの調査について

女堀は、圃場整備事業に伴う昭和50年代の発掘調査によって、遺跡の様相が明らかになったが、指定地内ではほとんど範囲内容確認調査を実施しておらず、整備事業を行うための基礎データが不足している。このため、機会をとらえてゾーンIを中心とした、史跡の価値を正確に把握するための範囲内容確認調査を実施し、史跡の基礎データの収集を図る。その際には、現状変更にかかる手続きを経た上で行う。

また、ゾーンⅡでの追加指定後は、植生状況などを調査し、史跡の適切な保存を図る。

第7節 史跡の追加指定

史跡女堀は、遺構の保存状態が良好で、地権者の同意が得られた場所を指定し、その後も当初指定地との連続性があり、保存状態が良好な場所を追加指定して保存を図ってきた。しかし、地割や掘削排土とみられる土手など遺構の痕跡が残る場所は、周知の埋蔵文化財包蔵地としての把握にとどまっている。また、圃場整備などこれまでの開発行為により、地割などから

は遺跡として認識できない場所も多い。このため、今回の計画策定に伴って作成した現況図を基礎図とし、迅速図などの古地図・古写真や圃場整備事業前の現況図と比較して追加指定地の検討を進めることとしたい。また、発掘調査などによって遺構の良好な遺存状態が確認された場合や重要な遺構が確認された場合には、遺構の保存について開発事業者と協議し、追加指定について検討・協議を行う。

第8節 史跡の公有化

ゾーン I の二之宮地区峰下地点や飯土井地区では民有地が残っており、機会をとらえて地権者と協議を行い、調整がつき次第公有化を図る。また、ゾーン II についても、地権者と協議し、追加指定などの条件が整った段階で、将来的に公有化を図ることとしたい。そのほか、駐車場や便益施設、ガイダンス施設のための用地の取得についても今後の検討課題としたい。

第9節 植生管理

植生状況調査の結果、二之宮地区峰下地点や飯土井地区を中心として、指定地内には相当数に上る樹木が生育しており、史跡の自然環境を構成している。これらの中には、コナラなど薪炭林として史跡が利用されてきたことを示す樹木が確認され、里山の景観を形成している。

一方、外来種のハリエンジュや二ワウルシなども相当数確認され、外来種の樹木は繁殖力も高く、周辺環境を変化させるおそれがある。また、スギやヒノキといった用材種も多く確認された。上記2地区など樹木が密集している場所では、樹木の倒壊による史跡のき損が発生しており、史跡を適切に管理するためには植生管理を行う必要がある。

今後指定地内の適切な植生管理を図るため、周辺環境を変化させるおそれのある外来種や里山の景観には不適切な用材種の撤去を行い、草本類の維持管理に努める。併せて、今回実施した植生状況調査を踏まえ、緑陰や修景要素としての樹木の保全のあり方を検討し、里山の景観を保全するための薪炭林の保護など植生管理の基本方針や方法を定める。また、草本類の植生調査を実施し、適切な植生管理を図る。

第10節 周辺環境の保全

女堀は長大な帯状に広がり、周辺全てを史跡指定することが難しいため、ゾーンI・II の周辺は周知の埋蔵文化財包蔵地ともなっていない場所が多く、周辺地域の開発の進展によっては、史跡周辺の景観を大きく損ねてしまう可能性がある。また、史跡周辺の景観のみならず、赤城山を望む眺望も本史跡の周辺環境を構成する重要な要素である。このため、前橋市景観計画に準拠した景観形成や景観保全について、住民の理解や協力が得られるよう関連部署とともに広く働きかけ、赤城山を望む眺望をはじめとした史跡を取り巻く景観を良好に維持するよう努める。また、上述のとおり本史跡内では、屋外広告物法に基づく広告物の表示や掲出物件の設置の禁止地域に指定されておらず、周辺景観を損ねるおそれがある。今後関連部署に働きかけて適切な広告物規制を行い、史跡周辺の景観を適切に保全する。

			ゾ ー ン I	ゾ ー ン Ⅱ
	区の性		・堀や掘削排土が良好に遺存する史跡指定地。	・遺構の存在が想定される周知の埋蔵文化財包蔵地。
現		状	・かつての田畑の跡で、雑種地、山林、ため池となる。	·田、畑、宅地、道路、墓地等
保方	存管理	埋の針	 ・遺構を確実に保存することとし、史跡の調査研究や保存活用に資する行為以外の現状変は原則認めない。 ・今後史跡の価値を正確に把握するための範囲内容確認調査を実施し、整備事業のためのの基礎データの収集を図る。 	 ・周知の埋蔵文化財包蔵地であり、掘削を伴う建築・土木工事等を行う場合には、本市教育委員会と事前協議し、届出や通知が必要である旨の周知を徹底する。 ・遺構の広がりが確認された場合には包蔵地の範囲を拡大する。 ・重要な遺構が確認された場合には遺構の保存について協議し、追加指定を含めた適切な保護措置を講じる。
	建築	き 物	・現状地区内に建築物はない。 ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、建築物の 新設や増改築は原則として認めない。 ・やむを得ない場合、事前の協議や許可申請を行い、発掘調査等 を実施して遺構に影響を及ぼさないよう十分配慮する。 ・整備事業等において、史跡の保存活用のための施設等を設ける 場合には、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。	・建築物の新築や増改築を行う場合には、本市教育委員会との事前協議や届出・通知が必要となる。必要に応じて発掘調査等を行い、遺構の保存に影響を及ぼさないよう協力を求める。 ・建築物の新築や増改築にあたっては、前橋市景観計画に基づいたものとして、史跡の活用や周辺の景観に影響を及ぼさないよう配慮を求める。
現	道	路	 ・現状地区内に舗装道路はない。 ・史跡の調産研究や保存活用に資するものを除き、道路の新設や拡幅は原則として認めない。 ・整備事業等において、史跡管理のための道路を設ける場合には、遺構を傷つけることがないよう十分配慮する。 ・周囲の既設道路は、史跡の保存活用の必要に応じ、将来的に移設・廃道を目指す。 	・群馬県や本市等の関連部署に遺構の保存や史跡の活用について周知し、理解と協力を求める。 ・道路の新設・拡幅や、既設道路の改修・補修を行う際、掘削を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。
状	水	路	・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、水路の新設や拡幅は原則として認めない。 ・維持管理のための軽微な行為としての既設水路の改修及び補修は、許可手続きを経た上で行う。必要に応じて発掘調査を行う。 ・整備事業等において、史跡管理のための水路を設ける場合には、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。 ・既設水路は、史跡の保存活用の必要に応じ、将来的に移設を検討する。	・群馬県や本市等の関連部署に遺構の保存や史跡の活用について周知し、理解と協力を求める。 ・水路の新設・拡幅や、既設水路の改修・補修を行う際、掘削を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。
変	工作	宇 物	・ 史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、工作物の新設は原則として認めない。 ・維持管理のための軽微な行為としての工作物の改修及び補修については、許可手続きを経た上で行う。必要に応じて発掘調査を行う。 ・整備事業等において、史跡の保存活用のための工作物を設置する場合には、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。 ・ 史跡の価値に関係しない既設の工作物は、将来的に除却を目指す。除却についても、許可手続きを経た上で行う。 ・ 土地の掘削を伴わず、2か年以内に撤去する小規模建築物・仮設工作物については、設置に際して事前に本市教育委員会に許可手続きをとる。	・工作物の新設や増設、除却を行う際、掘削を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。
更	樹	木	・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、新規の植栽・移植は原則として認めない。 ・樹木の植栽・移植は許可手続きを経た上で行う。植栽・移植にあたっては、防根シートを敷設するなどの保護措置を講じ、遺構の保存や史跡の活用に影響を及ぼさないよう十分配慮する。 ・既存の樹木のうち、遺構の保存や史跡の活用に支障を生じる可能性があるものは伐採する。 ・遺構に影響がないと判断される抜根は、許可手続きを経た上で行う。必要に応じて本市教育委員会職員が立会等を行う。・整備事業等において、史跡の保存活用のための樹木の植栽・移植にあたっては、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。	・掘削を伴う行為を行う場合には、事前協議や届出・通知が必要である。必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。
等	埋設	设物	・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、埋設物(上下水道管、ガス管、電線管、灌漑用水管等)の新設は原則として認めない。 ・維持管理のための軽微な行為としての既存埋設物の改修及び補修については、許可手続きを経た上で行う。必要に応じて発掘調査を行う。 ・整備事業等において、史跡の保存活用のための埋設物を設置する場合には、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。 ・史跡の価値に関係しない既設の埋設物は、史跡の保存活用の必要に応じ、将来的に除却を目指す。除却にあたっては、許可手続きを経た上で行う。	・掘削を伴う行為を行う場合には、事前協議や届出・通知が 必要である。必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存に ついて協力を求める。
	地	形	・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、掘削や盛土、舗装等による地形の改変は原則として認めない。 ・整備事業等において、史跡の保存活用のための造成工事を行う場合には、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。	・掘削を伴う行為を行う場合には、事前協議や届出・通知が 必要である。必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存に ついて協力を求める。
発	掘誹	司查	・現状変更手続きを経た上で、史跡の価値を正確に把握する ための範囲内容確認調査を、機会をとらえて実施し、史跡 の基礎データの収集を図る。	・掘削を伴う行為を行う場合には、必要に応じて発掘調査を 行う。 ・機会をとらえて範囲内容確認調査を実施する。
追	加指	ョ 定	_	・本計画策定に伴って作成した現況図を基礎図とし、迅速図などの古地図・古写真や圃場整備事業前の現況図と比較して追加指定地の検討を進める。 ・発掘調査等によって重要な遺構が確認された場合には、遺構の保存について開発事業者と協議し、追加指定について検討・協議を行う。
分	有	化	・機会をとらえて地権者と協議を行い、調整がつき次第公有化を図る。	・追加指定後公有化について検討する。

表 6-1 ゾーン区分ごとの保存管理の方法

第7章 活 用

第1節 活用の方針

女堀は、全長約13km、堀幅15~30m、深さ3~4mと極めて大規模な農業灌漑遺構であり、中世初期の農業史や農業土木史、荘園史を知ることができる重要な遺跡である。路線内の各地を経営していた秀郷流藤原氏の同族が共同で行った壮大なプロジェクトであり、大量の労働力を投下した成果であると言える。史跡の活用や整備にあたっては、この規模の大きさを生かしたものとし、史跡を訪れた人が、そのスケール感や開削を行った人々の営みを感じられることを目指す。また、長大な遺構であり、多くの地域にまたがることから、史跡女堀が多くの地域をつなぐ紐帯として、地域と地域、人と人をつなぐことのできる史跡としての活用や整備を目指す。活用の方法としては、以下の6点を柱として進めることとする。

- ①調査研究および情報発信
- ②周辺の歴史文化遺産や文化施設との連携
- ③学校教育との連携
- ④史跡を中心した交流・憩いの場としての活用 溝底面の活用
- ⑤地域づくり活動の拠点としての活用
- ⑥観光資源としての活用

第2節 活用の方法

①調査研究および情報発信

これまでの調査成果の再検証や近年の発掘調査によって、開削年代や堀の起点・終点についても新知見や課題が提示されている。また、範囲内容確認調査によっても史跡としての新しい価値の発見が期待される。今後も調査・研究を進め、その成果を広く発信する。

史跡内に設置した説明板や文化財施設で配布しているパンフレットの充実、当課の文化財ポータルサイト「前橋フィールドミュージアム」での史跡情報の拡充、文化財めぐりの開催など、史跡女堀に係る情報を分かりやすく発信する。範囲内容確認調査の際には、積極的に現地説明会を実施して遺構展示の場として活用する。また、同一遺跡を共有する伊勢崎市をはじめとして、荘園遺跡を持つ太田市(新田荘遺跡)大阪府泉佐野市(日根荘遺跡)などと連携し、学術シンポジウムや講演会を開催して、調査・研究の深化や活用の促進を図る。

②周辺の文化遺産や文化施設との連携

女堀の周辺には、二宮赤城神社などの中世にさかのぼる寺社仏閣や、赤堀城をはじめとした 中世城館跡などの歴史文化遺産が多く残されている。二宮赤城神社社地には社域の周囲に堀と 土塁がめぐり、社殿東には頭白上人が勧請した塔跡が残るなど、中世の社地の形態を良好に残 している。また、赤堀城跡は藤原秀郷の後裔とされる赤堀氏の居城で、城中央の本丸は周囲に 高さ4mほどの土塁が残る。このほかにも大室城や赤石城、毒島城など中世城館跡が点在して いる。平安時代の作と伝える無量寿寺の十一面観音立像や、鎌倉時代の作とされる慈照院の千手観音坐像など、平安時代~中世の木造彫刻や石造物が濃密に分布している。これらの歴史文化遺産は、女堀が築かれた地域の特性や歴史的な背景を理解する上で欠かすことができない。これらの歴史文化遺産の核として女堀を位置づけ、有機的に結び付けることで、より深く地域や歴史を知ることができる。



写真7-1 二宮赤城神社社地

史跡女堀を中心として、これら歴史文化遺産を周遊するルートを整備して、周遊コースを案 内板や HP に掲載し、赤城山南麓地域や淵名荘の歴史や女堀の歴史的意義をより深く伝える。

③学校教育との連携

女堀は用水路として未完成であったために掘削工法や開削組織の様子などの情報を多く有しており、用水路の開削による地域史の学習としては良好な素材と言える。また、女堀は荘園史などを深く知ることのできる学習素材でもある。

学習素材として活用を促すため、女堀についての分かりやすい解説書や学習指導案などを作成して、学校教育担当課や地域の学校に紹介するとともに、小中学校での出張授業などにより周知を図る。また、堀づくり体験といった体験活動や、水辺の動植物や里山の観察会などの自然観察などを通して、女堀に親しむ機会を増やす。

④史跡を中心した交流・憩いの場としての活用

長大な遺構である女堀は、前橋市中央部から隣接する伊勢崎市まで多くの地域にまたがっている。このメリットを生かし、路線地域の住民や史跡見学者が憩い、集う場としての活用を進めたい。現在、前橋市粕川歴史民俗資料館や伊勢崎市赤堀歴史民俗資料館などで、女堀にかかる展示を行っている。また、赤堀地区女堀では、花しょうぶ園まつりの期間中、県内のみならず隣県からも見学者が訪れ、このイベントをきっかけとして史跡に関心を寄せる人も多い。既存施設を、文化財めぐりなどの拠点施設として利用を進め、資料館などの展示施設における情

報提供の拡充することにより、地域住民や史跡見学者の交流の場として活用を促進したい。また、史跡整備において、赤堀地区女堀のように堀底面を中心とした指定地内に適切な植栽を施し、ベンチや東屋など休憩施設を設置して、史跡での交流のみならず憩いの場として活用したい。指定地内の植栽については、史跡を損なうことなく、史跡の来訪者が目を楽しませることのできるものとし、植生状況調査などをもとに今後検討する。



写真7-2 赤堀花しょうぶ園まつり

⑤地域づくり拠点としての活用

地域の紐帯として女堀を位置づけるには、地域住民とともに史跡の活用を検討・実践することが不可欠である。また、富田地区のように地元自治会に除草を委託するなどして史跡にふれあう活動も重要であり、地域住民が女堀の管理や活用に参画できる連携体制の構築が急務である。具体的には、地域住民による解説ボランティアの養成や、除草などを地域に委託するのみならず、定期的に史跡の清掃などを行う清掃サポーターの導入などが考えられる。また、整備の進展に伴って、女堀を地域の憩いの場とするだけでなく、地域の屋外行事の場として利用してもらうなど史跡に触れ合う機会を増やすことにより、地域住民と史跡の価値の共有を図る。

⑥観光資源としての活用

前橋市内には、ぐんまフラワーパークや日帰り温泉施設など多くの観光施設があり、豊富な観光資源を自転車で周遊する「自転車のまち」としての取り組みが進んでいる。女堀を観光資源の一つとしてサイクルツーリズムに取り入れることにより、観光目的の旅行客を取り込むことができ、観光振興との相乗効果が期待される。

女堀は全長約13kmにわたる長大な遺構であり、自ら体を動かしてその大きさを感じてもらうことにより、大量の労働力を投入して実施した一大プロジェクトの規模を体感してもらうことができると考えられる。モデルコースを作成して HP やパンフレットなどで広く周知し、ほかの観光資源とともに指定地をポイントの一つとして周遊する。モデルコースにはトイレや休憩施設などを明示する。現在サイクリングコースなどとしては整備されておらず、専用道路や案内標識などもないため、安全面を重視するとともに、利用者が迷わないようなモデルコースを設定する必要がある。

第3節 活用促進のための短期的整備

第4章で課題にあげたとおり、史跡女堀は整備をほとんど行っておらず、史跡見学ためのベンチや遊歩道といった施設も設置されていない。また、部分的に篠の伐採などの環境整備を行ったものの、樹木の間伐などは未実施のため、二之宮地区峰下地点や飯土井地区では史跡の見通しも利かず、史跡に近づいて周遊することもできない。このような状況では史跡の活用も難しく、愛着の醸成は難しい。今後史跡の利活用の促進を図るためにも、樹木の間伐などの環境整備や仮設の遊歩道の設置といった短期的整備の実施が急務である。その上で適切な日常管理を行うことで、史跡に親しむ機会を増やし、一層の活用が期待できる。全体的な整備(長期的整備)までには時間を要することから、短期的整備とともに利活用の促進を図ることにより、長期的整備への機運の醸成も見込むことができる。

第4節 伊勢崎市との連携

隣接する赤堀地区女堀を所管する伊勢崎市では、史跡の保護と活用を目的として平成元年から花しょうぶの植栽を始め、平成5年には花しょうぶ園として開園した。花が咲く6月には花しょうぶ園まつりを開催し、開花期間には毎年10万人もの観光客が訪れる花の名所となってい

る。また、平成16年に保存管理計画を策定した後、範囲内容確認調査を行って、平成31年度に整備基本計画を策定予定である。伊勢崎市で実施してきた範囲内容確認調査の成果はもちろんのこと、活用や整備にあたっての良好な先行事例となっている。史跡のスケール感を伝えるには、指定地の各地区が有機的につながっている必要があり、そのことによって、女堀が多くの地域をつなぐ紐帯としての役割を果たすことができると考えられる。今後とも両市が緊密な連携を図って活用や整備を進める。

第8章 整 備

第1節 整備の方針

遺構や遺物の保護を前提とし、史跡の有効活用のため史跡整備を行う。前章でふれたとおり、史跡女堀の活用や整備にあたっては、史跡の規模の大きさを感じられ、地域や人々をつなぐことができることを目指す。また、指定地が点在し、遺構の遺存状況もそれぞれ異なることから、各地区の特徴を生かした整備を行う。

史跡女堀は、指定地の9割以上が公有化されており、前橋市所在のほかの史跡と比較しても整備のための条件が整っていると言える。しかし、範囲内容確認調査が未実施であるため、史跡の様相が明らかでない地区も多く、今後新たな価値の発見も期待される。また、指定地周辺の土地利用の状況から、現状では早期に全面的な整備を行うことは困難である。このため、整備計画策定にあたっては、長期的な計画のみならず、短期的な整備計画を設定して、段階的な整備が必要である。

隣接する伊勢崎市では現在整備計画を策定中であることから、地区ごとの特徴や性格を生か しながらも協調を図り、史跡としての一体性を損なわないものとする必要がある。

第2節 整備の方法

(1) 短期的な整備計画

短期的な整備としては、遺構の保全を目的とした整備と、当面の活用を目的とした整備がある。いずれも全面的な整備を実施するまでの暫定的な整備である。

①遺構の保全を目的とした整備

第4章にてあげたとおり、史跡女堀では遺構保全する上での種々の課題が生じている。富田 地区などでは雨水などにより堀法面や掘削排土が洗われ、抉れなどが発生している。東大室地 区下神沢地点では、台風などの自然災害によって堀法面が崩落するなど、遺構面の保護が必要 である。

二之宮地区峰下地点などでは、指定地内の樹木が繁茂しており、強風などによって大ぶりの 枝や幹が折れて、隣接する住宅などにも被害が及んでいる。根から倒れるような場合には遺構 を傷める事態も発生しており、早急に間伐や剪定を実施する必要がある。

雨水などの流路の変更や側溝の敷設替えなどは長期的な整備の中で検討すべき課題であるが、飯土井地区など指定地内に雨水の流れができている箇所については、簡易的な側溝を設置するなど措置が必要である。

これらのことから、遺構の保全を目的とした短期的整備としては、下記のような事項が想定される。

【整備例】

- ・暫定的な保護盛土・蛇篭の設置
- ・樹木の間伐・剪定、外来種及び用材種樹木の撤去
- ・草本・低木の植栽
- · 整地 · 簡易舗装
- ・ 簡易柵の設置
- ・塩ビパイプなどを用いた簡易側溝の整備 など

②活用を目的とした整備

前章で述べたとおり、活用促進のためには暫定的な整備が必要と考えられる。史跡散策のための簡易的な木道やベンチなどの設置や、各地区を周遊するための案内標識の設置、周辺の歴史文化遺産を見学するための案内板の設置などが挙げられる。

史跡下野国分寺では、復元した基壇前に、アクリル板に描いた七重塔の復元図を設置して、両者を重ね合わせることにより塔の高さを体感できる仕組みを取り入れている。このような手法は、ARやVRといったCGなどによる立体復元より簡易的であり、短期的整備にも有効な手法と考えられる。掘削時の想定復元図や通水ができた場合の遺構の想像図など、史跡の理解につながると言えよう。また、樹木の間伐により、遺構の保全のみならず、遺構の見通しが利くようになり、現況での遺構の規模を感じることができるようになると考えられる。

ガイダンス施設については、長期的整備の中での検討が必要だが、前橋市粕川歴史民俗資料館や伊勢崎市赤堀歴史民俗資料館を、当面の間の展示や情報提供の拠点施設と位置付け、展示のみならず、パンフレットや見学コースガイドの配布、地域住民・史跡見学者の交流の場として活用を促進したい。

【整備例】

- ・各地区間をつなぐ案内標識の設置
- ・史跡周辺の歴史文化遺産や便益施設などを表示した案内板の設置
- ・遺構立体表示板の設置
- ・樹木の間伐・剪定 など



写真8-1 史跡案内板の例(上野国分寺)



写真8-2 遺構立体表示板の例(下野国分寺)

(2) 長期的な整備計画

今後範囲内容確認調査などを通じて、各地区の性格や特徴を明らかにした上で全面的な整備計画を策定する。遺構や遺物の保護を最優先とし、史跡を確実に次世代へと継承する。その上で、史跡を有効活用することとし、史跡の規模を感じてその価値を学び、地域や人々をつなぐことのできる整備を行う。

史跡の価値を広く周知するため、史跡のスケール感や開削を行った人々の営みを感じることができるよう遺構を表示する。東大室地区西神沢地点のように、掘削排土部分に盛土して遺構を復元表示することはとても分かりやすく、多くの史跡で取り入れられている有効な手法である。掘削排土の土層断面の展示は、大規模な土木工事であったことを理解しやすい。遺構の復元表示以外にも、ARやVRによる遺構立体表示も史跡の規模を伝えるには効果的な手法である。このほか、指定地内に広場を設けるなどして、体験学習や交流の場とすることも必要である。

また、便益施設としては、史跡周辺の景観に配慮した上で、適地に駐車場やトイレ、東屋、ベンチなどを設置する。赤堀地区のように適切な草本を植栽・管理して、史跡を憩いや交流の場として活用することも重要である。情報発信や交流の拠点としてのガイダンス施設の設置も整備計画策定の検討課題となる。

史跡全体を通してその価値を伝え、史跡としての一体性を保ちながら各地区・地点の特徴を 生かした整備を行う。

【整備例】

- ・遺構の保護盛土、排水路の整備、継続的な樹木の間伐・剪定、遺構保護のための草本・ 低木の植栽
- ・盛土などによる掘削排土の復元、土層断面の展示、ARやVRによる遺構の立体復元
- ・駐車場やトイレ、東屋、ベンチ、屋外照明などの便益施設の設置
- ・ガイダンス施設の設置



写真8-3 仮設盛土による遺構復元の例 (史跡女堀)



写真 8-4 VR による遺構復元の例 (「総社資料館ナビ」)

第9章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の方針

史跡の適切な保存管理・活用を行うため、機能的な運営体制を整備する。文化庁及び群馬県教育委員会の指導の下、前橋市教育委員会事務局文化財保護課を中心として関連部局や関係団体と連携体制を構築し、適切な保存管理や活用、整備を進める。また、持続可能な保存管理や活用体制の整備には住民との協働が不可欠であり、主体的な運営が可能な人材や団体の育成を図る。史跡に親しむ機会を増やすことにより、住民の史跡への愛着の醸成も期待される。

上述のとおり、女堀は隣接する伊勢崎市にまたがっており、伊勢崎市教育委員会文化財保護 課をはじめとした関連部局や関係団体とも連携を図り、充実した運営体制を整備する。

第2節 運営・体制の方法

管理責任者は前橋市教育委員会事務局文化財保護課とし、文化庁および群馬県教育委員会の 指導の下に保存管理にあたる。整備計画の策定・実施にあたっては、関連部局や地元自治会、 有識者とも連携した委員会の設立を目指す。

活用のみならず保存管理についても市民参加に向けた取り組みを実施し、将来的には史跡愛護団体を設立し、史跡ガイドの養成を目指すこととする。また、学校教育とも連携し、地域の歴史学習や自然観察をとおして史跡への愛着を醸成する。そして植生管理などの保存管理への参加や、史跡のジュニアガイド養成講座などを開催し、将来の活動の担い手を育成する。

史跡がまたがる伊勢崎市では、史跡女堀の整備を先行して進めており、現在整備基本計画を 策定している。史跡としての一体性を確保し、より効果的な保存管理や活用を図るためにも共 同事業の実施や連携体制の確立および強化を行う。

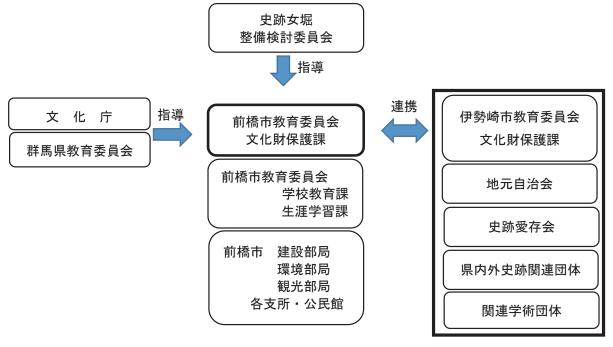


図9-1 目指す体制

第10章 行動計画の策定・実施

前章までに策定した保存管理や活用、整備の計画について、おおむね10年以内に実施する短期計画と、これ以降に実施予定の本格的な整備に伴う長期計画に区分し、保存活用計画表として示した。

事業計画	短期計画(おおむね10年以内)	長期計画(それ以降)			
調査・研究	・ゾーンI:史跡の価値を正確に把握するための範囲内容確認調査を実施し、史跡の基礎 データの収集を図る。 ・ゾーンⅡ:必要に応じて発掘調査を実施する。				
保存管理	・建築物・道路・水路・工作物・樹木・埋設物等の現状変更に対し、保存管理のゾーン区 分毎の取扱基準に従い、遺跡の保護に係る周知、協議による調整、許認可事務、確認調 査を行う。				
公有地化等	・既指定地内の民地の公有化を進める。	・追加指定地の公有化を進める。			
追加指定等	・ゾーンⅡのうち、既指定地と連続性があり、保存状態が良好な場所の追加指定を目指す。 ・本計画策定に伴って作成した現況図を基礎図として追加指定地の検討を進める。 ・発掘調査等によって重要な遺構が確認された場合には、遺構の保存について開発事業者 と協議し、追加指定について検討・協議を行う。				
活用	・調査研究成果について、拠点施設やパンフレット・HPなどのより積極的に情報発信し、史跡の価値の周知する。 ・周辺の歴史文化遺産や灌漑施設との連携を行い、周遊ガイドコースや周辺文化財情報の提供。 ・学校教育部署への情報提供を行い、両者で学習指導案の作成を行うなどの連携する。 ・史跡に触れ合う機会を増やし、地域住民と史跡の価値を共有する。 ・サイクルツーリズムを通した観光振興との連携。	・情報発信の充実。 ・学校教育での積極的な活用。 ・整備後の史跡での活用を推進し、憩いや交流の場所としての活用。 ・観光部署との連携を強化し、観光資源としての活用を推進。			
整備	・危険個所の暫定的な保護盛土・蛇篭の設置。 ・簡易柵や仮設側溝の整備。 ・樹木の間伐・剪定、外来種・用材種樹木の 撤去。 ・簡易的な木道やベンチなどの便益施設の設 置。 ・史跡説明版の定期的な改修。 ・史跡の案内標識や周辺歴史文化遺産の案内 板の設置。	・遺構の保護盛土や遺構保護のための草本・低木の植栽。 ・盛土等による掘削排土の復元や土層断面展示。 ・ARやVRによる遺構の立体復元。 ・駐車場やトイレ、ベンチ、東屋などの便益施設の設置。 ・ガイダンス施設の設置。 ・関連部署とも連携し、サイクリングなどためのコースの整備。			
管理運営体制	・関連部署や隣接する伊勢崎市との連携強化。・市民参加型の人材育成。	・関連部署や伊勢崎市との連携強化。 ・市民団体との連携による持続可能な管理運営体制の確立。			

表10-1 事業計画

第11章 経過観察

第1節 経過観察の方針

国民共有の財産である史跡を確実に保護し、次世代へと継承するためには、将来にわたって継続的に保存活用に取り組むことが必要である。管理運営主体である前橋市教育委員会事務局文化財保護課には、その過程において自主的な経過観察を定期的に実施することが求められる。経過観察を行うことにより現状を正確に把握し、分析結果を保存活用事業に反映させることにより、実施方法の改善の指針とする。

第2節 経過観察の方法

経過観察の方法としては、事業や施策の進行管理などで広く用いられる PDCA サイクルを 取り入れ、継続的な改善を図る。実施主体は前橋市教育委員会事務局文化財保護課とする。

① Plan : 現状や将来の予測などをもとに事業計画を策定する。保存管理や活用、整備、運営体制の整備など、実現可能な具体的な計画とする。

② Do :計画に沿って業務を実施する。

③ Check : 実施した業務が計画に沿っているか点検・評価する。本計画に定める基本方針に対して、どの程度達成されているのか具体的に明記し、前橋市教育委員会事務局文化財保護課内の共通認識とする。各項目に対する達成度を評価する。

④ Action : 点検結果を踏まえて課題を整理し、実施方法の見直しや次期計画の立案の指針とする。

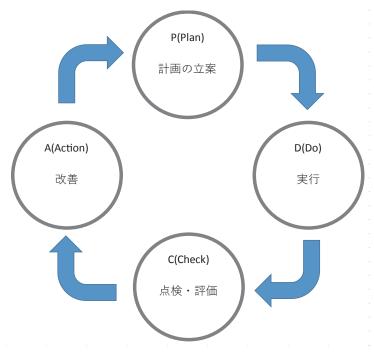


図11-1 経過観察の方法

引用・参考文献

赤堀村教育委員会(1979)『川上遺跡、女堀遺構発掘調査概報』

赤堀村教育委員会(1985)『中畑遺跡、女堀用水遺構発掘調査概報』

赤堀町・赤堀村教育委員会(2004)『史跡「女堀」保存管理計画書』

飯島義雄(2009)「灌漑用水遺構・女堀の赤城山南麓への引水経路の検討」『研究紀要27』群馬県埋蔵文化財調査事業団

飯島義雄(2016)『女堀の実像を求めて』みやま文庫220

伊勢崎市教育委員会 (2014) 『史跡女堀シンポジウム』

伊勢崎市教育委員会(2015) 女堀パンフレット

伊勢崎市教育委員会 (2015) 『史跡女堀-未完成の大規模灌漑用水路「女堀」の発掘調査-』

伊勢崎市教育委員会(2017)『史跡上野国佐位郡正倉跡保存活用計画』

伊勢崎市教育委員会 (2018) 『史跡女堀2-史跡整備に伴う発掘調査報告書-』

梅澤重昭(2004)「女堀の受益地域を考える-その歴史地理学的考察-|『ぐんま史料研究』第22号

笠懸野岩宿文化資料館(2002)『岡上景能とあかがね街道』

鎌倉佐保(2009)「浅間山噴火と中世荘園の形成」『日本中世荘園制成立史論』塙書房

かみつけの里博物館(2004)『1108-浅間山噴火-中世への胎動』

川道亨 (2016) 「赤堀花しょうぶ園の女堀を掘る」『大室古墳の教室 考古学講演会・講座の記録 2』 前橋市教育委員会

群馬県(1987)『群馬県植物誌 改訂版』

群馬県(1991)『群馬県史 通史編2 原始古代2』

群馬県教育委員会(1980)『女堀』

群馬県教育委員会(1981)『教材群馬の文化財2 中世編』

群馬県教育委員会(1981)『教材群馬の文化財3 近世・近代・民俗編』

群馬県地質図作成委員会(1999)『群馬県10万分の1地質図』

群馬県埋蔵文化財調査事業団(1985)『女堀』

群馬県埋蔵文化財調査事業団 (2007) 『群馬の遺跡7 中世~近代』

群馬県埋蔵文化財調査事業団 (2009) 『荒砥前田Ⅱ遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団 (2009) 『富田新井遺跡・富田大泉坊 B 遺跡・富田大泉坊 A 遺跡・富田宮田遺跡・富田宮 下遺跡』

渋川市教育委員会(2018)『史跡瀧沢石器時代遺跡保存活用計画』

早田勉 (2004) 「火山灰編年学からみた浅間火山の噴火史」 『1108- 浅間山噴火 - 中世への胎動』 かみつけの里博物館

文化庁文化財保護部(1983)『月刊文化財』1月号 第一法規出版株式会社

文化庁文化財保護部(1993)『月刊文化財』6月号第一法規出版株式会社

文化庁文化財部(2016)『月刊文化財』9月号 第一法規出版株式会社

能登健(2010)「女堀の発掘 その後-女堀研究のための今後の分析視点を整理する」『近藤義雄先生卒寿記念論集』

能登健・川道亨(2018)「農業用水路「女堀」の名称について『群馬文化』第332号

文化庁文化財部記念物課(2015)『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』

平凡社 (1989) 『よみがえる中世5-浅間火山灰と中世の東国』

本間昇(2003)「地域教材としての女堀」『研究紀要21』群馬県埋蔵文化財調査事業団

前橋市教育委員会(1981)『富田遺跡群・西大室遺跡群』

前橋市教育委員会(1983)『文化財調査報告書第13集』

前橋市教育委員会(2005)『文化財調査報告書第35集』

前橋市教育委員会(2006)『文化財調査報告書第36集』

前橋市教育委員会(2016)『赤城山南麓の中世 史跡女堀』

前橋市史跡整備委員会(2012)『「歴史のまち前橋」の創出-前橋市史跡整備委員会提言書』

前橋市埋蔵文化財発掘調査団 (2007) 『石関西田遺跡Ⅲ』

峰岸純夫(1959)「赤城南麓灌漑用水遺構「女堀」について 女堀の起点と利根川」『伊勢崎史』第2巻7号

峰岸純夫(1979)「第3章古代の東村」『東村誌』東村役場

資 料 編

関係法令

文化財保護法

第一章 総則

(この法律の目的)

- 第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の 文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。 (文化財の定義)
- 第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。 (中略)
- 四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上 又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りょう、峡谷、海浜、山岳その他の 名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息 地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特 異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の 高いもの(以下「記念物」という。) (中略)
- この法律の規定(第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百 三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五 条並びに第百七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特 3 別史跡名勝天然記念物を含むものとする。 (政府及び地方公共団体の任務)
- 第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理 解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基 礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到 の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。 (国民、所有者等の心構)
- 第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため
- に行う措置に誠実に協力しなければならない。 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であること を自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを 公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他 の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

第二款 管理

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関 し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

- 一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部 科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならな
- 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者(以 下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。) に選任することができる。
- 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、 文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署 の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任 した場合も同様とする。
- 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

- 第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省
- 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定 める事項を記載した書面をもって、新管理責任者と連署の上二十日以内に文 化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、
- 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を 変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所 の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければ ならない。

(管理団体による管理)

- 第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若し くは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認 められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定 当該重要文化財の保存のため必要な管理(当該重要文化財の保存のた め必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理 に属するものの管理を含む。) を行わせることができる。
- 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要 文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基く占有者 並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければなら
- 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規 定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

(昭和二十五年法律第二百十四号)

- 最終改正: 平成三十年法律第四一十二分 最終改正: 平成三十年法律第四十二分 5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定に よる指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この節及び第百に八十七 条第一項第一号において「管理団体」という。)が行うその管理のため必要
- 条第一項第一号において「官理団体」という。」かりフェットを述めためななな措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。 6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。 第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由 があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。 2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準
- 用する。 第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定の ある場合を除いて、管理団体の負担とする。
- 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理に より所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者 の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等) 第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれ を亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体 がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面を もって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければな (中略)

(管理又は修理の補助)

- 第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場 合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として
- 管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。
- 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重 要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

- 第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないた め重要文化財が減失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるとき は、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の 管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設 の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
- 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、 文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とする ことができる。
- 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第 三項の規定を準用する

(修理に関する命令又は勧告)

- 第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のた
- 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その 保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修 理について必要な勧告をすることができる。
- 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用 は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担と
- することができる。 4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十 五条第三項の規定を準用する。

(中略)

(現状変更等の制限)

- 第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼ す行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。 ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措 置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合 は、この限りでない。
- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める
- 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件とし て同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすること ができる。
- 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化 庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を 命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項の許可 の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通 常生ずべき損失を補償する。
- 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。 (中略)

第六款 雑則

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文 化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処 分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書 を新所有者に引き渡さなければならない。
- 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定 を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつばら所有者に属す べき権利義務については、この限りでない。

(中略)

第六章 埋藏文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

- 第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)に ついて、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定め る事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前まで に文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場 合は、この限りでない。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項 の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発 掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

- 第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳そ の他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋 蔵文化財包蔵地」という。) を発掘しようとする場合には、前条第一項の規 定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十
- 日前」と読み替えるものとする。 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示するこ とができる。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

- 第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料 の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければ ならない。
- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と 認められる援助をすることができる。 (遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

- 第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居 が、 古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項 の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更すること なく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その 旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要 な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨 げない
- 文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る遺跡が 重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めると きは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現 状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。 ただし、その期間は、三月を超えることができない。
- 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方 公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があった日から起算して一月以内にしなけ ればならない。
- が第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を 行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の 全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命 令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなってはならない。
- 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があった 日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかった場合においても、第二項及 び第五項に規定する措置を執ることができる。 文化庁長官は、第二項の措置を執った場合を除き、第一項の届出がなされ
- た場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定 により第二項の措置を執った場合を除き、第一項の届出がなされなかったと きも、同様とする。
- 9 第二項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべ き損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。 (中略)

(地方公共団体による発掘の施行)

- 第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施 行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるとき は、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
- 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることがで きる。
- 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び 助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助する ことができる。

(返還又は通知等)

- 第百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知すること をもって足りる。
- 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治 法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市

- (以下「指定都市」という。) 若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の 中核市(以下「指定都市等」という。) の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
- 第一項 (前項において準用する場合を含む。) の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告 をしなければならない。 (提出)
- 第百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件 が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発 見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区 域内に存する場合にあっては、当該指定都市等の教育委員会。次条におい て同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合 は、この限りでない。 (鑑杳)
- 第百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたと
- きは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件 を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第百三条 第百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項 に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求 があったときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会 は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。 (中略)

(遺失物法の適用)

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、 遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

- 第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記
- 念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。) に指定することができる。 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち 特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡 る勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別
- 史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有 者に通知してする。
- 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情 がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通 知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在 地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができ る。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同 項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があった日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の 規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したもの
- とみなされる時からその効力を生ずる。 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしよう とする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価 値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

- 第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若し くは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当 たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するととも に、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
- 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保 護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の 保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は 文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。
- 第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を 失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
- 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百 九条第一項の規定による指定があったとき、又は仮指定があった日から二年 以内に同項の規定による指定がなかったときは、仮指定は、その効力を失う。
- 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科 学大臣は、これを解除することができる。
- 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項 から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない 場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責 めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認 められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定 当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡 名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝 天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)

- を行わせることができる。
- 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しよ うとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡 名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用す
- 第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があ るときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
- 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項 の規定を準用する。
- 第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他 の法人(以下この章(第百三十三条の二第一項を除く。)及び第百八十七条 第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基 準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い その他の施設を設置しなければならない。
- 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地 番、地目又は地積に異動があったときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法 及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- ・ 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒 み、妨げ、又は忌避してはならない。 第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の
- 定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。
- 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又 は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収するこ
- とができる。

(中略)

(所有者による管理及び復旧)

- 新百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、 当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。
- 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡 名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第 一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第百 八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。) に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。
- 第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二 条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項について 管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧 には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義 務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第 三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第 四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

- 第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、毀損し、 衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置そ の他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。 (復旧に関する命令又は勧告)
- 第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができ
- る。 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き スの保存のため、仏典があると認める 損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をするこ とができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。 (文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)
- 第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において は、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。
 - 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わない
- 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失 し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、 管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗 難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき
- 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの 担定を准田する

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に 影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必 要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微で ある場合は、この限りでない。

- 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、 第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用 する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた 者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更 し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、 原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に 関し必要な指示をすることができる。 (関係行政庁による通知)
- 第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととさ れている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政 庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めると により、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規 定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が 行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通 知するものとする。

(復旧の届出等)

- 第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は 所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定 めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、 前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与 えることができる。 (環境保全)
- 第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると 7-1-1774 人にはお日16、 天町中町八米町山が何の休けのためが安かのると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。
- 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、国は、その通 常生ずべき損失を補償する。
- 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項 の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用 する

(管理団体による買取りの補助)

- 第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記 念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る 史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるもの を買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助すること ができる。
- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を 準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

- 第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省 令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画 (以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。) を作成し、文化庁長官 の認定を申請することができる。
- 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものと する。
 - 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内
- 三 計画期間
- 回 その他文部科学省令で定める事項 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保 存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
- 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、そ の史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するもので あると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物 の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三 条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められていると きは、これらに照らし適切なものであること。
- 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載され ている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影 響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定め る基準に適合するものであること。
- 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

- 第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体 又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更 (文部科学省令で定める軽微な変更を除く。) をしようとするときは、文化庁 長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡 名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定 を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。)を 受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を 及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五 条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、 当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学 省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

- 第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史 跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝 天然記念物保存活用計画(変更があったときは、その変更後のもの。次条第 一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計 画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。 (認定の取消し)
- 第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第 百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、 その認定を取り消すことができる。
- 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、そ の旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

- 第百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物 の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作 成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必 要な指導又は助言をすることができる。
- 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ 史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活 用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めな ければならない。

(中略)

(保存のための調査)

- 第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又 は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。
- 第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、 前条の報告によってもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認すること ができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当 たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入ってその現状又は 管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物 の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土 地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのあ る措置は、させてはならない。
 - 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許 可の申請があったとき。
- 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき
- 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそ れのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然 記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 前項の規定による調査又は措置によって損失を受けた者に対しては、国 は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規 定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

- 第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その 保存及び活用に要する経費につき補助することができる。 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化
- 財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外 の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定 して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の 指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定 めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。 (中略)

(文化財保存活用大綱)

- 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文 第百八十三条の二 化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(次項及び次条において 「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができる。
- 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したとき は、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市 町村に送付しなければならない。

(文化財保存活用地域計画の認定)

- 第百八十三条の三 市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文 化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案し 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画 (以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする
- 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針

- 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町 村が講ずる措置の内容
- 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項 計画期間
- その他文部科学省令で定める事項 Ŧī.
- 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするとき は、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会(第百八十三条 の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあっては、地方文化財 保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の五第二項において同じ。)の意 見を聴かなければならない。
- 4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関 する法律(平成二十年法律第四十号)第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和 が保たれたものでなければならない。
- 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、そ の文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認 めるときは、その認定をするものとする。
- 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財 の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- : 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱 に照らし適切なものであること。
- 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学 大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定 を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知 に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。 (認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更)
- 第百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村(以下この節及び第百九 変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければな らない。
- 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

(認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴収)

- 第百八十三条の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化 財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。 (認定の取消し)
- 第百八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第百八十三 条の三第五項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定 を取り消すことができる。
- 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、そ の旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を 公表するよう努めなければならない。

- (市町村への助言等) 第百八十三条の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用 地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関
- し必要な助言をすることができる。 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しく は助言をするように努めなければならない。
- 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用 地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促 進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない
- 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文 化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密 な連携を図りながら協力しなければならない。 (協議会)
- 第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存 活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計 画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議 会」という。)を組織することができる。
- 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 当該市町村
- 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定し た文化財保存活用支援団体
- 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市 町村の教育委員会が必要と認める者
- 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提 供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協 議の結果を尊重しなければならない。
- 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が 定める。

(認定市町村の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官 の権限に属する事務であって認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部 は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところ により、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、

- 当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。
- 2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場 合には、前条第二項、第四項(第三号に係る部分を除く。)及び第五項から 第八項までの規定を準用する。
- 3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始 する目前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為(以下この条 において「処分等の行為」という。) 又は許可の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。) は、同日以後においては、当該認 定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会 に対して行った申請等の行為とみなす。
- 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市 町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該 事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、 その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行った申請等の行為とみなす。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

- 第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、 政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととする ことができる。
 - 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第百二十一条第二 項(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)及び第百七十二条第五 項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第百二十二条第三項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九条第二 項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。) の規定による指揮監督
- 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及 ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は 保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)
- 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。)、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定 による公開の停止命令
- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその 取消し並びに公開の停止命令
- 五 第五十四条 (第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含 む。)、第五十五条、第百三十条(第百七十二条第五項で準用する場合を含 む。) 又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施
- 六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。) の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、 第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知 の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同 条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、 同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の 聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定 による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規 定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定によ る勧告
- 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によってした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
- 福道原見又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第 四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七 条第五項の規定は適用しない。
- 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によってした次の各号に掲げ る事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。) により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかか
- た成る。 たなり損人を支いた目にかり あいますのにない 当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第百二十五 条第五項
- 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又 は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第百三十一条第二
- 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 間項の間限の間は、国際即位的不合語でもおきるなのがなり。 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都
- 道府県又は市を被告とする。
- 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によってした処分その他公権 力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一 号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してする ものとする。

(中略)

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる者の 求めに応じ、当該各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は 技術的指導をすることができる。

(中略)

・ 史跡名勝天然記念物の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管 理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。) 又は復旧

- 2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復 旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。 (書類等の経由)
- (当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の 教育委員会。以下この条において同じ。)を経由すべきものとする。
- 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したとき は、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければなら
- この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する 命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。 (文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)
- 第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村 の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長 官に対して意見を具申することができる。

(事務の区分)

第百九十二条 第百十条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十条 第三項及び第百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の 規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方 自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 第四節 文化財保存活用支援団体

(文化財保存活用支援団体の指定)

- 第百九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとし て文部科学省令で定める団体であって、次条に規定する業務を適正かつ確実 に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用 支援団体(以下この節において「支援団体」という。)として指定すること
- 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団 体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするとき は、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。
- 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出 に係る事項を公示しなければならない。

(支援団体の業務)

- 第百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。

 - 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を
 - 行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 : 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他 その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。
 - 四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及 び活用を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

- 第百九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ 確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、そ の業務に関し報告をさせることができる。
- 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実 に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善 に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したとき は、第百九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その 旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

- (新市社) 「本語の方法 「一条の五」 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。 (文化財保存活用地域計画の作成の提案等)
- 第百九十二条の六 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用 地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案す ることができる。
- 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計 画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であって第 五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録 されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定め るところにより、当該文化財について第百八十三条の五第一項の規定による 提案をするよう要請することができる。

第十三章 罰則

(中略)

- 第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及 ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、 五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。
- 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年 以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。
- 第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処 する。
- 第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しく はその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物 の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変 更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者
- 二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような

行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

- 第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処 する。
 - 第三十九条第三項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。) ポー | ルボガー気(ボロバーバボボー気に対いてキボリックで目を目づっ) において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者
 - 第九十八条第三項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。) において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五 項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者
 - 第百二十三条第二項(第百八十六条第二項において準用する場合を含 む。) において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の 二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀 損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者
- 第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条 までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に 対し、各本条の罰金刑を科する。
- 第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第八十三条で準用する場合 を含む。)、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二 項で準用する場合を含む。)、第四十九条(第八十五条で準用する場合を含 む。) 又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財 又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が 怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要 高区へは基外へは過点によりという日本。 参生へらは見ばにはる事業をした別、事業を有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。
- 第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処す る。

(中略)

二 正当な理由がなくて、第百二十一条第一項(第百七十二条第五項で準用 する場合を含む。)又は第百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記 念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令 に従わなかった者

(中略)

- 第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 (中略)
- 五 第五十三条の六 (第八十五条の四 (第百七十四条の二第一項において準 用する場合を含む。)及び第百七十四条の二第一項において準用する場合 を含む。)、第五十四条(第八十六条及び第百七十二条第五項において準用 する場合を含む。)、第五十五条、第六十七条の五(第九十条の四及び第百三十三条の四において準用する場合を含む。)、第六十八条(第九十条第三項及び第百三十三条において準用する場合を含む。)、第七十六条の四(第 (八十九条の三において準用する場合を含む。)、第百二十九条の五(第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第百三十条(第百七十 二条第五項において準用する場合を含む。)、第百三十一条又は第百四十条

文化財保護法施行令

内閣は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第五十七条の三第 一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)並びに文化財保護法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 四十九号) 附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

- 第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会 が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に 高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定 による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定によ る通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。
- 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届 出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規 定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項 の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及 び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務 は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第 五百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域 ーロエーポンプルが、現の間に印い「以下「間に即い」これり。) いた域 内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあっては、当該指定都市の教育委員会) が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術 上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保 護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第-項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九 十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第 一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第百十五条第一 項に規定する管理団体(以下この条において単に「管理団体」という。)が 都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条にお いて「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域 を除く。以下この項において「特定区域」という。)内において行われる場 合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存す る場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあって

- の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務 員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若し くは忌避した者
- 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令 に従わなかった者
- 七 正当な理由がなくて、第百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁 止又は施設の命令に違反した者
- 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。 第二百三条
- 第二十八条第五項、第二十九条第四項(第七十九条第二項において準用 する場合を含む。)、第五十六条第二項(第八十六条において準用する場合 を含む。) 又は第五十九条第六項若しくは第六十九条 (これらの規定を第 九十条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、重要文 化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登 録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引 き渡さなかった者
- 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する 場合を含む。)、第八十条及び第百十九条第二項(第百三十三条において準 用する場合を含む。) において準用する場合を含む。)、第三十二条(第六 十条第四項 (第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第八十条及 び第百二十条(第百三十三条において準用する場合を含む。)において準 用する場合を含む。)、第三十三条(第八十条、第百十八条及び第百二十条 (これらの規定を第百三十三条において準用する場合を含む。)並びに第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条(第八十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第四十三条の二第 一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五(これらの規定を第百七十 四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第六十一条若しくは第六 十二条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。)、 第六十四条第一項(第九十条第三項及び第百三十三条において準用する場 合を含む。)、第六十五条第一項(第九十条第三項において準用する場合を 含む。)、第六十七条の四、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第 一項本文、第八十五条の三(第百七十四条の二第一項において準用する場 合を含む。)、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百 十五条第二項(第百二十条、第万三十三条及び第百二十二条第二項(第五項において準用する場合を含む。)、第百二十七条第一項、第百二十九条の四(第百 七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第百三十三条の三、 第百三十六条又は第百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又 は虚偽の届出をした者
- 三 第三十二条の二第五項(第三十四条の三第二項(第八十三条において準 用する場合を含む。)、第六十条第四項及び第六十三条第二項 (これらの規 定を第九十条第三項において準用する場合を含む。) 並びに第八十条にお いて準用する場合を含む。) 又は第百十五条第四項 (第百三十三条において準用する場合を含む。) の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又 は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した

(昭和五十年政令第二百六十七号) 最終改正:平成二十九年政令第百五十六号

- は、当該市の教育委員会)が行うこととする。 一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあっては、史跡名 勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る 法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄
- 骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあっては、増築又は改築後 の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。口において同 じ。) で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
 - ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあっては、建
- 築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であっ で、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然 記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一 号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地 域におけるもの
 - 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しく
- は改修(改修にあっては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係る ものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛 土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
 - 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において 準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な 施設の設置又は改修
 - ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の 設置又は改修
 - 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築 物等に係るものに限る。)
 - 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険 防止のため必要な伐採に限る。)
 - チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
 - 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又 は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要 な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しく は発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
 - 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受 け又は借受け
 - ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの (現に繁殖の

ために使用されているものを除く。) の除却

- イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る 地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の 教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である 史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。) 又は町村の区 域を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が特 の他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。) における現 状変更等
- 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。) 及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前 号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定に よる許可の申請に係るものに限る。)
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記 念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あ らかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。 これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行
- きも、同様とする。
- 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたとき は、その旨を官報で告示しなければならない。
- 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定 中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁 長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道 府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第八十条の規定を実施する ため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名 勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

- (許可の申請) 第一条 文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。) 第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請 者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法 第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百 六十七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号の規定により当該許可 を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育 委員会) に提出しなければならない。
 - 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同 じ。) 又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 所有者の氏名又は名称及び住所
- 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所 在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その 他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 十三 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 現状変更等に係る地域の地番
- 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称 及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合にお ける許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載す るものとする。
- 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

- 第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなけれ ばならない。
 - 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示 した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その 資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であると きは 管理団体の音見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であ るときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であると

(昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号) 最終改正:平成二七年一二月二一日文部科学省令第三六号

きは、発掘担当者の発掘担当承諾書

前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとす る箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

- 第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係 る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第百八十 四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府 県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員 会) に報告するものとする。
- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとす

(維持の措置の範囲)

- 第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、
 - その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指 定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについて は、当該現状変更等の後の原状) に復するとき。
- 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、 当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 (国の機関による現状変更等)
- 第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状 変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意 を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第-項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用
- 2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定に より現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げ る場合とする。

(管理計画)

- 第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとす
- る。 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 指定年月日
- 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- DU 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針 六
- 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区 域
- 八 その他参考となるべき事項
- 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す 図面を添えるものとする。

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

- 第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開 始する旨
 - 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開 始する日

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の 処理基準について

地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第二四五条の九第一項及び第三項の 規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」 という。) 第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現 状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の 事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のと

I共涌事項

- (一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれ ぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場 合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行 うものとする。
- 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
- ①史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存活用計 画 (保存管理計画)」に定められた保存 (保存管理) の基準に反する場 合

- (三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査の ため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実 施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。) 第八○条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たって は、法第一二五条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当 該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更 等の許可を要しない。
 - ①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
 - ③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図
 - ④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けるこ
 - ⑤当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類。 図面若しくは写真の記 載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、 許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の 許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変 更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。 ⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。
- Ⅱ個別事項

令第五条第四項第一号イ関係

- 一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
- 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想され
- ②増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建 築物の新築を完了した日から二年を超える場合
- ③新築、増築、又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛 土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のや むを得ない規模を超える場合
- (三) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐 採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又 は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要 する (法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。
- 新築、増築又は改築の際に除却を行う場合には、「新築及び除却」、 「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と 併せて許可をするものとする。
- 令第五条第四項第一号口関係

- (庁保記第二二六号 平成十二年四月二十八日)
- の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合に は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐 採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又 は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要 する(法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。
- 三 令第五条第四項第一号八関係
- 「工作物」には、次のものを含む。
- ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③小規模な観測・測定機器
- (4) 木道
- (二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲 げる道路 (ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路 の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。) のほか、農 道、林道、漁港関連道を含む。
- 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に 対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床 の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該 木竹の伐採について、別途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除 <.).
- 四 令第五条第四項第一号二関係
- 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第一一五条第一 項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- 設置、改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更 が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号 による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は 改修の許可をすることができない。 五 令第五条第四項第一号ホ関係
- 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電 線共同溝を含む。
- (三) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更 が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合に は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 六 令第五条第四項第一号へ関係
- (一) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却 に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可 の事務の範囲に含まれない。
- (二) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別 途、法第一二五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四 項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第一章 五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。
- 七 令第五条第四項第一号卜関係
- 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することを
- いう。 二)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建 二)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建 物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のや むを得ない程度の伐採をいう。
- (三) 木竹の伐採が、法第一二五条第一項ただし書の維持の措置である場合 には、許可を要しない。

(後略)

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

(昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号) 最終改正:平成一七年三月二八日文部科学省令第一

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第七十四条第三項で準用す る同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二 条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十 二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法 第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

- (管理責任者選任の届出書の記載事項)
- 第一条 文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。) 第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を 選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同 じ。) 又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。) の別及び名称
- 指定年月日 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 所有者の氏名又は名称及び住所
- 管理責任者の氏名及び住所
- 管理責任者の職業及び年令
- +: 選任の年月日
- 選任の事由 八
- その他参考となるべき事項 九

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理 責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものと

- 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 指定年月日
- 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 所有者の氏名又は名称及び住所 加
- 管理責任者の氏名及び住所 Ŧī
- 解任の年月日
- 解任の事由
- 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項 (所有者変更の届出書の記載事項等)
- 第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変 更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 指定年月日
- 史跡、名勝又は天然記念物の所在地 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 新所有者の氏名又は名称及び住所 Ŧī
- 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及 び地積
- 七 変更の年月日
- 変更の事由 八
- その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。 (管理責任者変更の届出書の記載事項)
- 第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者

 - 指定年月日
 - 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 所有者の氏名又は名称及び住所
- 旧管理責任者の氏名及び住所
- 新管理責任者の氏名及び住所
- 新管理責任者の職業及び年令 +:
- 八 変更の年月日
- 変更の事由 九
- その他参考となるべき事項
- (所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項) 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は 管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、 次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 指定年月日
- 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- +: 変更の年月日
- その他参考となるべき事項
- (史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等) 第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三 十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、 | 一十二人の現在による。とは、1回の人は大小には、1回の人は、1回
 - 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 指定年月日
 - 史跡、名勝又は天然記念物の所在地 所有者の氏名又は名称及び住所

 - 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

 - 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の 事実の生じた日時

 - 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上 受ける影響

 - 滅失、き損等の事実を知った日 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき 事項
- 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添 えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

- 第七条 法第百十五条第二項(法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用す る場合を含む。) の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第 一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又 は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき 事項を記載した書面をもって、異動のあったのち三十日以内に行わなければ ならない。
- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項 証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。 (国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事
- 第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書 面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは 第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の 規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号) 最終改正:平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第八十条の二第一項(同法 第九十条第二項で準用する場合を含む。)の規定に基き、特別史跡名勝天然記 念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。 (復旧の届出)

- 第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。) 第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を もって行うものとする。
- 史跡 (特別史跡を含む。以下同じ。) 名勝 (特別名勝を含む。以下同 じ。) 又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。) の別及び名称
- 指定年月日
- 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 所有者の氏名又は名称及び住所
- 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所 Ŧī
- 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 復旧を必要とする理由
- 復旧の内容及び方法
- 復旧の着手及び終了の予定時期
- 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の 所在地
- +-その他参考となるべき事項
- 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとす 2 る。
- 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしよ うとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く

占有者の意見書 (届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

- 第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面 に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁 長官にその旨を届け出なければならない。
- 第三条 法第百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復 旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその 旨を文化庁長官に報告するものとする。
- (復旧の届出を要しない場合) 第四条 法第百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、
- る補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復
- 三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行 うとき
- (国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知) 第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物 の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。 2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念
- 物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場 合とする。
- 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を 行うとき。
- 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)

最終改正:平成二七年九月一一日文部科学省会第三○号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第十五条第一項及び第七十 二条第一項(同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。) の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

- 第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。) 第百十五条第一項 (法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。) の規定により設置すべき標識は、石造とするものとす る。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石 材以外の材料をもって設置することを妨げない。 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。
- 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念 物の別を表示することを妨げない。) 及び名称
- 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行った道府県又は 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の 指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称 を併せて表示することを妨げない。)
- 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号 から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合に は、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は 側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

- 第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる
 - 事項を平易な表現を用いて記載するものとする。 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若し くは天然記念物の別及び名称
 - 二 指定又は仮指定の年月日

都市計画法

(中略)

- 第三十四条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為(主と して第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。)に ついては、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件 に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当する と認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。
 - 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供 する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必 要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その 他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
 - 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利 用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的 で行う開発行為
 - 三 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業 の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建 築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
 - 四 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第二十九条第一項第二号 の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生 産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要 な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的 で行う開発行為
 - 五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関 する法律(平成五年法律第七十二号)第九条第一項の規定による公告が あった所有権移転等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転 された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地において当該所有権移転 等促進計画に定める利用目的(同項第二号に規定する農林業等活性化基盤 施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。) に従って行う
 - 六 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助 成する中小企業者の行う他の事業者との連携者しくは事業の共同化又は中 小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定 工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
 - 七 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設におけ る事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作 物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建 又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で 行う開発行為
 - 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作 物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものと して政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
 - 九 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内に おいて建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定 める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う

- 三 指定又は仮指定の理由
- 説明事項
- 万 保存上注意すべき事項
- その他参考となるべき事項
- 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものと する。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、 この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地 域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若 しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事 項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

- 第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコン クリート造とする。
- 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは 三十センチメートル以上とするものとする。
- 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指 示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡 境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。) 及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点そ の他境界線上の主要な地点に設置するものとする。 (標識等の形状等)
- 第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札 又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な 事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、 環境に調和するよう設置者が定めるものとする。 (囲いその他の施設)
- 第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設につい ては、前条の規定を準用する。

(昭和四十三年法律第百号) 最終改正:平成三十年法律第二十二号

- 十 地区計画又は集落地区計画の区域(地区整備計画又は集落地区整備計画 が定められている区域に限る。) 内において、当該地区計画又は集落地区 計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は
- 計画に足いる代表に関すると実物とは第一種特定工計物の産業とは 建設の用に供する目的で行う開発行為 一 市街化区域に隣接し、又近近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市 街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって おおむね五十以上の建築物(市街化区域内に存するものを含む。)が連た んしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県(指定都市等 又は事務処理市町村の区域内にあっては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。) の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周 辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府 県の条例で定めるものに該当しないもの
- 十二 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、 かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められ る開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目 的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの
- 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して 市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、 当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に国土交通省合で 定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従って、当該土 地に関する権利の行使として行う開発行為(政令で定める期間内に行うも のに限る。)
- 十四 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区 域内において行うことが困難又は著しく不適当と認める開発行為

(開発許可の特例)

- 第三十四条の二 国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村若しく は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている 一部事務組合、広域連合若しくは港務局(以下「都道府県等」という。)が 行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為(第二十九条 第一項各号に掲げる開発行為を除く。)又は都市計画区域及び準都市計画区 域外の区域内における開発行為(同条第二項の政令で定める規模未満の開発 行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。)については、当該国の機関又 は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、開発許可が あったものとみなす
- 第三十二条の規定は前項の協議を行おうとする国の機関又は都道府県等に ついて、第四十一条の規定は都道府県知事が同項の協議を成立させる場合に ついて、第四十七条の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。

(昭和二十七年法律第二百二十九号)

(中略)

(農地の転用の制限)

- 第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧 地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮 して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域 内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可 を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、 この限りでない。
- 次条第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合
- 国又は都道府県等(都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。)が、 道路、農業用用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高 いと認められる施設であって農林水産省令で定めるものの用に供するた め、農地を農地以外のものにする場合
- 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があった農用地利用 集積計画の定めるところによって設定され、又は移転された同法第四条第 四項第一号の権利に係る農地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的 に供する場合
- 四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があった所有権移転等促進計画の 定めるところによって設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号 の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する
- 五 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第 八条第一項の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めると ろによって設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る農地 を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合
- 土地収用法その他の法律によって収用し、又は使用した農地をその収用 又は使用に係る目的に供する場合
- : 市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の市 街化区域と定められた区域(同法第二十三条第一項の規定による協議を要 する場合にあっては、当該協議が調ったものに限る。)をいう。)内にある 農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農 地以外のものにする場合
- その他農林水産省令で定める場合
- 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、 農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都 道府県知事等に提出しなければならない。
- 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があったときは、農林水産 省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付 しなければならない。
- 4 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき(同項の申請 書が同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。) は、あらかじめ、農業委員会 等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十三条第一項に規定す る都道府県機構(以下「都道府県機構」という。) の意見を聴かなければな らない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
- 5 前項に規定するもののほか、農業委員会は、第三項の規定により意見を述 べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができ
- 第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することがで きない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二 十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項 の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。) に 係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一 号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定す る農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」という。) において指定さ れた用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定め る相当の事由があるときは、この限りでない。
 - 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合
 - 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に 規定する農用地区域をいう。以下同じ。) 内にある農地
 - イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な 営農条件を備えている農地として政令で定めるもの(市街化調整区域 日本来下で開えている展地として成功でためるもの(市内に制整区域 (都市計画法第七条第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。) 内にある政令で定める農地以外の農地にあっては、次に掲げる農地を除く。) (1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政
 - 令で定めるもの
 - (2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある 農地で政令で定めるもの
- 前号イ及び口に掲げる農地 (同号口(1)に掲げる農地を含む。) 以外の農 地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代え て周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成す ることができると認められるとき。 : 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要
- な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外の る。 ものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその 他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地の全てを住宅の用、 事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確 実と認められない場合

- 最終改正:平成三十年法律第二十三号 四 申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩 壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用用排水 施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周 辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- 五 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外の ものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作 の目的に供されることが確実と認められないとき。
- 第一項の許可は、条件を付けてすることができる
- 国又は都道府県等が農地を農地以外のものにしようとする場合(第一項各 国文は砂垣州宗寺小辰地を城地のパップのにしるノこりるでの (オース) 号のいずれかに該当する場合を除く。) においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもって同項の許可があったものとみ
- 都道府県知事等は、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじ め、農業委員会の意見を聴かなければならない。
- 第四項及び第五項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べよ うとする場合について準用する。
- 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必 要な事項は、政令で定める。

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

- 第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外の もの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にするため、これらの 土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合に は、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の 各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 国又は都道府県等が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設の
- 用に供するため、これらの権利を取得する場合 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公 告があった農用地利用集積計画に定める利用目的に供するため当該農用地 利用集積計画の定めるところによって同法第四条第四項第一号の権利が設 定され、又は移転される場合
- 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のため の基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があった所 有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進 計画の定めるところによって同法第二条第三項第三号の権利が設定され、 又は移転される場合
- 四 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流 の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があった所有権移転等 促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定め るところによって同法第五条第八項の権利が設定され、又は移転される場
- 五 土地収用法その他の法律によって農地若しくは採草放牧地又はこれらに 関する権利が収用され、又は使用される場合
- 六 前条第一項第七号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地に つき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地 及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合 七 その他農林水産省令で定める場合
- 前項の許可は、次の各号のいずかかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十 六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文 に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧 地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利 を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この 限りでない。
- 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第一項本文に掲げる権利を 取得しようとする場合
 - 農用地区域内にある農地又は採草放牧地
 - イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集団的 に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農 地又は採草放牧地として政令で定めるもの(市街化調整区域内にある政 令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあっては、 次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。)
 - (1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は 採草放牧地で政令で定めるもの
 - (2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある 農地又は採草放牧地で政令で定めるもの 前号イ及び口に掲げる農地 (同号口(1)に掲げる農地を含む。) 以外の農
- 地を農地以外のものにするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しよ うとする場合又は同号イ及び口に掲げる採草放牧地 (同号口(1)に掲げる採 草放牧地を含む。)以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため これらの権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草 放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の
- 目的を達成することができると認められるとき。 三 第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地 を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外 のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められない こと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放 牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同 意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る 農地又は採草放牧地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その 他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

- 四 申請に係る農地を農地以外のものにすること又は申請に係る採草放牧地 を採草放牧地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の 災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用用排水施設の有 する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農 地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められ る場合
- 五 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しよ うとする場合
- 六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実と認められないとき。
- ことができない場合に該当すると認められるとき。 世 農地を採草放牧地にするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。
- 3 第三条第五項及び第七項並びに前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「申請書が」とある

農業振興地域の整備に関する法律

(中略)

(農業振興地域の区域の変更等)

- 第七条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した農業振興地域の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。
- 2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。

(中略)

(農業振興地域整備計画の変更)

- 第十三条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは 農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果 により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政 令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなけれ ばならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定に よる農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至ったときも、 同様とする。
- 2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。
- 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。
- 二 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率 化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれが ないと認められること。
- 三 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- 四 当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- 五 当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合 にあっては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確 保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。 都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、当該市町村
- 3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、当該市町村の定めた農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画について第一項の規定による変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 4 第八条第四項及び第十一条(第十二項を除く。)の規定は市町村が行う第 一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第九 条第二項及び第十一条第十二項の規定は都道府県が行う第一項の規定による 変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第十二条の規定は同項 の規定による変更について準用する。この場合において、同条第二項中「当 該農業振興地域整備計画書」とあるのは、「当該変更後の農業振興地域整備

のは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放 牧地以外のもの(農地を除く。)にするためこれらの土地について第三条第 一項本文に掲げる権利を取得する行為であって、」と、「農地を農地以外のも のにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地について これらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。

- 4 国又は都道府県等が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を 採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第三条第一項本文 に掲げる権利を取得しようとする場合(第一項各号のいずれかに該当する場 合を除く。)においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成 立することをもつて第一項の許可があったものとみなす。
- 5 前条第九項及び第十項の規定は、都道府県知事等が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。この場合において、同条第十項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。

(後略)

(昭和四十四年法律第五十八号) 最終改正:平成三十年法律第二十三号

計画書」と読み替えるものとする。 (交換分合)

- 第十三条の二 市町村は、第八条第一項の規定により農業振興地域整備計画を定め、又は前条第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更しようとする場合において、農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件からみてその定めようとする農業振興地域整備計画に係る農業振興地域内又はその変更しようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある農用地等の一部が農用地等以外の用途に供されることが見通されることにより、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するため特に必要があると認めるときは、その定めようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある土地を含む農業振興地域内にある一定の土地に関し交換分合を行うことができる。
- 2 市町村は、前項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる場合において、農業振興地域整備計画の達成に資するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定める土地を含む農業振興地域内にある一定の土地に関し交換分合を行うことができる。
- 一 農用地区域内における土地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農業経営の動向等を考慮して、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農用地区域内における土地の農業上の効率的な利用を確保するため、農用地区域内にある農用地とすることが適当な土地を農用地とし、農業振興地域整備計画のうち第八条第二項第二号に掲げる事項に係るものの実施を促進する必要があると認める場合 農用地区域内にある農用地とすることが適当な土地 二 第十八条の二第一項の認可を受けた同項の協定において定められた同条
- 第十八条の二第一項の認可を受けた同項の協定において定められた同条第二項第二号に掲げる施設を当該協定において定められた同項第三号イに掲げる区域に設置することを促進する必要があると認める場合 当該協定において定められた同号イに掲げる区域内の土地
- 3 市町村は、前二項の規定により交換分合を行おうとするときは、農林水産 省令で定めるところにより、交換分合計画を定め、都道府県知事の認可を受 けなければならない。
- 4 交換分合計画は、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用と の調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の 農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化 その他農業構造の改善に資するように定めるものでなければならない。
- 5 農用地以外の土地を含めて交換分合計画を定めようとするときは、第十三 条の五において準用する土地改良法第九十九条第二項の規定によるほか、当 該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による 権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該交換 分合により当該土地についてこれらの権利を取得すべき者のすべての同意を 得なければならない。 (後略)

景観法

(平成十六年法律第百十号)

最終改正:平成三十年法律第二十三号

(中略) (届出及び勧告等)

- 第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。
 - 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建築等」という。)
 - 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修
- 籍若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。) 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれの まえたもし、工場型・歴に発い、見報でおけれるを加えません。
- ある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通 省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行 政団体の長に届け出なければならない。
- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し

設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

- 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日 以内にしなければならない。
- 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為につい ては、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機 関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あ らかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。
- 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観 の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国 の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての 制限に適合するようとるべき措置について協議を求めることができる。
- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて 行う行為
- 四 景観計画に第八条第二項第四号口に掲げる事項が定められた景観重要公 共施設の整備として行う行為 五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ(1)から(7)までに規定
- する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて 行う行為
- 六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に 関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。)内におい て同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定 する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて

景観法施行令

(届出を要しないその他の行為)

- 第十条 法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為と
 - 景観計画に定められた開発行為又は第二十一条各号に掲げる行為の制限 のすべてについて法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づ く条例で第二十二条第三号イ又はロ(第二十四条において準用する場合を 含む。)の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による 許可又は協議に係る行為
 - 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべ てについて法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第二十三条第一項第 -号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物

屋外広告物法

(中略)

第二章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

- 第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持 するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、 広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。
 - 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定め られ た第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居 専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地 区又は伝統的建造物群保存地区
 - 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条又は第七十 八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第 一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条 第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
 - 三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項第十一号 に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- 四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は 風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの 五 公園、緑地、古墳又は墓地
- 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所 2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持する ために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は
- 掲出物件を設置することを禁止することができる。
- 橋りよう
- 街路樹及び路傍樹
- 銅像及び記念碑
- 四 景観法 (平成十六年法律第百十号) 第十九条第一項の規定により指定さ

- 八 第六十一条第一項の景観地区(次号において「景観地区」という。) 内 で行う建築物の建築等
- 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条 第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合におけ る当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以 下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二条の五第二項第一号に規定 する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、特定建築物 地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号) 第三十二条第二項第一号に規定する特定建築 物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、防災街区整備 物心色室岬町画生ない方。羽も「八木海」気において同じ。ハッスは日本町 地区整備計画(同は第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区 整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、歴史的風致維持向上 地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平 成二十年法律第四十号)第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維 持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、沿道地区 整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十 四号)第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六 条第一項において同じ。)又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和 六十二年法律第六十三号) 第五条第三項に規定する集落地区整備計画をい う。第七十六条第一項において同じ。)が定められている区域に限る。)内 で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令 で定める行為

その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(後略)

(平成十六年政令第三百九十八号) 最終改正:平成二十七年政令第三百九十二号

の建築等又は工作物の建設等

- 三 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第四十三条第一項若し くは第百二十五条第一項の許可若しくは同法第八十一条第一項の届出に係 る行為、同法第百六十七条第一項の通知に係る同項第六号の行為若しくは 同法第百六十八条第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法 施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)第四条第二項の許可若しくは同 条第五項の協議に係る行為
- 四 屋外広告物法 (昭和二十四年法律第百八十九号) 第四条又は第五条の規 定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出 する物件の設置

(後略)

(昭和二十四年法律第百八十九号)

最終改正:平成二十九年法律第二十六号

れた景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景 観重要樹木

- 五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止す 3 ることができる。

(広告物の表示等の制限)

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若し くは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認 めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置(前条の規定に基づく条例に よりその表示又は設置が禁止されているものを除く。)について、都道府県 知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすること ができる。

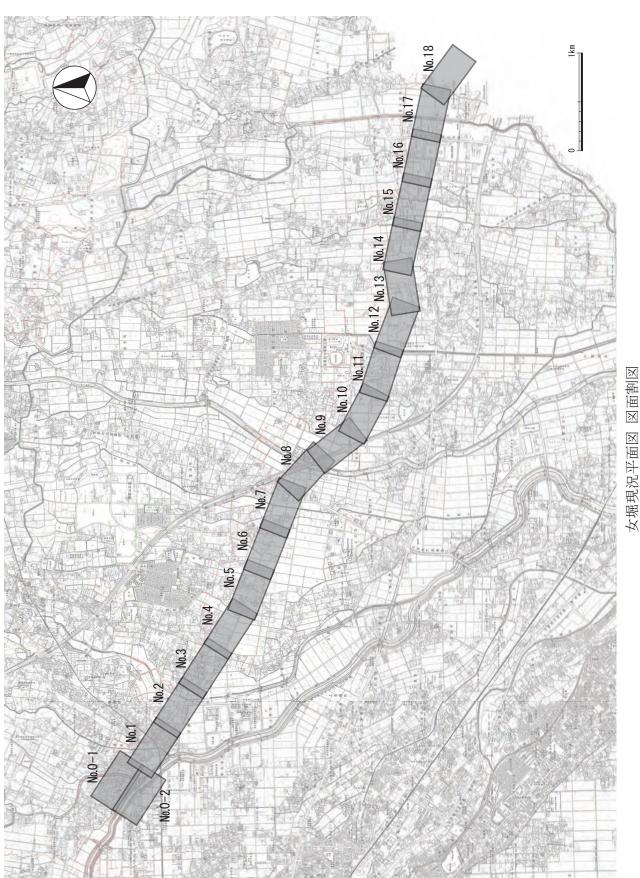
(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若し くは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認 めるときは、条例で、広告物(第三条の規定に基づく条例によりその表示が 禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法 の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止さ れているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の 方法の基準を定めることができる。

(景観計画との関係)

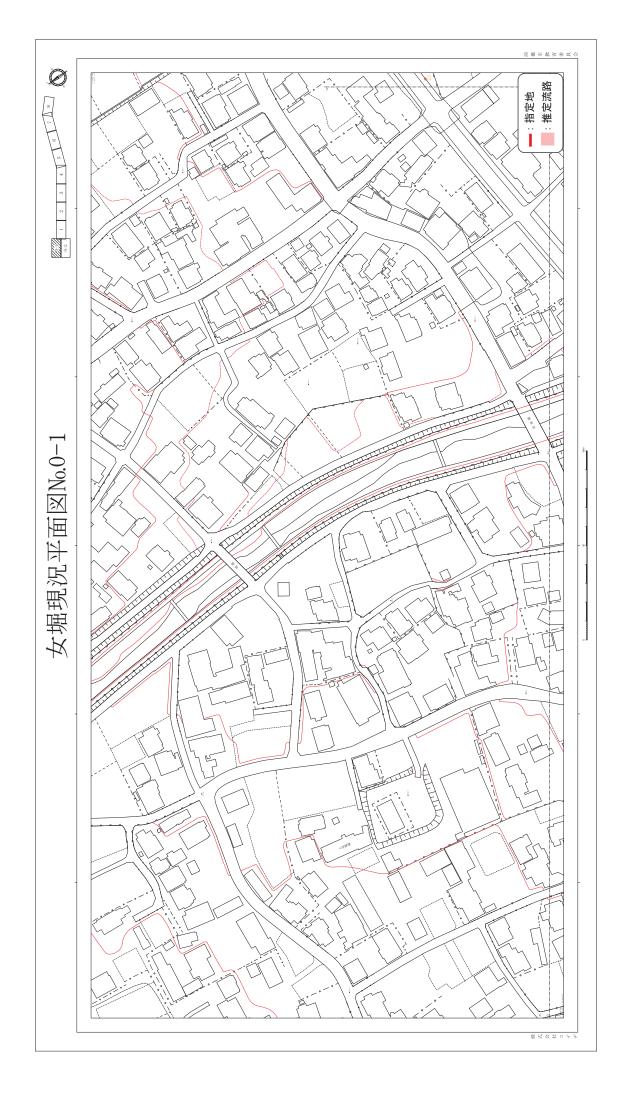
第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に 関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画 を策定した景観行政団体(同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同 じ。) の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものと

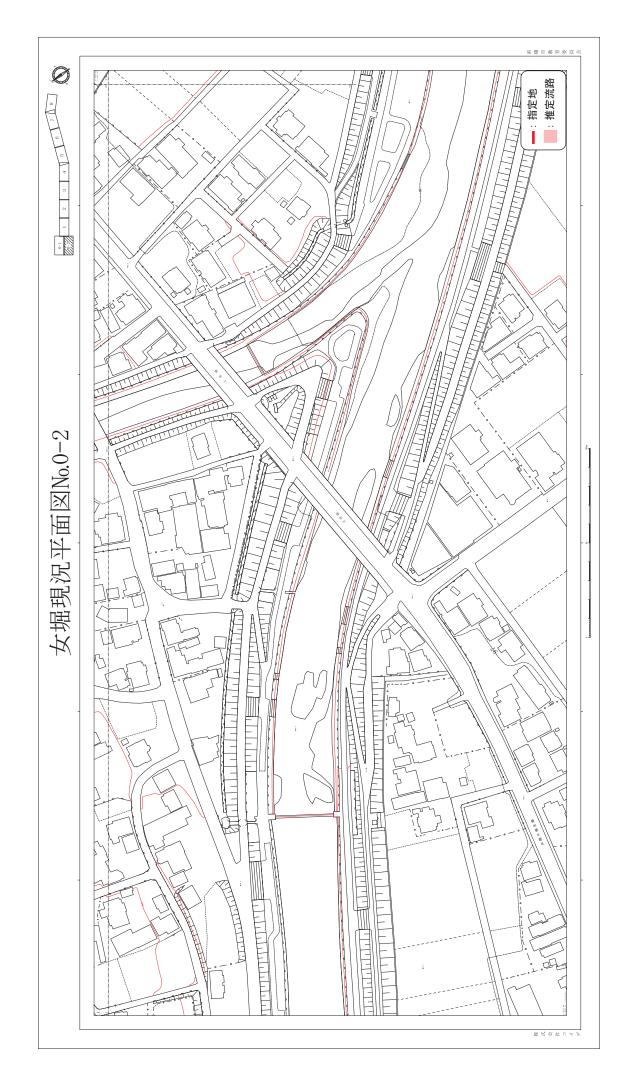
(後略)

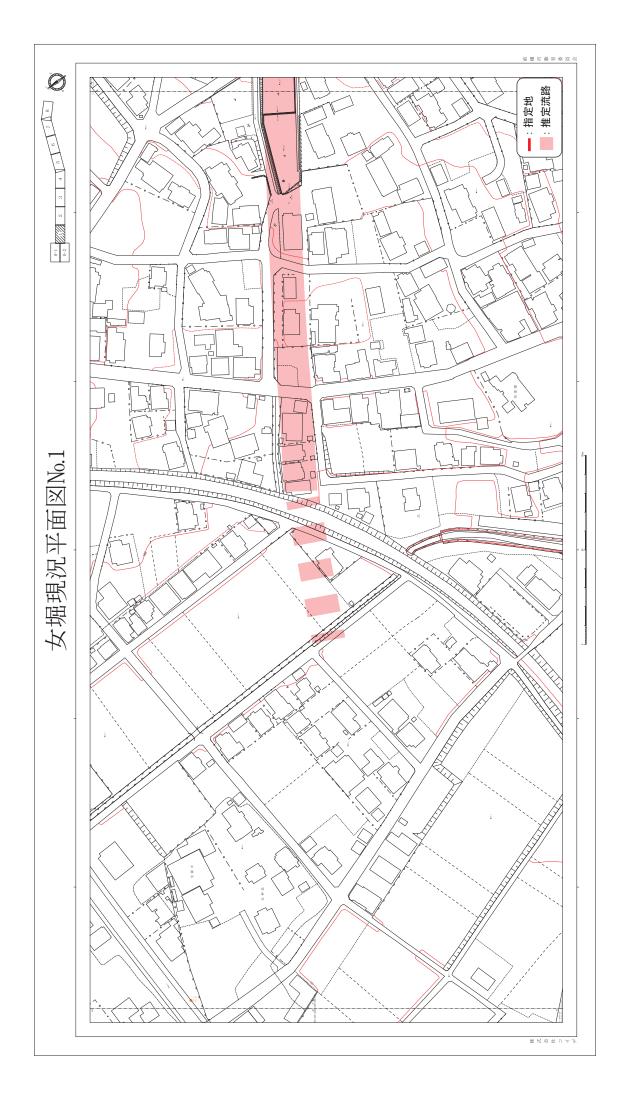


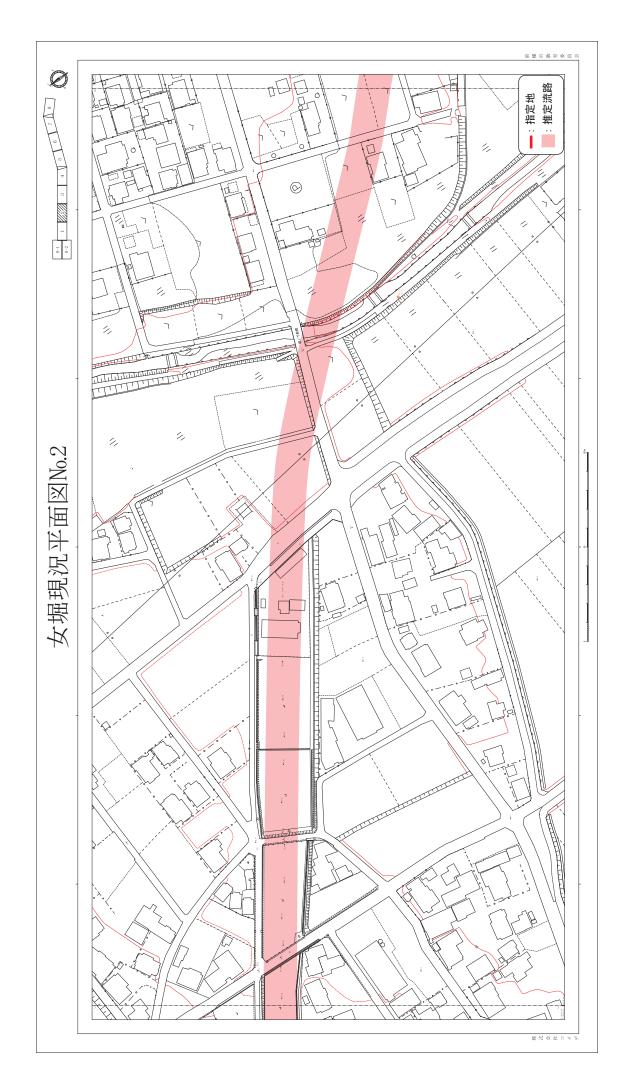
○史跡女堀保存活用計画策定に伴って、平成 28 ~ 29 年度に作成した現況平面図を掲載した。 ○女堀の流路は、昭和 50 年代に土地改良事業が実施されているため、群馬県教育委員会『女堀』(1980) 掲載の土地改良事業施工前の現況図の一部を再掲した。旧状の現況図 は『女堀遺跡平面図其○』のタイトルが付されている。

98



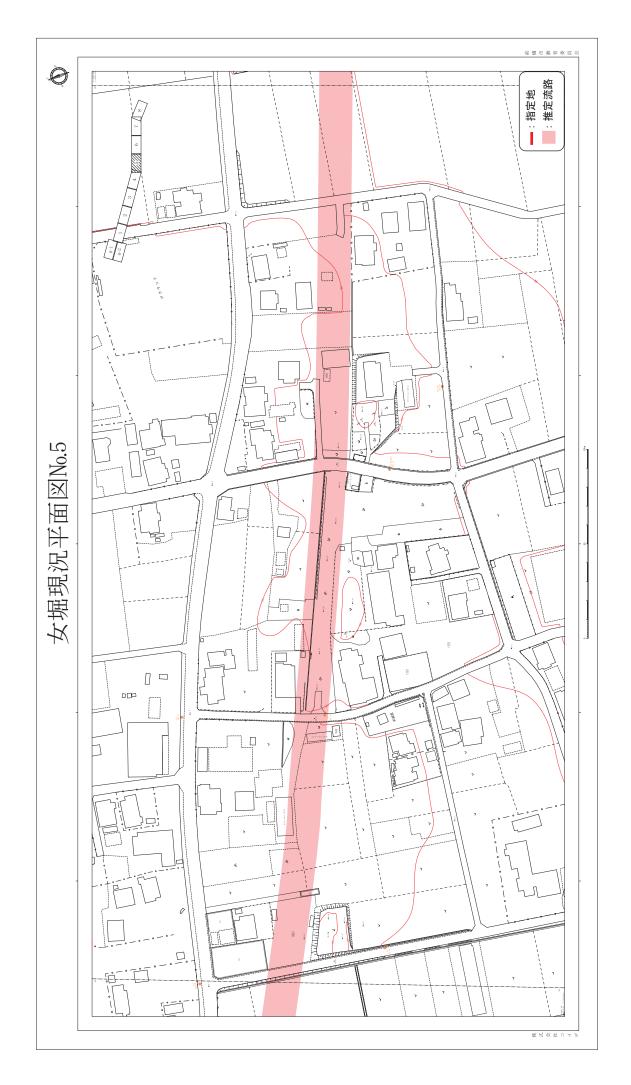


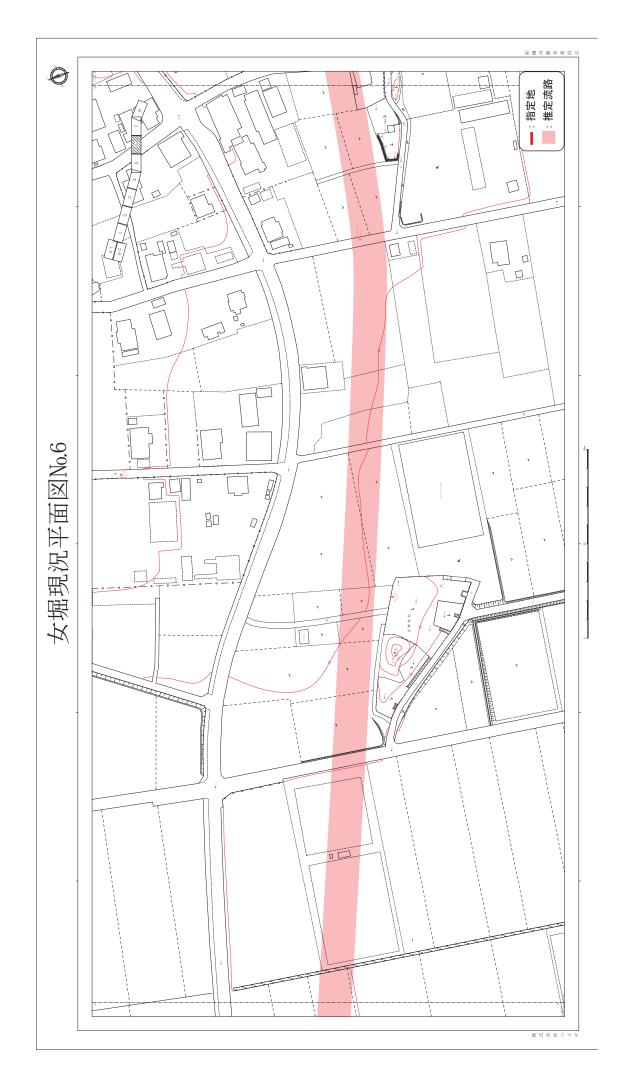


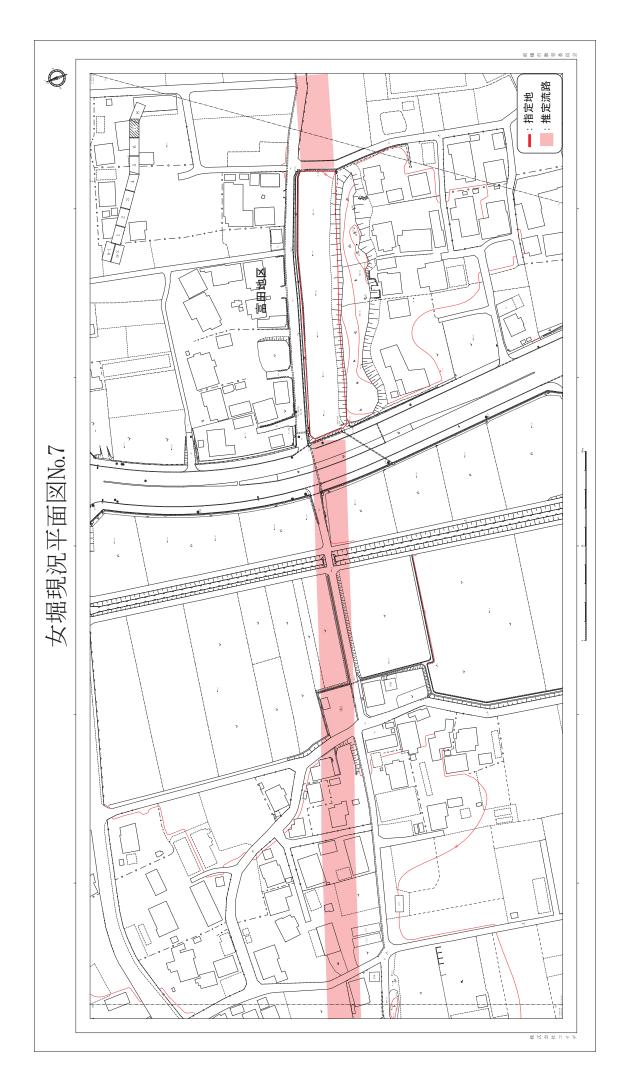


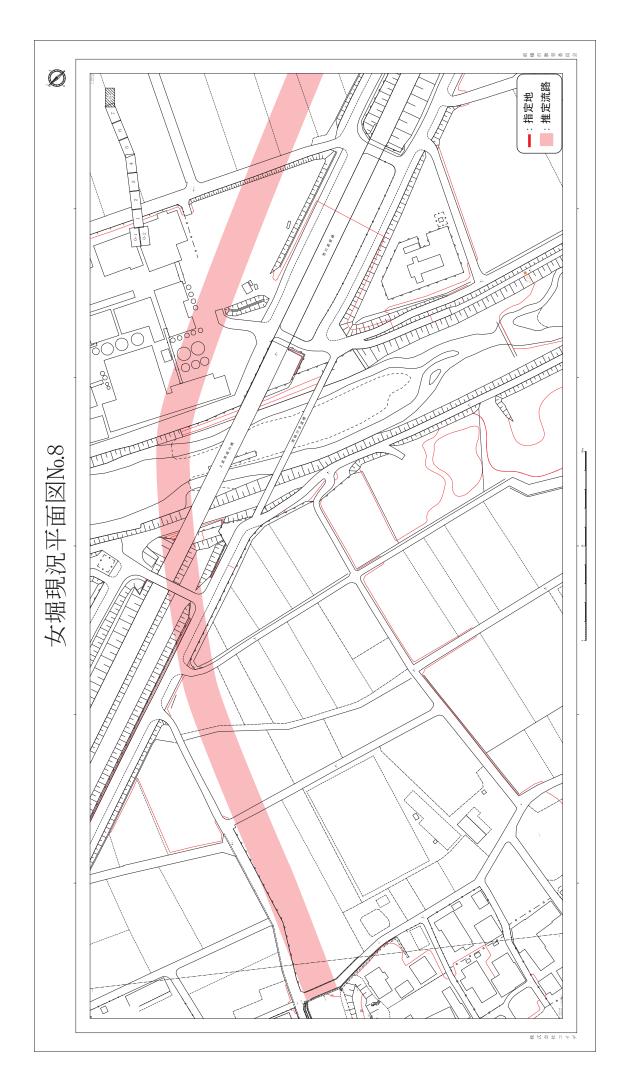


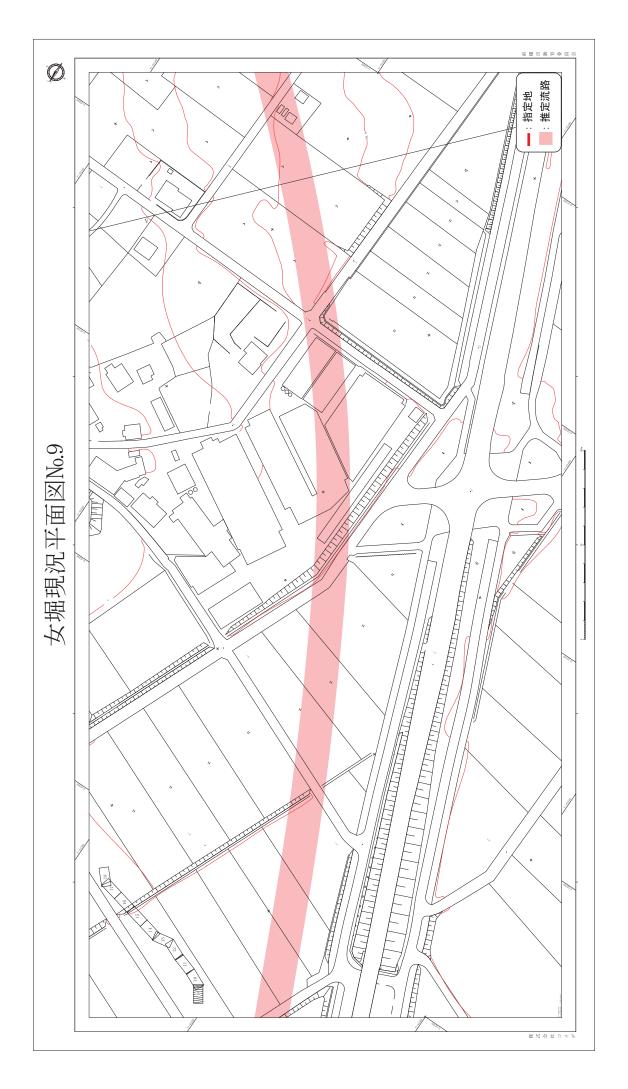


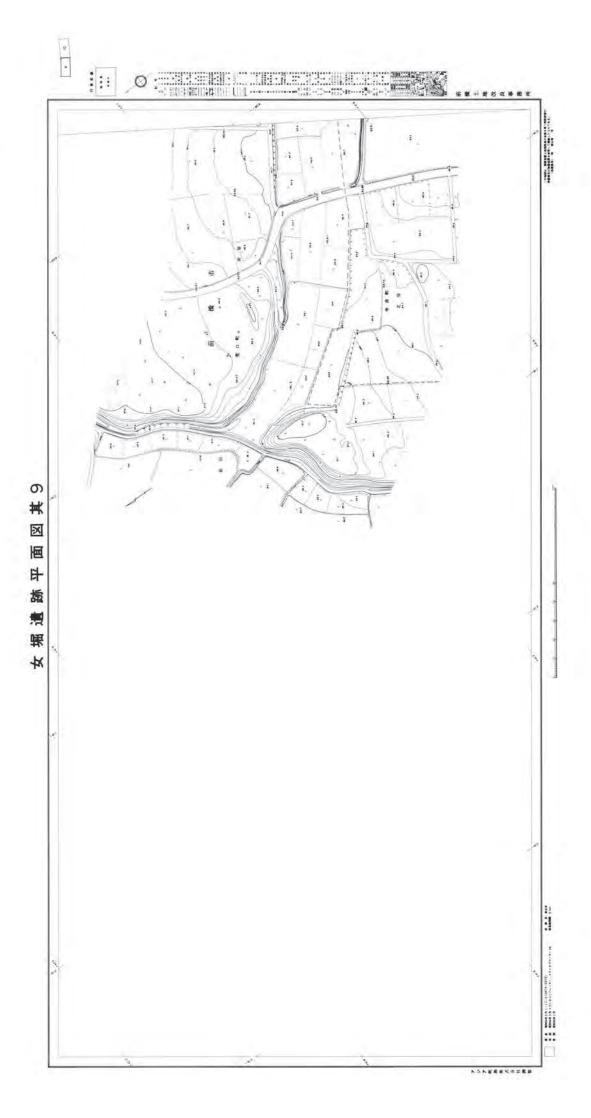




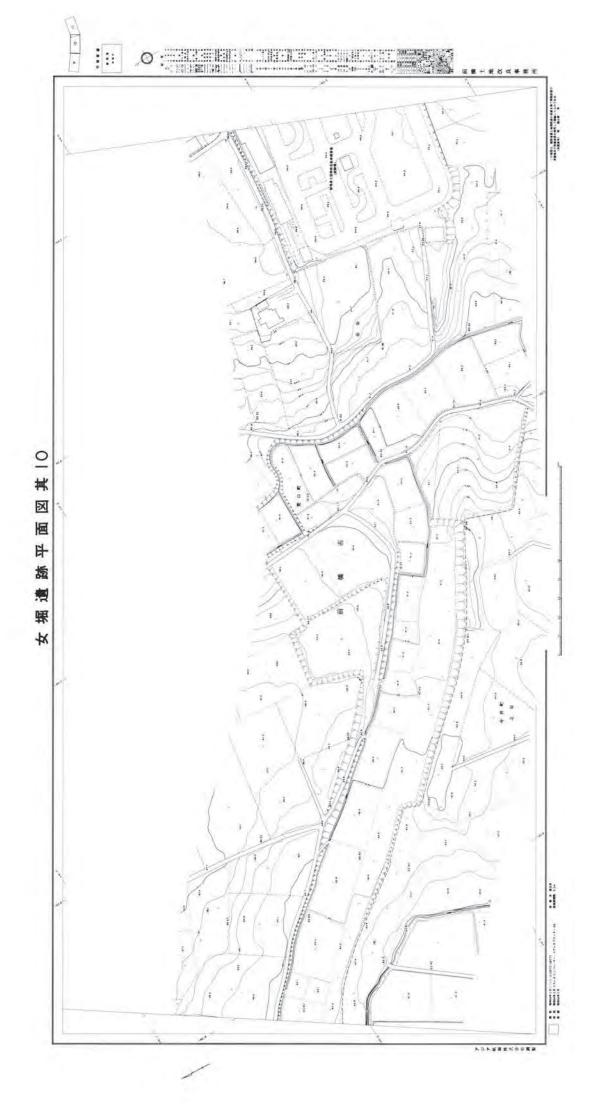




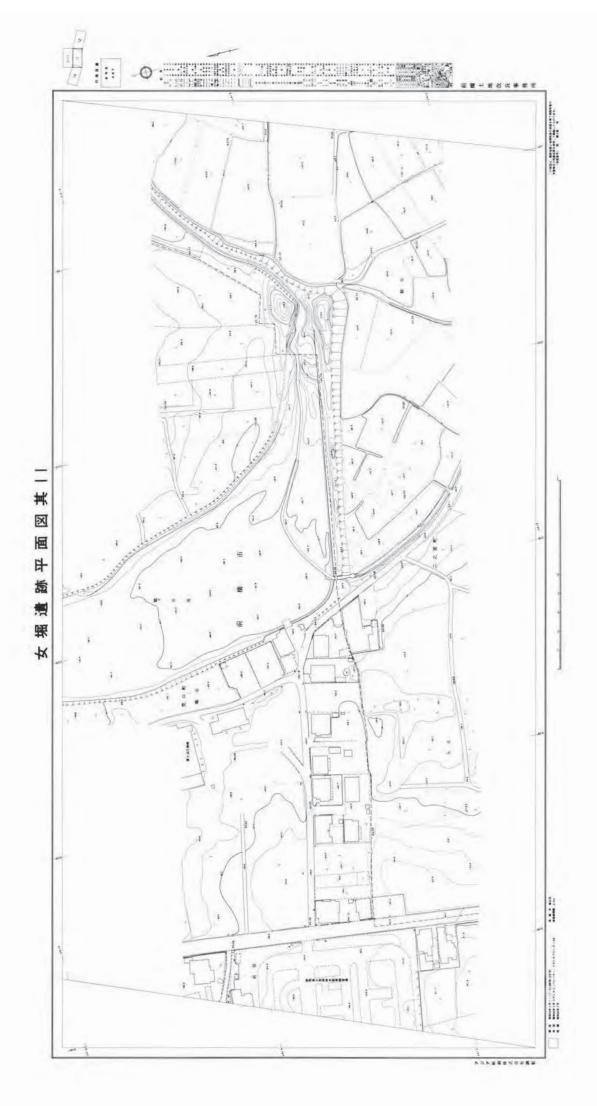




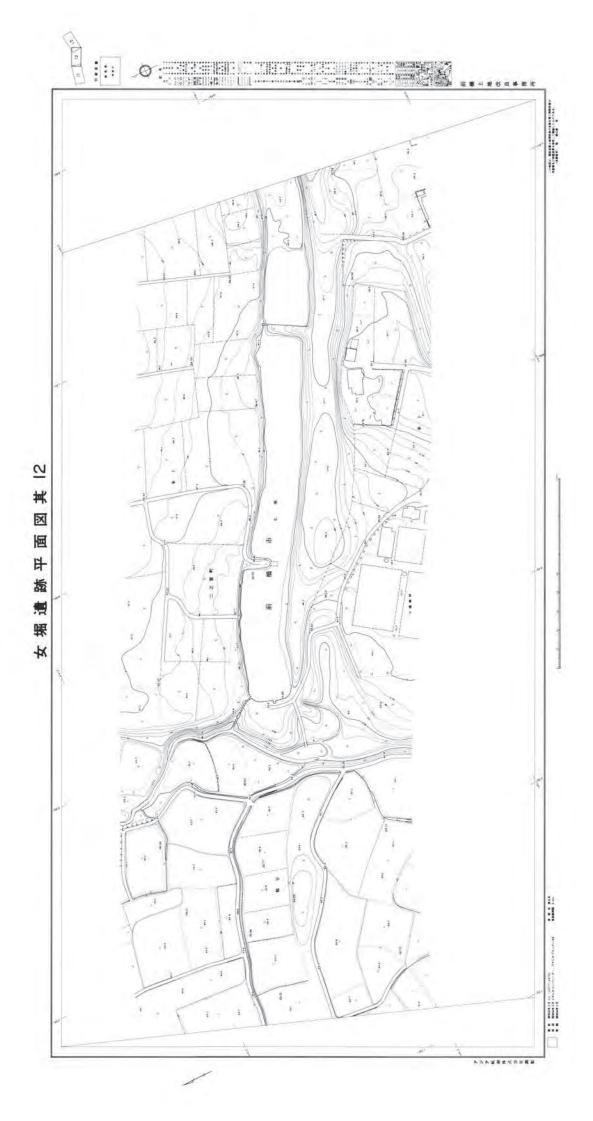




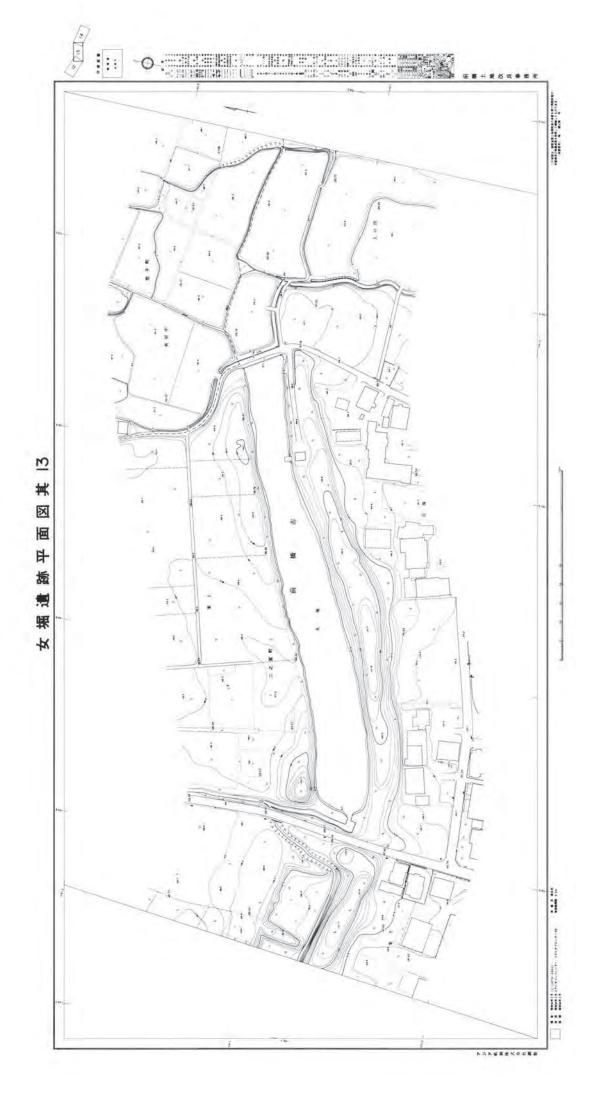




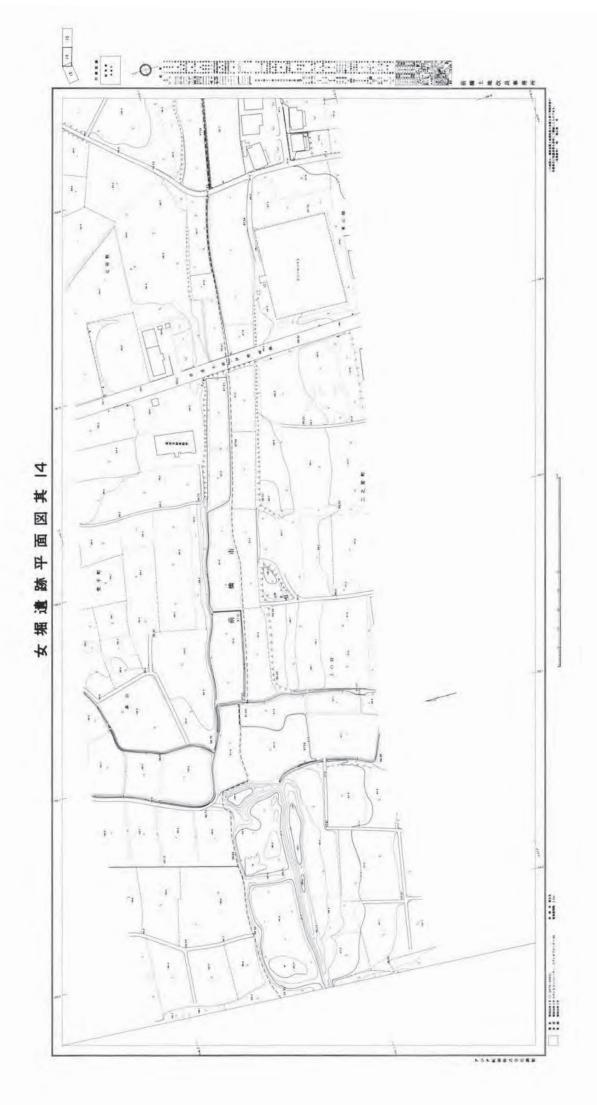


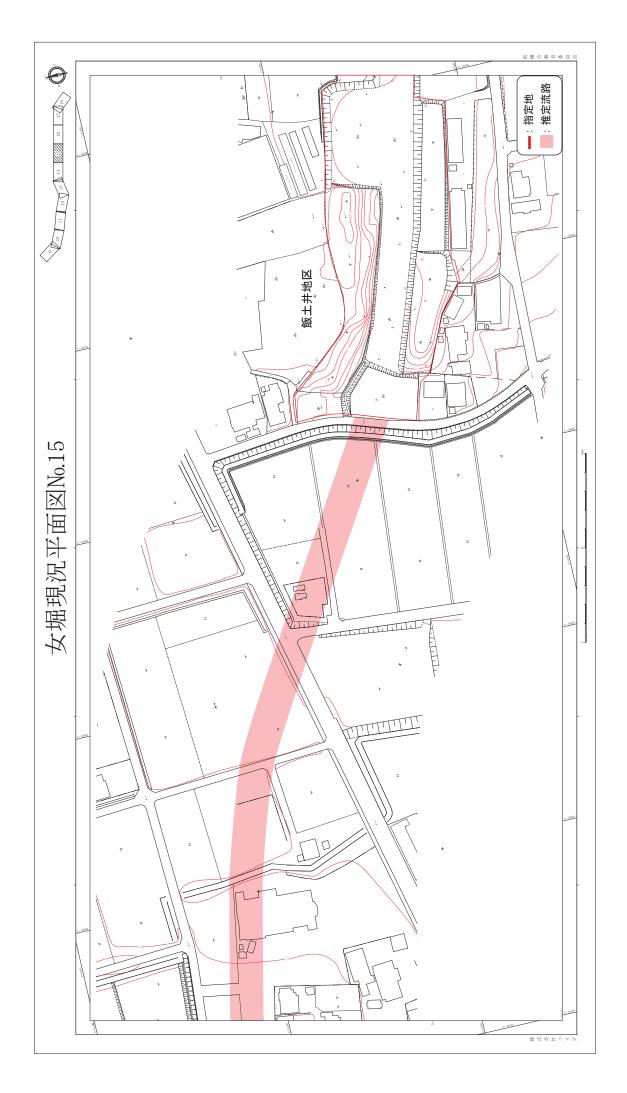


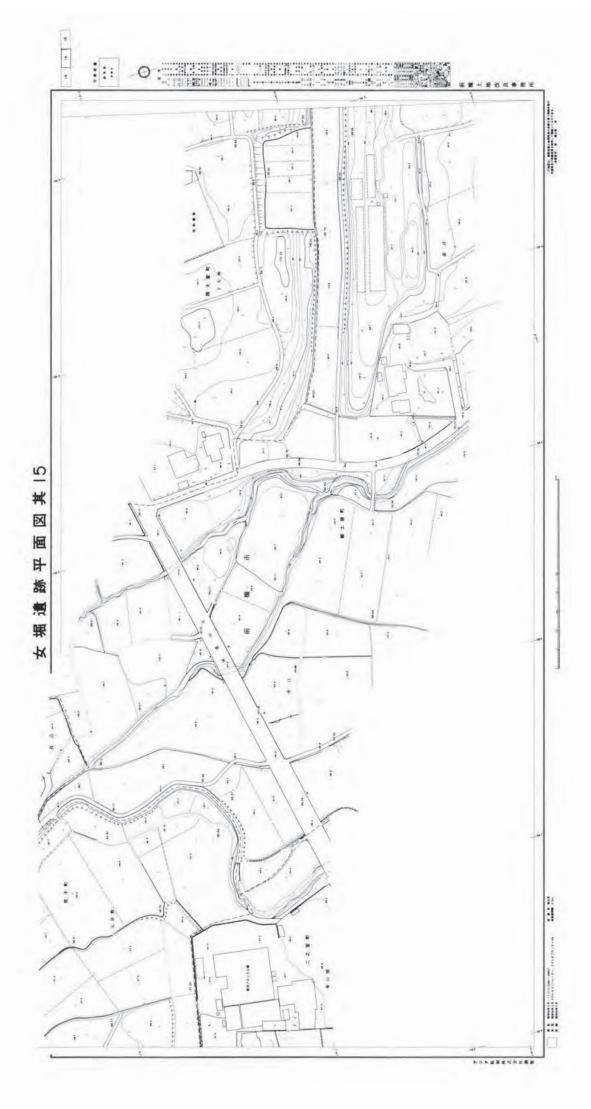




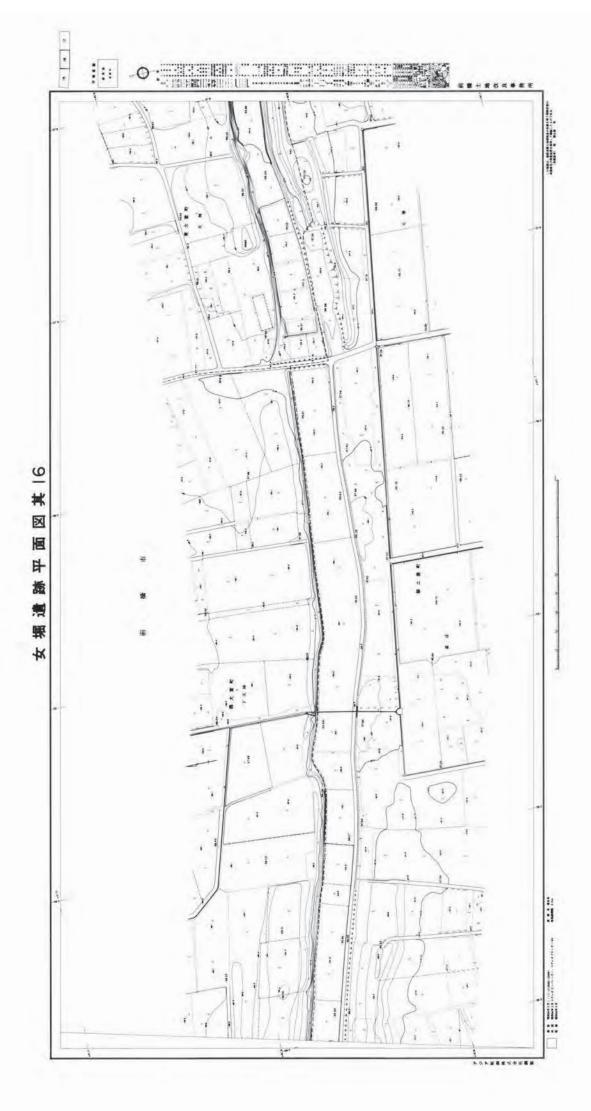




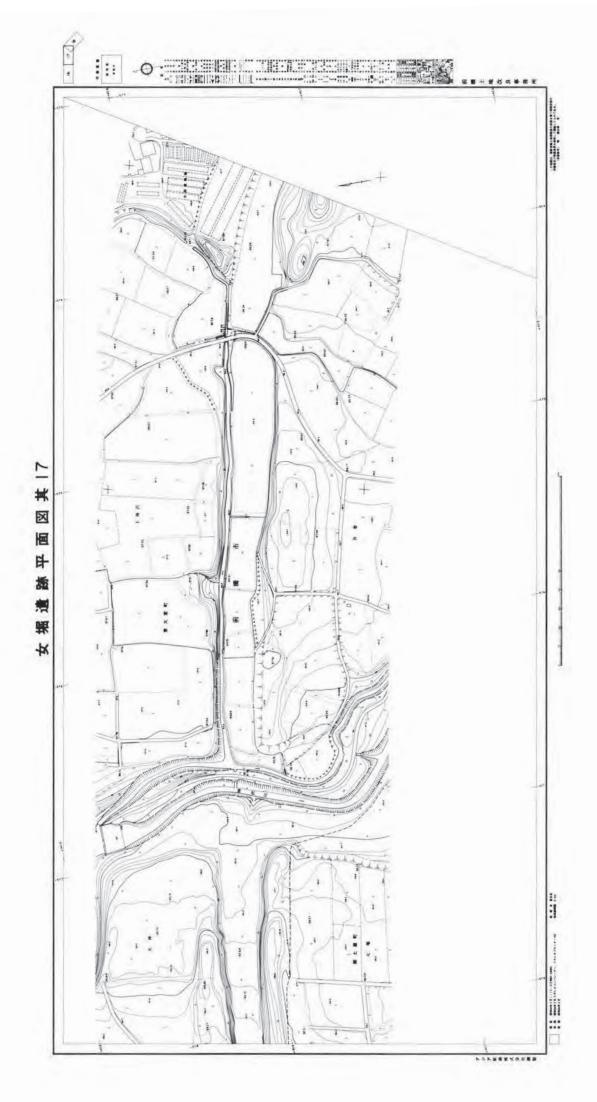


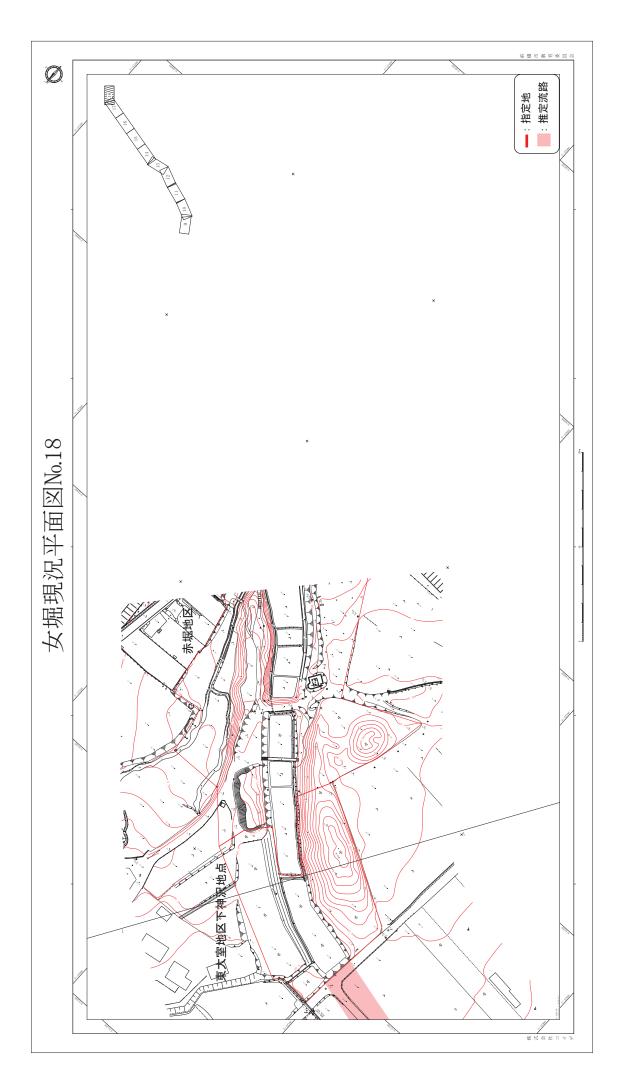


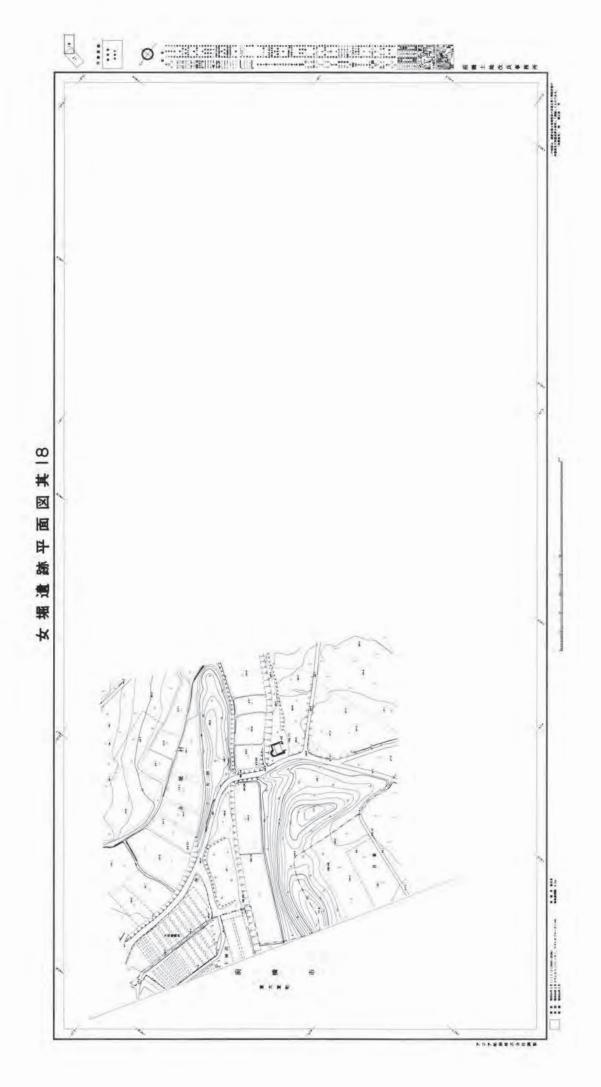












史跡女堀保存活用計画

印刷 平成31年3月22日 発行 平成31年3月29日

編集 前橋市教育委員会

発行 群馬県前橋市総社町三丁目11-4

印刷 朝日印刷工業株式会社 前橋市元総社町67